

平成 2 1 年

笛吹市議会
第 2 回定例会会議録

平成 2 1 年 6 月 4 日 開会

平成 2 1 年 6 月 1 6 日 閉会

山梨県笛吹市議会

笛吹市告示第76号

平成21年笛吹市議会第2回定例会を次のとおり招集する。

平成21年5月28日

笛吹市長 荻野正直

1. 期 日 平成21年6月4日 午後1時30分
2. 場 所 笛吹市役所議場

○ 応招・不応招議員

応招議員（24名）

1番	網 倉 正 治	2番	志 村 直 毅
3番	野 澤 今 朝 幸	4番	北 嶋 恒 男
5番	中 村 正 彦	6番	風 間 好 美
7番	渡 辺 正 秀	8番	亀 山 和 子
9番	降 矢 好 文	10番	堀 内 文 藏
11番	中 村 善 次	12番	龍 澤 敦
13番	野 沢 勝 利	14番	寶 修
15番	新 田 治 江	16番	大 久 保 俊 雄
17番	小 林 始	18番	内 藤 武 寛
19番	中 川 秀 哉	20番	渡 邊 清 美
21番	川 村 恵 子	22番	松 澤 隆 一
23番	前 島 敏 彦	24番	上 野 稔

不応招議員（ な し ）

平成 2 1 年

笛吹市議会第 2 回定例会

6 月 4 日

平成21年笛吹市議会第2回定例会

1. 議事日程(第1号)

平成21年6月4日
午後1時26分開議
於 議 場

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 議会関係諸般の報告
日程第 4 市長行政報告ならびに提出議案要旨説明
日程第 5 報告第 1号 平成20年度笛吹市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告
について
日程第 6 報告第 2号 平成20年度笛吹市公共下水道特別会計繰越明許費繰越計
算書の報告について
日程第 7 報告第 3号 平成20年度笛吹市水道事業会計繰越明許費繰越計算書の
報告について
日程第 8 議案第52号 笛吹市父子家庭児童育成手当支給条例の制定について
日程第 9 議案第53号 笛吹市立学校設置条例の一部改正について
日程第10 議案第54号 笛吹市道路法施行条例及び笛吹市公共物管理条例の一部改
正について
日程第11 議案第55号 平成21年度笛吹市一般会計補正予算(第1号)について
日程第12 議案第56号 平成21年度笛吹市国民健康保険特別会計補正予算(第
1号)について
日程第13 議案第57号 平成21年度笛吹市介護保険特別会計補正予算(第1号)に
ついて
日程第14 議案第58号 平成21年度笛吹市介護サービス特別会計補正予算(第
1号)について
日程第15 議案第59号 平成21年度笛吹市後期高齢者医療特別会計補正予算(第
1号)について
日程第16 議案第60号 平成21年度笛吹市公共下水道特別会計補正予算(第1号)
について
日程第17 議案第61号 平成21年度笛吹市簡易水道特別会計補正予算(第1号)に
ついて
日程第18 議案第62号 平成21年度笛吹市水道事業会計補正予算(第1号)につい
て
日程第19 議案第63号 平成21年度笛吹市営春日居地区温泉給湯事業会計補正予
算(第1号)について

2. 出席議員は次のとおりである。(24名)

1番	網倉正治	2番	志村直毅
3番	野澤今朝幸	4番	北嶋恒男
5番	中村正彦	6番	風間好美
7番	渡辺正秀	8番	亀山和子
9番	降矢好文	10番	堀内文藏
11番	中村善次	12番	龍澤敦
13番	野沢勝利	14番	寶修
15番	新田治江	16番	大久保俊雄
17番	小林始	18番	内藤武寛
19番	中川秀哉	20番	渡邊清美
21番	川村恵子	22番	松澤隆一
23番	前島敏彦	24番	上野稔

3. 欠席議員

(なし)

4. 会議録署名議員

13番	野沢勝利	14番	寶修
-----	------	-----	----

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(19名)

市長	荻野正直	副市長	望月健二
教育長	山田武人	総務部長	梶原清
経営政策部長	池田聖仁	会計管理者	堀井一美
市民環境部長	加藤寿一	保健福祉部長	中川啓次
福祉事務所長	河野修	産業観光部長	保坂利定
建設部長	岩澤重信	公営企業部長	竹越富男
教育次長	早川哲夫	総務課長	山下真弥
財政課長	鈴木幸弘	消防長	金井一貴
代表監査委員	飯田三郎	教育委員長	田中昭子
農業委員会長	荻野勇夫		

6. 職務のため議場に出席した者の職氏名（3名）

議会事務局長	古屋正史
議会書記	飯島重人
議会書記	金井久

○議長（上野稔君）

ただいまの出席議員は24名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成21年笛吹市議会第2回定例会を開会いたします。

会議に入るに先立ち、この度、第85回全国市議会議長会定期総会において、市議会議員として10年以上在職した堀内文蔵君が、市政の振興に尽力された功績が認められ、表彰を受けました。

受賞者に対し、心から敬意を表すとともにお祝いを申し上げます。

つきましては、この際、表彰状の伝達を行います。

堀内議員は前のほうにお願いします。

（表彰状・伝達）

開会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

先日、笛吹市内で県内第1号の新型インフルエンザの感染者が出たとの報道があり、心配するところでもあります。

幸い、病状も落ちついて快方に向かっているとのこと、県・市の素早い対応があり、感染拡大が防げたのではないかと考えております。

ひと安心しておりますが、しかし、わが笛吹市の観光は重要な基幹産業であり、その影響が出ているようです。

先日、ホテル関係者と話す機会がありましたが、キャンセルが続いていると聞いております。景気低迷の折、二重苦であり大変だと嘆いておりました。

早く暗いトンネルから抜け出るよう願うばかりであります。

なお、地球温暖化防止のため、冷房の温度を高めを設定してありますので、上着を脱いで結構です。

本日、傍聴および撮影の申請があり、これを許可しましたので報告いたします。

傍聴人に申し上げます。

傍聴人は議事について可否を表明し、また、騒ぎ立てることは禁止されておりますので、静粛に願います。

また、携帯電話の電源は切るか、マナーモードに設定していただくようお願いいたします。

なお、議長の命令に従わないときは、地方自治法第130条第1項の規定により、退場を命じますので、念のため申し添えます。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。

○議長（上野稔君）

日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

会議規則第79条の規定により

議席第13番 野沢勝利君

議席第14番 寶 修君

の両名を会議録署名議員に指名いたします。

○議長（上野稔君）

日程第2 「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

今定例会の会期は、本日から6月16日までの13日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日から16日までの13日間と決定しました。

○議長（上野稔君）

日程第3 「議会関係諸般の報告」を行います。

本日までに受理した請願は、お手元にお配りした請願文書表のとおり、教育厚生常任委員会に付託いたしましたので、報告いたします。

次に、監査委員から、平成21年2月分から平成21年4月分の例月出納検査の結果について、報告がありました。

お手元に配布してあります報告書により、ご了承をお願いいたします。

次に、地方自治法第121条の規定により、市長ならびに行政委員会の長に出席を求めたところ、お手元の名簿のとおり説明員の出席の通知がありました。

なお、議会関係の出席状況等については、お手元に配布したとおりです。

○議長（上野稔君）

日程第4 市長より、行政報告ならびに、日程第5 報告第1号から日程第19 議案第63号までの15案件を一括議題とし、提出議案に対する要旨説明を求めます。

市長、荻野正直君。

○市長（荻野正直君）

本日ここに、平成21年6月定例議会の開会にあたり、提出いたしました案件につきまして、その概要をご説明申し上げ、併せて私の行政経営の一端を申し述べ、議員各位ならびに市民の皆さまのご理解を賜りたいと存じます。

はじめに、新型インフルエンザ対策についてご報告申し上げます。

4月24日に世界保健機関が豚インフルエンザの情報を発信して以来、報道等でご承知のとおり世界的に感染者が発生、拡大したところであります。

県は、新型インフルエンザ行動計画により、4月27日に各保健所に発熱相談センターを開設しました。

これを受けまして、本市では、ホームページによる情報の提供と併せ、職員への周知を図るとともに、4月30日には、緊急の新型インフルエンザ対策本部会議を開き、それぞれの部署が把握している情報の確認を行い、防御資器材として防護服、マスク、消毒薬、手袋等を備蓄することといたしました。

5月1日、市内全戸に緊急に文書を回覧し、正しい情報・対応の周知を行い、5月13日に

は、「笛吹市新型インフルエンザ対策行動計画」を策定いたしました。

また、日本国内での発生を受け、県内発生早期の対応方針が県から示される中、市では公共施設に手や指の消毒薬を備え、感染予防のポスターを掲示いたしました。

国内発生の範囲が広がりを見せ、山梨県内での発生も危惧されていたところ、5月31日に県内初、本市において発生が確認されました。

市では、直ちに対策本部幹事会を招集し、翌6月1日午前、第2回の対策本部会議を開催し、対応を協議したところであります。

今回の新型インフルエンザは、概して病原性は低く、強毒性の鳥インフルエンザを想定して策定されている行動計画を、そのまま適用するには社会的影響が大きすぎると考えられていること。また、このたびの患者は調査の結果、行動範囲が限定的であることから、学校、保育所等施設の休業、行事等の自粛は要請せず、今後の状況を見て対応をすることとする、山梨県の対応方針を参考に本市も同様といたしました。

また、感染の拡大抑制のさらなる取り組みとして、市内の全学校、保育所等施設、旅館、ホテルなどの施設に感染防止策の徹底を再度依頼したところであります。

今後も、感染防止策の周知により発生の抑止に努めてまいります。仮に発生した場合は、策定した「笛吹市新型インフルエンザ対策行動計画」により、状況を見極めながら迅速、的確な対応を行ってまいります。

さて、世界経済は、昨年秋から続く世界的金融危機を背景に、100年に一度といわれる不況の中にあり、多くの国で景気の後退感が高まり、日本経済への影響も深刻化しております。

5月20日、内閣府が発表した2009年1月から3月期の実質GDP成長率は、年率換算でマイナス15.2%の減となり、戦後最大のマイナス幅を記録するなど、日本経済がかつてない長期不況に陥っている現状を裏付ける結果となりました。

しかしながら、5月の月例経済報告では、「景気は、厳しい状況にあるものの、このところ悪化のテンポが穏やかになっている」と、3年3カ月ぶりに景気の基調判断を上方修正いたしました。

また、多くの民間シンクタンクは、定額給付金や高速道路料金値下げなどの経済対策効果が、消費者心理の改善などを促し、4月以降のGDPのプラス成長を予想していることから、雇用情勢などのリスク要因は残るものの、現在の最悪期からの脱出も予測されるところであります。

このような中、政府は、極めて厳しい地方財政の現状を踏まえ、平成20年度第2次補正等による緊急経済対策および雇用対策に引き続き、今年度も第1次となる大型補正予算により、総額約1兆4千億7千億円規模の緊急経済危機対策に取り組むことを閣議決定し、5月29日に補正予算が成立いたしました。

本市におきましても、これらの交付金を積極的に活用し、対象となる公共事業等に速やかに対応するよう、準備を進めているところであります。

平成21年度がスタートして2カ月余りが経過いたしました。

笛吹市総合計画、「ふえふき協奏曲第1番」、みんなで奏でる“にぎわい・やすらぎ・きらめきのハーモニー”に掲げた28の施策の実現に向け、常に一步先を見据えた中で、職員が一丸となり積極・果敢に各施策・各事業に取り組んでまいり所存であります。

以下、第一次笛吹市総合計画の施策体系に沿って、主な事業のご説明をさせていただきます。はじめに、国際交流事業についてであります。

4月17日から20日の日程で、国際友好都市でありますドイツ・バートメルゲントハイム市から、ヨッヘン・フラスベック副市長を団長とする7名の公式友好使節団が本市を訪れました。

笛吹市としては初の公式使節団を受け入れたわけではありますが、釈迦堂遺跡博物館や、なごみの湯の視察のほか、川中島合戦戦国絵巻への参加など、短い時間ではありますが、歓迎レセプションと合わせ交流を深めることができました。

また、バート市の950周年記念事業として企画された、国際交流プロジェクト「虹のもう一方の端」絵画展を開催し、開催期間中は、市民をはじめ多くの方のご来場をいただきました。

これらの事業を通じて、さらなる国際交流や世界平和への発展につながることを切に願うところでもあります。

次に、中国研修生受け入れ事業についてであります。

昨年4月23日に受け入れを行った太原旅遊職業学院の研修生46名は、1年間の所定の研修を一人の脱落者もなく終了し、4月23日に帰国いたしました。

旅館における接客、客室業務、配膳などの実務研修と、語学、観光地視察、生活・文化講習などの非実務研修を行い、日本の「おもてなしの心」を基本とする接客の手法やマナーの習得、および文化、歴史、習慣等を学習されました。

帰国後は、ホテル、旅行会社等に就職を希望する研修生の活発な笛吹市のPRにより、いまままで以上の誘客促進が期待されます。

また、習得した「おもてなしの心」の中国での伝播により、日中両国のさらなる友好・交流を深め、ひいては観光面のみならず産業面での二次的効果が図られるものと確信しているところでもあります。

なお、引き続き本年度も7月中旬より19名の新たな研修生の受け入れが予定されております。

次に、桃の花まつりについてであります。

4月1日から19日までの間、笛吹市内各地において、笛吹市桃の花まつりを開催いたしました。

期間中、各地域で行われた祭りは、地域で考え、地域でつくり上げるイベントとして、それぞれ特色ある祭りに仕上がっており、地域のことは地域でという、地域振興における協働のまちづくりの醸成を感じた次第であります。

最終日の川中島合戦戦国絵巻では、総勢900人の武田・上杉両軍が、笛吹川原で勇壮な合戦絵巻を展開し、観光客も5万8千人と、昨年を超えるお客さまにお越しいただきました。

このイベントが、市民の皆さまはもとより観光客の皆さまとのふれあいの場となり「桃・ぶどう日本一と温泉の郷」笛吹市のご理解を深めていただく機会になるものと確信しております。

次に、ふるさと大使意見交換会についてであります。

4月10日に、3名のふるさと大使、および山梨県東京事務所、山梨県観光部の方々にもご参加をいただく中で、笛吹市ふるさと大使意見交換会を開催いたしました。

ふるさと大使それぞれのご意見や、本市の現在の観光の状況説明などを踏まえながら、活発な意見交換を行い、その後、市内の観光名所を巡り、地元の観光資源を確認していただきました。

今後も引き続き、本市の歴史文化および自然環境を生かした観光資源の広報活動や、産業振

興に関する助言や情報の提供などをお約束いただいたところであります。

次に、ごみ減量化への取り組みについてであります。

本市では、資源循環型社会の構築に向け、可燃ごみ53%減量を目指す中で、さまざまな事業に取り組んでおります。

特に、生ごみにつきましてはごみ減量化推進事業の中で重要課題と位置付けており、バイオマスタウン構想と連携する中で、生ごみ処理機等の購入補助制度の推進や堆肥化の取り組み、さらにはモデル地区での生ごみ処理の推進などを行っております。

今年度に入りまして、ごみの減量、資源化に対する地域や住民個人の意識の向上を誘発するための取り組みとして、昨年度に引き続き、4月に分別説明会を7回開催いたしました。

また、今年度の取り組みとして、ミックスペーパー、その他プラ排出個所増設による収集モデル地区として、石和町唐柏地区の収集を行っておりますが、4月時点の唐柏地区のミックスペーパー、その他プラ1人当たり平均排出量は前年度の2.6倍となっております。

今後、検証を行いながら、モデル地区住民への分別排出の啓発を行い、さらなる収集量の増加に努めてまいります。

次に、高齢者福祉についてであります。

本市は、まもなく市民の4人に1人が65歳以上の高齢者となる状況にありますが、その大部分は元気な高齢者であります。

元気な高齢者がさらに長く元気であり続けることができるよう、本市独自のシルバー体操指導員の皆さんのご協力を得て、6月から毎週月曜日と木曜日の昼12時30分から「ふえふき・いきいき体操」を、御坂・一宮地域の限定となりますが、笛吹きらめきテレビで放映していく予定であります。

さらに、7月から笛吹市のインターネットホームページでも動画配信を行う予定であります。

次に、緑化対策事業についてであります。

5月1日、境川町大黒坂の聖応寺有林を会場に、第3回笛吹市植樹祭を開催いたしました。市内全域から緑化団体や緑の少年少女隊など約200人が参加し、ヤマザクラの苗木500本の植樹を行いました。

緑や森林に対する関心が高まる中で、緑をつくり・育て・守る意識を啓発するとともに、豊かな自然を未来に引き継ぐために、市民一人ひとりの緑化意識の向上に寄与できたものと確信しております。

次に、父子家庭児童育成手当についてであります。

父子家庭の生活の安定と自立の促進および児童の健全な育成を図ることを目的に、母子家庭の児童扶養手当に相当する額を支給するものであります。

父子家庭も母子家庭と同様に、育児や家事をしていることと併せ、最近の雇用状況、経済状況の悪化により、父子家庭を取り巻く環境も厳しさを増しており、この制度が児童の健全育成の一助になることを期待するものであります。

本議会に支給条例の制定および所要額の追加補正予算を提案しておりますので、よろしくご審議をお願いいたします。

次に、保育所についてであります。

かすがい東保育所建設事業につきましては、20年度に進入路の拡幅工事が完了し、建設検討委員会からのご提案を反映した基本設計に続き、実施設計が完成いたしました。

来年4月の開所を目指し、建設工事に着手してまいります。

併せて指定管理者制度導入に向けても、保護者の皆さまと協議を進めているところであります。

また、本市の保育ビジョンにつきましては、公立・私立の保育士や小学校の先生などで構成したワーキンググループで検討を重ね、現在、詰めの段階に入っております。

策定後は、このビジョンにより、人や地域との交流や小学校との連携を図り、養護と教育が一体となった特色ある本市の保育を展開してまいりたいと考えております。

次に、私立幼稚園就園奨励費補助事業についてであります。

この事業は、私立幼稚園に就園する園児の保護者を対象に、父母負担の軽減を図ることにより、多くの園児を私立幼稚園に就園させることを目的として実施する事業であります。

本市では、旧石和町において昭和54年度より導入し、幼児教育の普及を進めてまいりましたが、子育ての指針として、国の基準を参考に補助金の増額や支給対象者の拡大を行い、さらに事業の推進を図ってまいります。

次に、介護保険についてであります。

この4月から、第4期介護保険事業計画がスタートいたしました。

介護サービスの利用者と事業者の橋渡し役として、事業者を訪問し、利用者や事業者から相談や意見交換などを行う介護相談員を、今年度2名を増員し4名体制とする中で、適切な介護サービスの確保と質の向上を図ってまいります。

次に、障害福祉についてであります。

障害者自立支援法が施行され3年が経過いたしますが、障害福祉サービス事業の一つである地域生活支援事業として、本年4月から保健福祉部窓口到手話通訳者を設置いたしました。

聴覚障害者の社会参加を促進する支援事業や相談支援、さらに就労に向けた訓練等を行う市内5カ所の地域活動支援センター事業などを積極的に実施しているところであります。

また、障害者自立支援協議会を中心に、ご意見やご提案をいただきながら進めてきた、笛吹市障害福祉計画の見直し計画が策定されました。

計画期間である、平成21年度から23年度を第2期として、「障害のある人の自立を支援する環境づくりの実現に向けて」のテーマに基づき計画を実行してまいりたいと考えております。

次に、国民健康保険についてであります。

昨今の世界的な経済不況の中、企業からの解雇に伴う社会保険からの脱退による、国民健康保険および国民年金への加入者が継続して増加しております。

これにより、前年の総所得が算定基礎となり課税される国保税については、急激な収入の減少により、納付が困難な世帯も出てくるものと憂慮されるところであります。

この事態に対応するため、国民健康保険においては、従来からの減免要綱の一部改正を行い、一定の所得まで収入の減少が見込まれる世帯については、国保税をその段階に応じて減免することといたしました。

また、昨年の医療制度改正により、年齢により加入する医療保険が変わることになり、それに伴い本算定日が8月1日から7月1日となりました。

現在、21年度の医療費等の総支出額に対する必要となる税額を算出し、本算定に向けての事務を進めているところであり、今後、所管常任委員会を中心に順次ご報告させていただく予

定であります。

次に、特定健診事業についてであります。

昨年4月から、市内各地区において健診を実施いたしました。昨年度の受診率は当初目標とした34%を若干下回り、32.3%でありました。

今年度事業については、すでに4月に一宮地区、5月に芦川地区を実施し、6月には石和地区を実施することとなっておりますが、本年は時期的に受診できない方のために、各地区とも時期を2回に分けて実施することといたしました。

特定健診につきましては、24年度には受診率65%という大変大きな課題が与えられておりますので、今後、一人でも多くの方に受診していただけるよう、事業の啓発活動などに努めてまいります。

次に、学校教育についてであります。

本年度は、昨年度策定した学校教育ビジョンの具現化の年として、各学校長に本ビジョンの主旨を生かした学校経営をお願いいたしました。

その1つとして、まず人との関係を大切にしたいことを考え「あいさつ」、「聞き方」、「言葉遣い」の3つの取り組みを教育委員会が提案し、市内のすべての学校で、保護者の皆さまにも意識していただきながら取り組んでいくこととしております。

また、教育環境の整備として、教育委員会に指導主事を1名増員し2名を配置したことで、教育委員会と学校間との連携が迅速、かつ綿密になり、さまざまな問題を抱える学校現場に対し、的確な指導助言が行われるものと期待しているところであります。

さらに、支援を必要とする児童生徒へのきめ細やかな指導支援のために、市費負担「講師」と「学習支援講師」を小中学校に35名配置したところであり、一人ひとりの児童・生徒にできるだけ多くの目が向けられ、学校の実情に合った、より柔軟な指導支援が図られるものと考えております。

次に、現場からの教育改革リレーフォーラム in 笛吹大会についてであります。

笛吹市合併5周年特別記念事業として、本年10月10日にスコレーセンターにおいて開催する予定であります。

このフォーラムは、「地域主導の地域づくり」という意思をより具体化するために、首長が連携して政策を提言するとともに、自らも実践することを目標とした、全国の有志市町村長で構成する「提言・実践首長会」の共催を得て開催するもので、参加市町村が実施している個性ある教育の現状報告や、地域に根ざした教育ができる制度の必要性を訴え、教育改革リレーフォーラムとして継続的に行われているものです。

フォーラムには、実践首長会の会員、県内の市町村教育長、教育委員、市内の教職員、PTA、保護者等、参加人数約300人を予定しております。

議員の皆さまにもご参加いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

次に、生涯学習関係についてであります。

5月30日、平成21年度市民講座スコレー大学の開学式をスコレーセンターにおいて開催いたしました。

昨年度は、110講座に約2,400名の市民の皆さまのご参加をいただいております。

今年度は、各学期を通じ「笛吹市発平和へのメッセージ」と「地域からの発信」の2つのテーマによる講座を設け、特定分野に偏らないバランスの取れた講座になるよう、講座の継続性や

特色を持たせることに配慮しながら、山梨学院大学等の外部機関や、いさわ文化・スポーツ振興財団との連携を密にした講座の提供を進めてまいります。

なお、6月から始まっている1学期には、30講座に約700名の申込みがありました。

このほかにも、各地区の特性を踏まえた地域講座や、行政区と協働しながら実施するスコミュニティ講座など、地域色のある講座の提供により、市民の皆さま一人ひとりが年齢に関係なく、生涯にわたり必要なことや興味・関心のあることを学ぶ、生涯学習の楽しさ・面白さを再発見していただく一助になることを期待いたしております。

次に、読書推進事業についてであります。

平成20年度の図書資料利用状況は、前年度と比べ4万点の利用が増え、年間69万点のご利用をいただきました。年間市民1人当たり約9冊の本をご利用いただいたこととなります。

また、本年度より芦川支所内にミニ図書館を開設し、500冊の図書、雑誌を配架することにより、図書館のなかった芦川地域に読書サービスを提供することができるようになりました。

今後は、市内6カ所の図書館とさらに連携を図り、図書館サービスの拡大に積極的に取り組んでまいります。

次に、身近にスポーツを楽しむイベントとして、4月にいくつかの大会を開催いたしましたので、ご報告申し上げます。

まず、4月4日に「みずウォーク2009笛吹川大会」を開催いたしました。

ゲストウォーカーとして岡崎朋美さんをお迎えし、関東近隣の各県より1千名の参加者が、春の笛吹川沿いを中心にウォーキングで、満開の桃の花、桜、菜の花など、まさしく桃源郷を満喫していただきました。

8日、9日には「第5回みさか桃の花全国ゲートボール大会」を開催し、全国から200チームの参加をいただき、友好と交流を深めていただきました。

また、12日には「第5回笛吹市いちのみや桃の里マラソン大会」を開催し、3,700名余りの方々に、春爛漫の「桃・ぶどう日本一と温泉の郷」を楽しんでいただきました。

なお、マラソンやジョギングの専門誌「ランナーズ」が行った、2008全国ランニング大会100撰に「笛吹市いちのみや桃の里マラソン」が選ばれました。

これは、全国の約1,600の大会から、出場したランナーの人気投票により選出されるもので、これまで12回実施され、そのうち6回入選いたしております。

多くのお客さまに喜ばれる大会となるよう来年に向けて、さらなる内容の充実を図ってまいります。

次に、スポーツ施設整備事業についてであります。

平成20年度より繰越した、地域活性化・生活対策臨時交付金事業である、石和中央テニスコート砂入り人工芝改修工事について、11月中旬完成を目指して準備作業を進めております。

また、一宮テニスコート・一宮弓道場・御坂体育館の改修工事、および各地区体育施設の修繕・改修についても、順次進めております。

次に、「甲斐国千年の都 笛吹市」の冊子についてであります。

市の歴史と市内の豊富な文化財を解説した小学校6年生向けの冊子と、中学生以上、成人までを対象にした、2種類の冊子を製作いたしました。

小学生用は市内14の全小学校に配布し、成人用は教育委員会文化財課および各支所で、1冊500円で頒布いたします。

ぜひ、大勢の皆さまにご覧いただき、笛吹市のことをもっと深く知ることで、ふるさとに誇りを持っていただきたいと思います。

次に、寺本古代寺院跡についてであります。

3月に県の文化財保護審議会で県指定の答申が行われ、5月の県定例教育委員会で正式に県の指定史跡となりました。

今後は、県教育委員会や文化庁と協議する中で、学術調査も実施して早期に国の指定となるよう努めてまいります。

次に、国史跡甲斐国分寺跡についてであります。

毎年、公有地化を進めておりますが、昨年12月から金堂跡の発掘調査を実施し、保存整備のための基礎データを収集しております。

4月には一般者対象に現地見学会を実施し、地元を中心に多くの方々のご参加をいただきました。

本年度は、さらに金堂跡・講堂跡を調査し、データの収集を行うとともに、市民に現地を公開してまいります。

次に、市民協働の取り組みについてであります。

市民活動支援課を設置し、市民の自主的な活動や地域づくりの支援を行うための取組みを始め、3年目を迎えました。

本年度は、市民活動団体などが市民への情報発信や情報共有を行うことのできる「市民活動・地域づくり支援ポータルサイト」の構築を始めております。

このサイトでは、登録団体が気軽にホームページを持つことができ、会員同士の連絡や活動の整理を行えるほか、市民に向けた活動の紹介や会員募集などができるようになります。

現在、6月の試験運用による実証実験、8月の本稼働に向けて準備を進めているところであります。

次に、男女共同参画についてであります。

男女共同参画推進委員会より、5月に笛吹市男女共同参画推進条例の条例案を提案していただきました。

これを受け、市といたしましても、条例制定に向けての取り組みを行ってまいりたいと考えております。

なお、6月からは、新たな推進委員の皆さまを委嘱し、さらなる目標である男女共同参画都市宣言、および第2次男女共同参画プラン策定に向けた取り組みがスタートいたします。

次に、結婚相談事業についてであります。

任期満了に伴い、これまでより7名増員の20名の相談員さんを委嘱させていただきました。研修会等を経て、これまでより広い相談スペースがとれる、春日居保健福祉センターに会場を移し、6月5日より結婚相談業務の再スタートをいたします。

相談員の皆さまのご協力をいただき、業務のさらなる充実を図ってまいりたいと考えております。

次に、笛吹市公式ホームページのリニューアルについてであります。

かねてより準備を進めておりましたが、新年度のスタートに併せ、「より便利で、使いやすい」と実感できるような、見やすいホームページに向けて改修・リニューアルを行いました。

市の情報発信のベースとして、今後も利用者の増加を目指し内容の充実を図るとともに、内

外に向けて多くの情報を提供してまいりたいと思います。

次に、広報ふえふき・カレンダーの統一についてであります。

広報ふえふき・カレンダーは、これまで旧町村別に7種類を作成しておりましたが、笛吹市内各地の情報を全市民が共有し一体感を醸成することを目的に、カレンダーの統一を行いました。

これまで、カレンダーに掲載していた健診とごみの収集については、裏面に抜き出し日程をお知らせする形式といたしました。

今後も、市民生活に密着した広報ふえふきとして、市民と行政の情報の橋渡し役として、また、全市民の情報の共有化に向け内容の充実を図ってまいります。

次に、定額給付金および子育て応援特別手当についてであります。

平成21年2月1日現在を基準日とした定額給付金の給付対象者は、約2万7,400世帯、7万2,300人で、給付金総額は約11億700万円です。

本市では、生活困窮者への支援や低迷する経済の刺激策という制度の趣旨に基づき、3月19日に県下では最も早く給付を開始いたしました。

全国的に見ても、3月中旬までに給付を開始した自治体は、総務省定額給付金室の調べで42団体、2.3%という結果となっています。

5月末現在で、給付対象世帯のうちの約92.1%、2万5,280世帯、金額にして約95%、10億5,300万円を給付済みであります。

今後は、申請をされていない世帯について、すべての方に定額給付金を受け取っていただけるよう、広報等によるPRの拡大とともに、独り暮らしの要援護者への対応や、笛吹市から転出された方等の追跡調査などに努めてまいります。

また、子育て応援特別手当につきましては、定額給付金と同様に3月9日から申請を受け付け、第1回目の支払いを3月19日に行ったところであります。

以後、順次申請の受け付けや手当の支払いを行っており、5月29日現在で、対象世帯970世帯のうち915世帯に、総額3,434万円をお支払いし、支給率は94.3%であります。

まだ申請をされていない世帯もございますので、今後、早急に手続きを行っていただくよう、お知らせをまいります。

なお、DVの被害から逃れるため、住所登録地と異なる住所に居住している被害者は、定額給付金や子育て応援特別手当を受け取ることが困難であるため、これらのケースにつきましても、同額を給付できるよう市単独事業として実施してまいります。

次に、市税収納対策についてであります。

ご案内のとおり、本年4月から、市県民税・都市計画税を含めた固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税の納付書での納付につきまして、コンビニエンスストアで納めることができるようになりました。

コンビニでは、24時間、土、日、祭日を問わず納入手続きができ、納税者の利便性の向上が図られ、滞納の未然防止にもつながるものと考えております。

現在、利用開始から2カ月が経過したところですが、コンビニ収納の利用状況を見ると、5月に賦課した21年度の軽自動車税の納期が6月1日となっており、これまでのところ、コンビニで収納した件数の割合は、納付書により収納した全体のおおむね38%程度となっております。

す。

また、コンビニで収納したもののうち、金融機関の営業時間以外の時間帯である、午後3時から午前9時の間に納付した割合は50.9%、土曜、日曜の納付が25.8%となっており、導入の効果があつたものと推察されるところであります。

今後は、この利便性を広く市民にPRし、収納率の向上につなげていきたいと考えております。

次に、有料広告掲載事業についてであります。

4月からホームページの有料広告事業について、「市政」、「観光」のページに掲載を始めたところであります。

今後は、その他の公共物への掲載についても順次検討を重ね、市の公共物等に有料広告を掲載することによって、新たな財源を確保するとともに、企業等との協働により行政サービスの向上を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、本定例会に提出させていただきました案件の内容につきまして、ご説明申し上げます。

提出させていただいた案件は、条例案3件、補正予算案9件、その他の案件3件の、合わせて15件であります。主なるものにつきまして概略をご説明申し上げます。

まず、条例案についてであります。

はじめに、「笛吹市父子家庭児童育成手当支給条例の制定について」であります。父子家庭の生活の安定と自立の促進、および児童の健全な育成を図ることを目的に、母子家庭の児童扶養手当に相当する額を支給するために、必要な条例を制定するものであります。

次に、「笛吹市立学校設置条例の一部改正について」であります。芦川中学校につきまして、平成22年度から統合再編するため、所要の改正を行うものであります。

次に、補正予算案につきまして概略をご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、4月の人事異動に伴う人件費ほか、所要経費の組み換え、ならびに予算措置が必要となりました事業費を中心に、編成したところであります。

「平成21年度笛吹市一般会計補正予算（第1号）」であります。既定の予算額に歳入歳出それぞれ2億5,696万円を追加し、総額を278億696万円とさせていただくものであります。

まず、歳入の主なものとしまして、ふるさと雇用再生特別基金事業市町村補助金9,700万円を追加、JRAから周辺環境整備のための寄附金87万円を増額、繰越金として平成20年度一般会計決算繰越額1億5,624万円を追加、諸収入としてコミュニティー助成事業助成金299万円を増額するものであります。

次に、歳出の主なものとしましては、DV被害者特別支援給付金事務費、および子育て応援特別手当支給事業88万円、父子家庭児童育成手当支給事業1千万円、笛吹市消防団石和分団第6部（石和町日之出地区）詰所建設費1,600万円、ふるさと雇用再生事業9,700万円などあります。

なお、補正予算2億5,696万円の款ごとの内訳につきましては、議会費600万円、総務費8,600万円、民生費5,700万円、衛生費900万円、農林水産業費1,700万円、商工費3,800万円、土木費600万円、消防費2千万円、教育費1,400万円などを、それぞれ追加するものであります。

次に、特別会計の補正予算案であります、「国民健康保険特別会計」では110万円を追加し、その総額を77億5,521万円に、「介護保険特別会計」では84万円を追加し、その総額を44億3,521万円に、「介護サービス特別会計」では、予算総額は変更せず歳出予算の組み替えを行い、「後期高齢者医療特別会計」では7万円を追加し、その総額を11億5,888万円に、「公共下水道特別会計」では996万円を追加し、その総額を41億2,340万円に、「簡易水道特別会計」では649万円を追加し、その総額を7億7,622万円とさせていただくものであります。

また、公営企業会計であります「笛吹市水道事業会計補正予算（第1号）」では、収益的収入及び支出において150万円をそれぞれ増額し、総額を11億3,256万円に、資本的支出において1,056万円を追加し、総額を19億3,604万円とさせていただくものであります。

さらに、「笛吹市営春日居地区温泉給湯事業会計補正予算（第1号）」では、収益的収入及び支出において32万円をそれぞれ増額し、総額を7,073万円に、資本的支出においては1,390万円を追加させていただくものであります。

その他の案件につきましては、その末尾に提案理由を付記しておりますので、それによりましてご了承をお願いいたします。

以上、今定例会に上程いたしました案件につきまして、提案理由をご説明させていただきました。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（上野稔君）

市長の説明が終わりました。

日程第5 報告第1号から日程第7 報告第3号を一括議題といたします。

本件につきましては、議案書にありますとおり、地方自治法施行令および地方公営企業法に基づく繰越明許費繰越計算書の報告ですので、ご了承願います。

次に、日程第8 議案第52号から日程第19 議案第63号を一括議題といたします。

この際、申し上げます。

ただいま、市長より要旨の説明がありました案件については、所管の常任委員会に付託することになっておりますので、大綱的な質疑にとどめたいと思います。

それでは、ただいまから大綱質疑の発言を許します。

質疑ありませんか。

（なし）

質疑を終結します。

ただいま、議題になっております議案第52号から議案第63号までの12案件については、お手元に配布してあります議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

以上で、本日の議事はすべて終了しました。

お諮りします。

明日5日は、議案調査のため休会といたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、明日5日は休会とすることに決定いたしました。

次の本会議は、8日午前10時から再開します。

本日は、これにて散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散会 午後 2時25分

平成 2 1 年

笛 吹 市 議 会 第 2 回 定 例 会

6 月 8 日

平成21年笛吹市議会第2回定例会

1. 議事日程(第2号)

平成21年6月8日
午前10時00分開議
於 議 場

日程第1 議案第64号 かすがい東保育所建築主体工事請負契約の締結について

日程第2 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。(24名)

1番	網倉正治	2番	志村直毅
3番	野澤今朝幸	4番	北嶋恒男
5番	中村正彦	6番	風間好美
7番	渡辺正秀	8番	亀山和子
9番	降矢好文	10番	堀内文藏
11番	中村善次	12番	龍澤敦
13番	野沢勝利	14番	寶修
15番	新田治江	16番	大久保俊雄
17番	小林始	18番	内藤武寛
19番	中川秀哉	20番	渡邊清美
21番	川村恵子	22番	松澤隆一
23番	前島敏彦	24番	上野稔

3. 欠席議員

(なし)

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（19名）

市長	荻野正直	副市長	望月健二
教育長	山田武人	総務部長	梶原清
経営政策部長	池田聖仁	会計管理者	堀井一美
市民環境部長	加藤寿一	保健福祉部長	中川啓次
福祉事務所長	河野修	産業観光部長	保坂利定
建設部長	岩澤重信	公営企業部長	竹越富男
教育次長	早川哲夫	総務課長	山下真弥
財政課長	鈴木幸弘	消防長	金井一貴
代表監査委員	飯田三郎	教育委員長	田中昭子
農業委員会長	荻野勇夫		

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名（3名）

議会事務局長	古屋正史
議会書記	飯島重人
議会書記	金井久

○議長（上野稔君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は24名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日も上着を脱いで結構です。

本日、傍聴の申請があり、これを許可しましたので報告いたします。

傍聴人に申し上げます。

傍聴人は、議事について可否を表明し、また、騒ぎ立てることは禁止されておりますので、静粛にお願いします。

また、携帯電話の電源は切るか、マナーモードに設定をお願いいたします。

なお、議長の命令に従わないときは、地方自治法の規定により退場を命じますので、念のため申し添えます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。

報告事項を申し上げます。

○議長（上野稔君）

日程第1 議案第64号を議題とし、市長より提出議案に対する要旨説明を求めます。

市長、荻野正直君。

○市長（荻野正直君）

おはようございます。

本日、追加提案させていただきます、議案第64号「かすがい東保育所建設主体工事請負契約の締結」につきまして、その概要をご説明申し上げます。

笛吹市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分を定める条例第2条の規定により、かすがい東保育所建築主体工事の請負契約の締結について、議決を求めるものがあります。

本建設工事入札につきましては、事後審査型条件付き一般競争入札により実施し、その結果、議案書にお示しする内容により、契約を締結しようとするものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜らんことをお願いし、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（上野稔君）

市長の説明が終わりました。

この際、申し上げます。

ただいま、市長より要旨の説明がありました、議案第64号については、所管の常任委員会に付託することとなっておりますので、大綱的な質疑にとどめたいと思います。

ただいまから、大綱質疑の発言を許します。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結します。

ただいま、議題になっております議案第64号は、お手元に配布してあります議案付託表の

とおりに、教育厚生常任委員会に付託いたします。

○議長（上野稔君）

日程第2 「一般質問」を行います。

今議会へは、13名から25問の通告がありました。

質問は、通告順によって行います。

なお、関連質問については、申し合わせのとおり同一会派のみ10分間としますので、ご承知願います。

それでは、20番、渡邊清美君。

○20番議員（渡邊清美君）

公明党の渡邊清美です。

2点、質問させていただきます。

はじめに、ポイント制度における介護支援ボランティア活動の導入推進について、お伺いいたします。

介護保険制度における地域支援事業として、市町村の裁量により介護支援ボランティア活動を推進する事業を行うことが、平成19年5月から可能になりました。

介護支援ボランティアの活動実績に応じてポイントを交付、ポイントは介護保険料や介護サービス利用料に充てることができ、実質的な保険料負担軽減にもつながります。

それだけではなく、高齢者が活動を通じて、社会参加や地域貢献ができ、自身の健康増進を図ることもでき、また、介護予防にも役立ちます。

全国的には、今年度は導入予定も含めると30近い市町村に取り組みが広がっております。

1例として、世田谷では、世田谷介護支援ボランティアポイント制度の対象者は、介護保険料を払っている65歳以上の区民で、初めてボランティア活動の参加を希望する人は、集合研修と施設実習を受けます。

集合研修は区が行い、制度の概要や活動上の心構えを学びます。一方、施設実習は、実際に介護保険施設での活動を体験します。

集合研修を終えたボランティアの方には、介護支援ボランティア手帳が渡され、その後、活動に参加するとシールが手帳に貼られます。10枚以上貼られると1年後、活動実績に応じて最大6千円、1枚50円相当で120枚が介護保険料軽減資金として支給され、実質的な介護保険料が軽減できます。

ボランティアの活動内容は、清掃などの軽作業や配膳、後片付け、話し相手や外出散歩の介護補助など希望に応じて選べます。

厚生労働省も、介護保険制度における地域支援事業実施要綱を改正、保険料控除は認めないものの、同事業交付金を活用して自治体独自の制度実施が可能となりました。

元気な高齢者が地域に貢献でき、ポイント制で介護保険料の軽減、ボランティア参加者自身の介護予防にも役立つといわれている、介護支援ボランティア制度につきまして、導入を提案いたしますが、ご所見をお伺いいたします。

2点目としまして、農地集積加速化事業と農地法改正についてお伺いいたします。

新経済対策として、将来にわたり持続的な食料供給を可能とする農業基盤の強化を軸に、多数の事業が実施されることとなりますが、担い手への農地集積を促進する農地集積加速化事業

の創設が、その大きな柱の一つとなっています。

この事業は、土地利用型の農業等について、担い手農家が規模拡大を行いつつ、効率的な経営を実現するには、小規模農家や高齢者農家等からの委ねられた農地を面的にまとめ、それを加速化集積して、それらを担い手農家の皆さんに使っていただくように、そうした取り組みを進めていくことが大変重要だと感じます。

農地集積加速化事業は、これらの取り組みを加速化することを目的とするもので、政府は、担い手が経営する農地のうち、面的に集積する割合を平成27年に7割程度実現を目標に掲げております。

具体的には、農地の貸し出し手への交付金として、21年度から23年度の3年間に、面的集積につながる貸し出しをした農地所有者に、10アール1万5千円の交付金を毎年度交付するものとしております。本年度から貸し出せば、最長5年間の交付金を受けることができます。

国では、また農地集積の調整活動の支援として、市町村段階に農地の利用集積を実現する推進員を設置する場合に、その設置費用を支援することにより、農業委員会をはじめとする関係者による農地集積の調整に必要な活動を促進するとしています。

農地集積加速化事業は、農地法等の改正を予算面で後押しするもので、農地法等の改正とペアでこの担い手対策を講じていくものであります。

この農地法等の改正は、昨年12月3日に農水省が発表した農地改革プランを実行するために、必要な法改正を行うもので、これまで抜け道の多かった農地転用規制を厳格化するとともに、農地の有効利用を図るために、所有を基本としてきたこれまでの農地制度を改め、利用へと再構築を目指したところが、大きな特徴といえます。

そこで、本市においては、これらの施策への対応と、今後の取り組みについてお伺いします。

以上で質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（上野稔君）

当局の答弁を求めます。

1問目の答弁を中川保健福祉部長。

○保健福祉部長（中川啓次君）

渡邊清美議員の一般質問、ポイント制度による介護支援ボランティア活動の導入推進について、お答えいたします。

本市の高齢者人口は、平成21年3月末現在1万6,645人で、その高齢化率は23.3%と高齢社会が進行する中で、介護保険制度は高齢者の生活を支える重要な制度となっております。

本市の介護保険の認定者は、3月末現在で高齢者全体の14.2%を占め2,358人となっております。また、実際に介護サービスを利用している高齢者は12.0%で、1,991人と高齢者の約8人に1人が介護サービスを利用している状況であります。

介護保険の利用者は年々増え続け、その給付費についても年々増加し、第4期の介護保険料についても引き上げを余儀なくされたところであります。

このような状況から、介護保険給付費の抑制については大きな課題となっております。

高齢者の方々が、住み慣れた地域で安心して元気に生活していくためには、地域全体で支え合うことが重要であります。

これまで高齢者は、サービスの受け手としてとらえられてきましたが、まもなく4人に1人が高齢者となる状況の中、元気な高齢者が地域社会の重要な担い手として、長い経験等により培われた知識や、持ちうる能力を発揮していただくことが重要であり、その活動の場が多くあることが高齢者の生きがいがいづくりにもつながり、ひいては介護保険給付費の抑制にもつながってくるものと考えております。

さて、介護保険制度を活用した高齢者のボランティア活動の支援については、平成19年5月7日付で厚生労働省老健局介護保険課長・同振興課長から、「介護支援ボランティア活動への地域支援事業交付金の活用について」として示されました。

地域支援事業の1つとして、高齢者が介護支援ボランティア活動に参加することでポイントが付与され、そのポイントを換金することで介護保険料に充てることができるというもので、高齢者の介護予防、住民相互による地域に根ざした介護支援などの社会参加活動、にぎわいあふれる地域づくりなどをあわせて実現することを目指して創設されたものであります。

この発端は、東京都稲城市で、高齢者によるボランティア活動を介護保険で評価する仕組みとして取り組むことを、構造改革特区に要望したことから、厚生労働省において検討され、介護保険制度として制度化され、現在、全国で15余りの自治体で取り組まれていると聞き及んでおります。

本市の高齢者ボランティア活動につきましては、高齢者福祉計画・第4期介護保険事業計画の中で、元気高齢者の生きがいがいづくりに支援として、高齢者ボランティア活動の支援を進めていくこととしております。

現在、高齢者による子どもの登下校時の見守りや、小学校での伝統文化や遊びを通じた交流、高齢者の知識や経験を生かす活動の場づくり等々の取り組みが行われております。

また、市民のボランティア活動については、既に多くの皆さまが、さまざまな団体、個人として取り組んでいただいているところでございます。

さらに、本年度は旧町村単位で1カ所程度のモデル地区を指定し、本年度と次年度の2カ年をかけて、高齢者の生きがいがいづくりにボランティア活動等の取り組みを、地域自ら考えることを主眼とした事業についても進めているところであります。

今後、介護支援関連のボランティア団体や関係機関、介護サービス事業者等の状況を踏まえ、研究してまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（上野稔君）

2問目の答弁を保坂産業観光部長。

○産業観光部長（保坂利定君）

渡邊清美議員の一般質問、農地集積加速化事業と農地法改正について、お答えいたします。

笛吹市の基幹産業である農業の振興につきましては、本市の最重要課題の一つとして考えております。

総合計画の施策の中に、「魅力的で安定性のある農林業づくり」などを掲げ、これを積極的に推進してまいりました。

具体的には、笛吹市農業振興行動計画に基づき、目指す将来像として「豊かな自然と交流が育む桃・ぶどう日本一の郷笛吹」を掲げ、事業の展開を図ってまいりました。

優良農地の確保と農地保全の確立を図る農地流動化奨励事業の推進については、認定農業者

および中核的農家を育成するとともに、遊休農地の解消を図るため、農用地の新規借り手に対し、農地流動化奨励補助金として、10アール当たり3万円の補助を行っており、認定農業者加算として2万円、また荒廃地加算として3万円の補助を行ってきました。

平成20年度の農地利用集積状況ですが、新規設定が157件、2,212アール、更新再設定が187件、2,470アールとなっております。

今度創設される農地集積加速化事業につきましては、担い手への農地集積を促進するため、農地の貸し手に対し10アール当たり年間1万5千円の交付を行い、担い手に農地を貸しやすい環境を整えるものでございます。

今後は、従来市で行っていた農地流動化事業にこれを積極的に組み入れ、遊休農地の解消や担い手への農地集積を促進していきたいと考えております。

なお、農業委員会も今年度より農地の集積の促進および遊休農地の増加防止、解消を図るために斡旋事業の強化をマニフェストに掲げ、4月より貸したい農地、借りたい農地の情報を広報ふえふきに掲載し、広く市民に公開しております。

次に、農地法の改正についての取り組みですが、国では食料の安定供給を図るための重要な生産基盤である農地について、転用規制の見直し等によりその確保を図るとともに、農地の貸借についての規制の見直し、農地の利用集積を図る事業の創設などにより、制度の基本を「所有」から「利用」に再構築する趣旨のものでございます。

改正の大きな内容として、農地転用規制の厳格化、農用地区域内農地からの除外の厳格化による転用期待の抑制、農協や農業生産法人などが、多数の農地所有者から農地の貸付等について委任を受け、農地利用者に面的にまとまった形で貸付を行う仕組みの導入による農地の面的集積の促進、農地を利用する者の確保・拡大を図るための、貸借にかかる規制の見直しなどでございます。

市としましても、改正の趣旨にのっとり、いままで行ってきたこれらの対策をさらに検討し、農業委員会などと連携を図りながら、高齢化による農地の減少防止を図るため、積極的に貸借などによる農地利用の促進に取り組み「桃・ぶどう日本一の郷」笛吹市の農業振興を図っていききたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（上野稔君）

再質問を許します。

20番、渡邊清美君。

○20番議員（渡邊清美君）

ありがとうございました。

それぞれ再質問をさせていただきます。

はじめに、ポイント制度による介護支援ボランティア活動の導入推進についてのほうですが、高齢化や核家族化が進みまして、独り暮らしの家庭が大変増えてまいります。そしてまた、これから団塊世代の方々が退職なされまして、本当に力ある方々が地域の中に入ってきてくださいます。そういった方々の力を借りて、なお一層この地域が発展するよう、私は大変望んでおります。

そして、先ほどの答弁の中で、本年度事業としていくつかのモデル地区を指定して、高齢者の生きがいがづくりやボランティア活動の事業に取り組むということでありましたが、その取り

組み内容については、どのようなものかお伺いしたいと思います。

次に、2問目のほうの農地集積加速化事業のほうですが、本当に答弁にあったように、今、食糧自給率の引き上げが喫緊の課題となっておりますので、農地の所有から利用への転換をまさに待たないという事態にはきていていると思います。

農地の有効利用のためには、まず所有者がきちんと利用することが大前提です。その責務を法律上明確にしまして、その上で自ら利用できない場合には、農地を貸しやすいように貸して、貸付農地でも相続税の納税猶予を受けられるように今後なっけてまいります。

どうか、借り手側に対しては規制を緩和し、企業の導入、農業参入が自由化になってまいります。さらに、借り手が効果的に使えるように市町村などが所有権の委託を受け、まとまった農地を貸し付ける仕組みが必要となっております。

そこで、笛吹市の農地バンクと申しますか、それに関連するような内容のものは、どのような取り組みをしているのか、その点を教えていただきたいと思ひます。

以上です。

○議長（上野稔君）

再質問の1問目、中川保健福祉部長。

○保健福祉部長（中川啓次君）

ただいまの再質問にお答えさせていただきます。

高齢者の生きがいづくりやボランティア活動のモデル事業の取り組みは、どんな内容かということですが、これは新規事業といたしまして、元気な高齢者の地域参加と地域住民が主体となって、高齢者の生きがいづくり・ボランティア活動、それから高齢者の見守り体制づくりなどに取り組む事業を代表とさせていただきます、それを市が助成するモデル事業として実施をさせていただき予定になっているものでございます。

具体的な実施方法といたしましては、高齢化が進んでいる地域や高齢者の施設のある地域など、市内7地区をモデル地区に指定させていただきます、今年度と来年度の2カ年をかけて取り組む予定のものでございます。

まず、1年目は、地域住民全世帯を対象に意識調査を行いまして、地域の現状や課題、問題点等を把握する中で、それをもとに地域住民の中で、具体的にどのような活動として取り組みを進めていくか、協議・検討を行ってまいります。

それをもとに、2年目につきましては、その実践活動として具体的な取り組みを行いまして、その活動に対する検証までを行う中で、さらに次年度以降の活動につなげていきたいと考えているものでございます。

また、この事業につきましては、富士河口湖町にございませ、健康科学大学の渡辺先生とおっしゃる高齢福祉の専門の先生がいらっしやいまして、その先生がアドバイス等にご協力をしていただけることになっております。

将来的には、市内の全地域で取り組みをしていただき、高齢者が地域で生きがいを持って社会参加することができる、ボランティア活動の地域力を高めていくことを目指していくものでございまして、そうしたことを地域のご理解をいただきながら、今後、進めていきたいと考えているものでございます。

よろしくお願ひします。

○議長（上野稔君）

2問目の答弁を保坂産業観光部長。

○産業観光部長（保坂利定君）

渡邊議員の再質問にお答えいたします。

基本的には、私どもは笛吹市農業振興行動計画に5つの施策を計上してあります。

その1番目に、優良農地の確保と農地保全制度の確立ということで、農地の有効利用ということ掲げております。

これに基づいて農業委員会あるいはJAと協議しながら事業を進めているところでありますが、農地を農地として貸し借りする場合には、当然、農地法第3条の規定により、農業委員会の許可を受ける必要があります。

この場合、貸した農地が戻ってこないではないかという不安から、農地の貸し手が消極的になるケースがありました。これは規模拡大を希望する意欲のある農家にとっては、大変不利に働いていることが以前はありました。

そこで、効率的、かつ安定的な農業経営を育成するという目的を実現するために、農業経営の規模拡大、生産方式、経営管理の合理化などを進めていくために、意欲のある農業経営者を総合的に支援するために、平成5年に農業経営基盤強化促進法が制定されました。

この法律に基づき、農地の利用権設定をすることにより、農地の法の許可を受けずに農地の貸借契約が可能となったところであります。

農地法の第3条の許可を得て貸借権を設置した場合は、契約期限が到来しても、両者による解約の合意がない限り契約は解除されませんが、農業経営基盤強化促進法による利用権を設定した場合は、契約期間が終了した時点で契約は解除されることになっております。

このため、農地の所有者は、貸した農地が戻らないなどの不安を解消しまして、安心して貸し借りをすることができます。

この事業を円滑に推進するために農業委員会では、農地を貸したい人、それから借りたい人にそれぞれ登録申請を行っていただきまして、借り手と貸し手の農家のあっせん事業を行ってきたところであります。

このあっせん事業につきましては、例えば、甲府市では農地所有者や農業経営者が理解しやすいように、農地銀行として事業を行っているところもあります。

笛吹市では、従来よりあっせん事業を行っておりますが、本年3月より、広報「ふえふき」にこの事業についてと、また、申請のありました農地の情報を掲載し広く、貸したい人、借りたい人を募集するとともに、日々の農業委員会の活動の中でも、あっせん事業の啓蒙活動を実施しているところであります。

いずれにしましても、農業振興行動計画に則りまして、「桃・ぶどう日本一の郷」が維持できるような農業経営、農家の保全に努めていきたいと考えております。

○議長（上野稔君）

再々質問ありますか。

20番、渡邊清美君。

○20番議員（渡邊清美君）

また農協さんとのいろいろ話し合いなんかもあると思います。地元の人たちの声を聞いて、もし、そういう声が上がっているのであればお聞きしたいし、また今後の計画がどのようになっ

ているのか、そのことをちょっと聞きたいということと。

ずっと昔は、確か、農地を買うのに3反あれば買えたんだけど、今は5反ということになっているんですが、そういった3反に戻したほうがいいのか、そういうような声がありましたら、またそれをそういう場所に行って言っていただきたいなとも思っていますが、そのへんそのような声は上がっていないでしょうか。

○議長（上野稔君）

保坂産業観光部長。

○産業観光部長（保坂利定君）

従来は、借りたい農家が耕作面積5反歩なければ借りられないと。これは耕作面積でした。

これが、今度の農地法の改正によりまして、このへんを都道府県の農業委員会あるいは市の農業委員会の中で、規制を設けて、ある程度の基準を設定できるという趣旨の改正がなされたところだとお聞きします。

これに基づきましても、よく関係機関と協議をしながら、笛吹市は5反歩以上の耕作がいいのか、あるいは、もっと3反歩くらいのほうがいいのかというようなことを含めまして、少し時間をいただきながら検討して、今後の貸し借り、貸借権設定についての協議を進めてまいりたいと思っております。

○議長（上野稔君）

以上で、渡邊清美君の一般質問を終了します。

関連質問を許します。

（ な し ）

関連質問を終わります。

一般質問を続けます。

16番、大久保俊雄君。

○16番議員（大久保俊雄君）

笛政クラブの大久保俊雄でございます。

議長の許可をいただきましたので、質問いたします。

平成21年度がスタートしましたが、私ども地方経済を取り巻く環境は、底抜けの様相を呈してまいりました。

1月から3月期の国内総生産・GDPは年率換算で15.2%減と、戦後最大の減少率になり、世界的な需要の落ち込みを通じて日本を直撃、その影響が個人消費や設備投資などの内需にも多大な打撃を与えております。

一部、経済指標には下げ止まりを示すものも出始めておりますが、本当に下げ止まるのか、二番底を目指すのか予断を許しませんし、地方経済に下げ止まりの影響が波及してくるのは、早くも1年は要するといわれております。

輸出産業に依存する今の産業構造を環境エネルギー、観光などの内需産業に転化していかなければ、地方経済の崩壊、市民生活の長期低迷、これが懸念されるわけであります。

また、厚生労働省が先月21日に発表しました2008年国民生活基礎調査では、2007年の世帯当たりの平均所得が556万円と、平成に入って最低を記録、稼ぎ手が稼ぎ枠の減少や、収入の少ない高齢者世帯の増加が背景にあると、分析しております。

国も、衆議院議員の任期満了を控え、与野党の攻防は最終局面に入りました。

国民は何を知っているのか、政局ではなく政策論争による対立軸をはっきり明示する重い重責を負っております。

一方、観光立市であるわが地域の観光動体を見ましても、週末における高速料金1千円も、最も多い東京関東エリアの観光客は、高速料金片道5千円以上の名古屋以遠に流れており、逆に、名古屋以遠のお客さまは、山梨県に来て富士五湖・清里・八ヶ岳地域を選んでいる模様で、このゴールデンウィークも石和での宿泊客はおよそ3%強の減少、さらに新型インフルエンザ発生を受けて全国的な観光自粛、ツアーキャンセルが出始め、観光立市である本市においても計り知れない打撃が予想され、それらに対しても、わが市の果敢な施策の重要性、対中小企業、商工業者、農業従事者に対する緊急的保護・救済策、そして、笛吹版内需拡大策の実現、さらに国の補正予算の有効活用を切望しつつ、質問いたします。

まずは、教育問題であります。先ほど述べましたように、アメリカ発の戦後最大の経済危機で、日本経済は目先の対策と中期的な改革において、2つの課題が浮き彫りになったのではないのでしょうか。

1つは、グローバル化が進んだ経済体制では、自動車などの輸出型工業分野での限界、すなわち観光・環境・エネルギー・農業といった内需主導の経済に構造転換をしない点、そして、その実現には、国民一人ひとりの知識・技能・感性を高める以外に、豊かさは実現できない点であるのではないのでしょうか。

そして、わが国においても、昨年、脱ゆとり教育、大幅に学ぶ内容が増えた新学習指導要領が告示され、教育行政の今後10年をまさに方向付けるものであり、理数系教科の授業時間増や小学校での英語学習などは、全面実施を待たずに本年度4月から前倒しで始まりました。

そして、笛吹市においても、昨年度、笛吹市学校教育ビジョンを策定し、それには「まちづくりは人づくり」の理念に即して、「小中学生の心身のバランスの取れた育成が支援できる環境づくりを推進する」と記されております。

少子高齢化が進む日本の地域の将来を担う宝物というべき人材の育成に結び付けるためにも、その理念が地域の教育現場や保護者、市民にも浸透しなければ、絵に描いた餅に過ぎないのではないのでしょうか。

それらを具現化していく上でのお考えをいくつか伺いますが、まず、教育再生と地方分権の両立に関して、新要領を支えるはずの教育振興基本計画は、まさに総花的であり、その円滑な実施には教員定数の改善など、条件整備が欠かせないにもかかわらず、予算や定数の実施目標すら盛り込まず、現場にすれば、お金も人も付かないのにどうすればいいのか、という感じではないのでしょうか。

さらに、昨年教育三法の改正で、文部科学大臣の教育委員会に対する是正要求や権限が新設、義務教育費国庫負担金の削減を受ける中で、地方分権推進法の中では「教育の地方分権化と教育再生を推進すべし」と記されている割には、国の教育分野に対する公的支出は、先進国の中では最低水準であり、大きな矛盾が生じております。

つまり、国がやらねば自治体が主導すべき部分がいづらかあり、保護者も市民も、その部分に対して関心が高まってきておるのではないのでしょうか。

本市の教育ビジョンにおいて、どの部分が自治体主導になっているのか、いわゆる笛吹らしさが出ているのか、まず伺います。

次に、確かな学力向上の定着を図るための笛吹市教育ビジョン、せっかく策定したのであり

ますから、その骨子・趣旨を指導主事や校長会、さらには先生方に周知徹底し、生徒の学力、先生方の教える力の向上に結び付けるその方策、そして、保護者、一般市民にも幅広く知っていただき、塾通いもいいですが、地域の学校に預けたいくなるような雰囲気醸成、父兄・市民に対し、幅広く理解していただくための具体策はいかがでしょうか、お伺いします。

さらに、2011年に完全導入される新学習指導要領の前倒し、すなわち実施までの2年間は猶予期間、いわば行政裁量で地域間格差が生じないか、現場をはじめ保護者の間で、英語学習をはじめ新たな学校像に対して、不安の声が聞かれるようになりました。

とりわけ小学校5、6年生の英語活動、県教委によりますと、本年度、全市町村の197校で実施されます。

早くから英語の楽しさを知る契機になると期待されている反面、小学校教員も英語を教える訓練を受けておらず、教材も文科省から英語ノートとCDが配布されている以外は、具体的な指導内容は各学校に委ねられています。

いまや英語は世界共通語、本市の友好都市ドイツ、フランスへ行っても英語が話せれば、十分意思疎通・相互理解ができ、私たち人類が、最終的に目指すところの世界平和に通ずるコミュニケーションとしての英語、単に受験テクニックへの英語学習に終始したり、大量の英語嫌いを中学に送り出すような結果になることも懸念されるわけであります。

学習塾を否定するわけではありませんが、年明けから4月ころまで塾の広告が連日新聞紙面一面を独占する現状、小学校低学年から塾へ通わせなければならない父兄の不安、夜10時過ぎに塾へ迎えに横付けする保護者の車の渋滞に驚く今日このごろ、本市における地域の教育力アップの方策と、英語教育のあるべき姿、地域格差が生じないための積極的な取り組みについて伺います。

次に伺いますのは、本市でも国の基本指針を受け、「すくすく・いきいき子育てのまち」笛吹を理念に、次世代育成支援行動計画の積極的な推進を図る観点から、また、第2期障害福祉計画を遂行する中で、核家族化の進行や共働き世帯の増加によるライフスタイルの変化を受け、子育て支援環境の充実、および障がい児が社会の一員として、将来社会活動に参加し自立した生活が送れるよう、適切な支援を確保する観点から伺います。

子育て支援、障がい児支援等、地域で支え合う気運が年々盛り上がっており、各種団体の設立、団体のNPO法人格の取得等、地域の抱える諸問題や課題を解決するためのさまざまな事業を行っておりますが、それを支える人的基盤、経済的基盤が脆弱であり、その早急な積極的な支援も求められるところであります。

それらに対する市の支援策の現状と、将来に向けた方策についての具体策をお伺いします。

2問目としまして、公文書管理・保存の重要性について伺いますが、本国会において、公文書等の管理に関する法律案、公文書管理法案が上程されております。

本法を制定する意義は、いままで自治体において、あいまいであった公文書の作成から管理、保存、廃棄までの一貫したルールを確立することで、情報公開法、個人情報保護法などの一連の法制が関係することにあるといわれております。

情報公開法では、公文書の公開を求めても、しっかり管理されていないために、その文書が存在しなければ「不存在」とされてしまいます。これでは請求者も納得できないであろうし、保存年限にもかかわらず存在していないということは、違法性も発生します。

さらに、契約等にかかわる公文書作成は、慎重になされなければならない、行政裁量を著しく

逸脱、いわゆる職員個人のさじ加減で客観的な基準によらない権利・義務の発生、工事等の発注、違法性を阻却するためにあえて文書を作成しなかった場合、市民に対して不利益を発生する事態にもなりますし、行政の意思決定のあり方も分からず、行政不信にもつながってしまうのではないのでしょうか。

いわゆる「何も知らなかった」「何もしなかった」という主張は、場合によっては法的な錯誤、不作為として違法行為の構成要件に該当するわけであります。

行政の常識が市民の非常識、議員の常識が市民の非常識、そうならぬよう、いま一度、事務作業をチェックする必要があるのではないのでしょうか。

さらに、行政において整理・整頓の対象となるのが文書であり、適切な文書管理をすることにより、生産性も向上されます。

文書をどのように作成し、管理・保存するか、また、公開請求にいかに対応するか、一貫したルールに基づき処理することは、自治体の大きな責務の一つではないのでしょうか。ましてや笛吹市においては、合併により旧町村からのそれらのルールが、ともすれば、ばらばらであり、職員の判断基準も差が生じており、よく耳にするのが、「過去のことはよく分からない」「書類も引越しを何度もしたので見当たらない」という声であります。

本市において、公文書の作成から廃棄まで、一定のルールが確立されているのか。また、職員も文書作成・管理の重要性を十分認識し、管理・保存に努め、法的な瑕疵なく職務を遂行されているのかお聞かせいただいて、演壇での質問とさせていただきます。

○議長（上野稔君）

当局の答弁を求めます。

1 問目の答弁を早川教育次長。

○教育次長（早川哲夫君）

大久保俊雄議員の一般質問、教育は行政経営の要、地域の独自性・創意工夫が求められる教育制度について、本市の施策を伺う、にお答えいたします。

大久保議員もご承知のとおり、平成18年12月には60年ぶりに教育基本法が改正され、教育の実施に関する基本として、新たに家庭教育、幼児期の教育、学校と家庭および地域住民等の連携協力についての規定や、教育行政のあり方についての国と地方の役割分担、教育振興基本計画の策定についても、規定されたところであります。

また、この3月には、約30年ぶりに学習指導要領の改訂が行われ、ゆとり教育路線を修正した小中学校の新しい学習指導要領が、4月から先行実施されているところであります。

さて、1つ目のご質問であります、新学習指導要領が導入されるが、教育再生と地方分権の両立についてのご質問でございます。

地方にいろいろな権限が移譲される中、教育における地方分権も進み、平成19年6月の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、市町村教育委員会の内申権が重要視されるようになりました。

このように、地方分権の時代を底から支えるのは、教育による人づくりにあるという観点に立ち、本市では、めざす子ども像「きらめき・ひびき合う・笛吹の子」を合言葉にしながら、笛吹市ならではの独自の教育を進めていきたいと考えております。

とりわけ、今必要とされることは、昨年度策定しました学校教育ビジョンの具現化にあり、そのためのさまざまな策を模索しているところであります。

改めて申し上げるまでもなく、次代を担う子どもたちの教育は学校関係者だけの努力で成り立つものではなく、地域や保護者の皆さまの理解や協力なくして、成り立つものではありません。

一見遠回りのように見えても、学校と地域と保護者とが、共に力を合わせて地域に根ざした笛吹市学校教育ビジョンの、その具現化に向けて努力することが教育再生と、これからの教育における地方分権の実現に即していくものと考えております。

次に、学校教育ビジョンの学校現場への反映と、保護者や市民への具体策についてのご質問であります。

先ほども若干触れさせていただきましたが、今年度を学校教育ビジョン具現化の年と位置付け、機会あるごとに教育関係者に提案やお願いをしているところでございます。

1つは、各学校長の経営方針に教育ビジョンの主旨を反映していただくことにしました。校長からは、どのように具現化するか、その内容や方法、思い、考え方を提出してもらい、具現化への状況を把握するつもりでおります。

また、市内すべての学校におきまして、共通して指導していくものとして、「あいさつ・聞き方・言葉遣い」の3点に取り組んでいくことにいたしました。

この3点は、人と人とがよい関係づくりのために、人として最低限身につけていかなければならないことであり、このことを手がかりとして、学校教育ビジョンの具現化を図ろうとするものです。

もちろん、この取り組みは学校生活においてだけでなく、家庭生活においても取り組んでいただかなければ成り立ちません。

そこで、保護者や地域の皆さまとの一体となった取り組みにご協力をいただくために、学校を通して保護者に文書を配布させていただきました。

さらに加えて、市指導主事が地区懇談会や、PTA連絡協議会、保護者会等あらゆる機会に出席して、協力の依頼をさせていただいたところでございます。

さらに、今年10月には、市制5周年特別記念事業として、「笛吹市教育フォーラム」を開催する計画であります。

荻野市長もメンバーとして参加しております、地域主導での地域づくりを目指して、教育改革に先進的な考えを提言し、実践する全国規模の首長会の会員をはじめ、県内の教育関係者や、市内の教職員、議会、行政、保護者等の皆さまが一堂に会し、みんなで教育を考えようとする会でございます。

多くの皆さまの参加を願い、幅広いご意見を伺いたいと考えております。

一例を述べさせていただきましたが、こうした一つひとつの行動を通して、教育ビジョンの具現化に取り組んでいこうと考えております。

共に笛吹市の将来のために、ご協力をいただきたいと思います。

次に、新学習指導要領導入における、英語学習の積極的な取り組みについてのご質問であります。

議員もご承知のことと思いますが、平成21年度、22年度は、まだ新学習指導要領への移行期間ですので、必ず外国語活動に取り組まなければならないというわけではありません。

そして、教育課程の編成は、校長に任されている部分でもあり、市教育委員会としましても、統一的に授業時間数を設定するという指導は行っていません。

実際には各小学校において授業時間数の多少はありますが、外国語活動に取り組んでいるところがございます。

本市では、外国語活動が学習指導要領にうたわれる前から、小学校専属の外国語指導助手、いわゆるALTの配置のほか、中学校のALTを全小学校に派遣してきた経過がございます。

今回の学習指導要領の改訂に伴う対応としましては、今年2月に、市内の小学校の教員を対象に外国語活動についての研修会を実施したところであります。

この研修会の講師には、文部科学省の英語活動等国際活動推進拠点校として2年間取り組みました、春日居小学校の教員とALTに講師となっていただきました。

教員にとっては、新しい領域での戸惑いや、不安を持ちながらの研修でありましたが、指導計画作成上の注意点や、教材の作成の仕方などを学ぶ機会となり、有意義な研修会であったと思います。

また、移行措置に伴う外国語活動に必要な教材の整備が必要となることから、指導用音声CD・カセット・絵カードなど、それぞれの学校の指導内容に応じた整備を行っているところであります。

4つ目であります子育て支援、障がい児支援等地域で支え合う機運が盛り上がり、各種NPO法人が設立され地域の抱える諸問題や課題を解決するための事業を行っているが、具体的支援策は、についてお答えします。

少子化が進み、核家族化や共働き世帯の増加などにより、子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しております。

議員もご承知のとおり、笛吹市内において、現在、教育関係ではNPO法人が1団体と将来NPO法人を目指している市民のボランティアによる1団体が、設立されていることを把握しています。

前者は石和町内に事務所を置き、後者は一宮町内に事務所を置く団体であり、それぞれが組織の目的である、学びの環境づくりに関する支援活動（学校支援）、地域や家庭教育に関する支援活動等により、市民や本市の児童生徒の健全な育成に寄与するため、精力的な活動を展開していただいているところでございます。

特に、石和町内にあるNPO法人においては、本市の放課後子ども教室および学校支援等実施のため、ご協力をいただいております、その特色のある活動の内容、加えて構成員の規模等は県下でも特に注目をされている団体であります。

一方、児童福祉関係や障がい児支援におきましても、児童の健全な育成を図るために、子育て家庭への支援事業を行っており、各事業を展開するにあたりましては、NPO法人やボランティア団体のご協力をいただきながら、行政との協働で行うことにより、利用者の立場に立ったきめこまやかな対応が図られております。

なお、障がい児支援につきましては、本年3月に障がい児者家族会が中心となり、新たなNPO法人が設立されたところであります。

こうした市民を中心にして組織された団体は、教育や福祉の面ばかりではなく、協働のまちづくりを行っていく過程で最も重要であり、市民と一緒にまちづくりを行う本市の目指すべき姿であるといえます。

よって、このような行政との協働の観点から生まれた組織や団体等については、それぞれの役割を認識した中で連携し、地域に根ざし大きく育っていただけるよう期待するところでござ

います。

そのためには、NPO法人などの自主的な特色ある活動を尊重し、もって設立時における、理念達成に向けた努力に期待しながら、可能な範囲で支援を行うことが必要であると考えます。

現時点での具体的な支援策としては、法人および団体設立時、市民環境部における地域振興基金を活用した財政的支援、および、関連事業を通して、運営・経営方法等におけるアドバイスなど組織の特徴を考慮しながら、可能な支援策を図っております。

今後も、市内に芽生え、育ちつつある、地域で支えあう機運向上のバロメーター的なこれらNPO法人等について、活躍に期待しながら広く市民の皆さまに浸透していただけるよう、行政が過度に関与することなく、必要な支援を今後も行き、協働のまちづくりのパートナーとして、本市に根ざした活動の展開を大いに期待してまいりたいと考えているところでございます。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上野稔君）

2問目の答弁を梶原総務部長。

○総務部長（梶原清君）

大久保俊雄議員の一般質問、公文書管理、保存の重要性について本市の見解を問う、にお答えいたします。

大久保議員のご指摘のように、私たち行政機関において公文書は、意思の決定や伝達などにおける最も重要な手段であり、行政手続の経過を最も正確、安全に記録できる媒体でもありません。

公文書は、言わば市民の財産ともいえるものであり、この管理を適切かつ正確に行うことは、市民の権利を保護し、信頼を確保するという点において、行政に課された最も基本的かつ重要な役割であるものと認識しております。

さて、本市において、公文書の取り扱い、処理方法についての指針となるものが、笛吹市文書管理規程であります。

この規程では、公文書の作成から整理、保存、廃棄に至る文書管理の手続きに関する一連のルールが定められているほか、公文書の性質、重要度に応じた保存期間の基準などが明示されています。

しかし、実際の運用の現場においては、合併前の旧町村の管理方法が引き継がれ、運用されてきたケースも多く、職員ごと、あるいは部署ごとに、文書の整理方法や保管方法にばらつきがあったことも事実であります。

このため、平成18年度から19年度にかけて、文書管理の改善に向けた調査研究を行い、その成果として19年度末に「笛吹市文書管理運用マニュアル」を策定しました。

現在、公文書は、このマニュアルに基づき、統一的な基準によって、大分類から細分類までの4段階に詳しく分類され、ファイルごとに保存年限を定めることになっています。

また、1冊1冊のファイルには、ファイル名、保存年限、廃棄年度などが明示され、文書の検索や保管、廃棄が迅速、正確にできるようになっております。

各課には、文書管理責任者および文書管理主任を配置し、課内における文書管理の適正な運用について、指導監督にあたっております。

これまでも職員全体を対象に文書管理研修を実施してまいりましたが、文書管理責任者などに対する研修を年に1ないし2回実施することにより、文書管理規程に基づいた適正な運用を

図ってまいります。

課題としましては、文書保管場所の不足が挙げられます。

マニュアルの実践の過程で、書庫内の文書保管場所を大幅に整理したのですが、合併前の文書を中心に長期保存すべき文書が大量なため、各庁舎の書庫に収まり切らず、支所などの庁舎に分散して保管している状況です。

迅速な行政を遂行するためには、身近な場所に文書を集約して保存していくことが理想でありますので、将来的には、保管場所の増設や文書の電子化などについても、検討していかねなければならないと考えています。

情報公開先進都市を目指す笛吹市にとって、市民から請求のあった行政情報を、いち早く提供できるということは、何よりも行政サービスの向上につながるものでありますので、公文書管理がなお一層迅速、適正に行われるよう、職員一丸となって取り組んでいきたいと考えていますので、ご理解をお願いします。

以上で答弁いたします。

○議長（上野稔君）

再質問を許します。

16番、大久保俊雄君。

○16番議員（大久保俊雄君）

今、答弁をいただいたことに対して、ちょっと質問させていただきましても、英語学習理数系の授業の増ということで、いままで時間を減らすことに関しては、ほとんどの方が慣れている。例えば、円周率「3.14」を「3」で教えることには慣れているけれども、逆に、増えることに対して十分な、準備不足というのは払しょくできたのかということをもう一度お伺いするとともに、英語学習における外国人英語指導助手・ALTという問題、非常に現地、本当のアメリカ人が話すような英語のALTの配置は十分になされているのか、格差がないのかということをお伺いしたいということが1点と。

もう1つ、やはり教育ビジョンの中に今不景気であり、フリーターが出たり、職業が合わなければ辞めるとか、上司から怒られれば辞めるといような、ある部分、国の施策の悪いところ、行政が悪いところがあるんですけども、やはりしっかりした就労観、職業観というものを育成するべきで、前の旧石和の時代からも中学2年、3年でしたか、何日か分からないですが、5日間くらい現場、企業に行っているいろいろな、電話がかかってくる注文を受けるところから、商店なんかの、職業に規制がないというのではないんですが、どんな職業でもやはりお金を稼ぐことは貴重だよという部分を教える職場体験学習という、これが前にあったんですが、今はどういうふうに取り組んでいて、今後、ある程度一定の基準でそういったものを各学校でやるべきだと思うんですが、職場体験学習の充実ということをお伺いするとともに。

もう1つ、来年、笛吹市において新しい総合制高校がスタートするわけで、場所はどこにするのか、名前はどうかとか、敷地はどうかとか、そういうことに終始しがちなんですが、根本的には、地域を担う人材は地域の学校でという期待がものすごく、ここ寄せられている中で準備校長さんも赴任されて、今いろいろな面で取り組んで、道路も造ったりいろいろやっている中で、1つ懸念されるのが、中学校においては市外の学校に通っている方が、773人中35人、約5%というデータが出ているわけですが、現状、高校で市外にどのくらい出ているのか、これが例えば合併前と比べてどういう状況になっているのかをお伺いすると

ともに、何のための高校統合なのか。これは当然県教委の部分もあろうかと思いますが、教育ビジョンの中で中高連携の重要性ということをやっている中で、どのような具体策をお持ちなのか聞かせてもらいたいと思います。

あと、公文書の作成ということで、やはりわれわれも進めていく上で、行政の事務手続きが法律とか条例によって適正になされているのか、われわれもやはりチェックしなければならないという中で1つ、人事異動が3月末にあるわけで、例えば、部長さんは部長さんで、こういう事務引き継ぎ、異動に対してどのような、例えば重要事項・案件の引き継ぎがなされているのか、申し送りはどのようになされているのか。報告がなくても、例えば、いろいろ大事な、管理職として部長さんは部長さんで、必要と思われる案件を積極的に対処すべきであろうかなという部分があるんですけども、それをお伺いしたい。異動に際してどのような手続きが取られているのかということと、事務遂行にあたって、先ほども答えにあったように、旧町村間の、まだ様子を見ながら、私たちが見ていて、確かに統一された部分、旧町村の事務処理も様子を見ながら進めている部分がまだ、今確実にマニュアルがあるとは答弁があったんですが、顔色を見ながら旧町村の進め方で進めていくような部分があるわけですが、運用マニュアルとあるんですが、これチェックしなければやはり、身内が身内のチェック体制が甘いとなかなか先に進まないということと、指導監督者もそれぞれに置いているということですが、どのような立場の方を置いているのか、その点をお伺いしたいんですけども、お願いします。

○議長（上野稔君）

当局の答弁を求めます。

1問目を早川教育次長。

○教育次長（早川哲夫君）

大久保議員の再質問にお答えいたします。

最初に、ALTの関係ですが、人数の点で十分かどうかということは、非常に難しいところでございますが、笛吹市は6名、ちなみに甲府市は8名ということでございます。

現在、中学校に5名、それから小学校専属が1名、加えまして6名という配置でございますが、中学校の年間英語の時間数の約77%をALTが、共に授業を担当しているということでございます。

それから、小学校につきましては、5、6年生を対象にしまして、週1日から2日の割合で指導にあたっているということでございます。

それから、理科系ですが、そういった理数科系の授業増はどうかというご質問でございますが、それにつきましては、私この場ではお答えできませんので、申し訳ございません。

それから、キャリア教育でございます。就業指導、職業観の育成のための職場の体験授業ということでございますが、新しい指導要領の中で体験活動の重要性ということがございます。キャリア教育といわれることでございますが、笛吹市でも合併前、町村の時代からも取り組んだ町村もございました。

現在やっているわけでございますが、残念ながら現下の厳しい経済情勢の中で、ある一定期間、中学生の職場体験を受け入れていただける事務所を確保することが、困難であるという状況が確かにございます。しかしながら、学校教育ビジョンにございますけれども、職場体験学習も大切な学習の一つでもございますので、引き続き、各中学校におきまして、確かな取り組みとして実践をしていきたいと考えております。

それから、市内の高校への進学率、または中高連携の具体策ということでございますが、山梨県の高校入試制度を見ますと、平成19年度から普通高校の通学区域がなくなりまして、自分に合った県立高校を県内のどこからでも志願ができるということは、既にご承知のとおりでございます。市外への高校に進学する傾向が確かに見受けられます。

ご質問の市内の高校への進学率でございますが、石和高校と園芸高校への進学は192名ということで、進学率から見ますと28.4%という数字でございます。

また、中高連携の具体策でございますが、ビジョンの中の取り組みにありますように、各校種間の連携として、中学校から高校におきまして連携を図るものとされてはいますが、現在、県教委の高校教育課、新しい学校づくり推進室をはじめとしまして、石和高校校長、園芸高校校長、それから市内の中学校の校長先生方、それから関係教職員等が一堂に会しまして、広く意見を聞く会を検討しているところでございます。

また、一例として、高校生が中学校に出向き、部活動等の指導を行うなどの活動を通しまして、中高の相互の理解がさらに進むのではないかと期待しております。

いずれにいたしましても、地域の高校が魅力ある学校になっていくことが、将来の地域を背負い、地域に貢献する社会人を育てることにつながっていくものであると、期待しております。

以上、答弁といたします。

○議長（上野稔君）

2問目の答弁を梶原総務部長。

○総務部長（梶原清君）

大久保議員の再質問についてお答えいたします。

最初は、人事異動の引き継ぎはどうされているかというご質問であります。引き継ぎにつきましては、4月の定期異動、随時的の異動も同じでございますが、職員の服務規程がございまして、その13条に異動時の事務の引き継ぎという項目がありまして、職員の服務規程13条の規定に基づき、引継書を作成して移動をしているところでございます。

異動につきましては、異動する前にお互いに事務引継書の取り交わしをするわけですが、当然、上司にも報告しまして、引継書を提出いたします。

引き継ぎの内容につきましては、事務引継書ということで、書類・帳簿等どういうものがあるか。また物件・備品・消耗品等はどういうものがあるか。現金とか有価証券等があるかどうかということ。それに年度当初に計画された事業はどういう事業か。あるいは、会議の結果、実施するものはどういうものがあるか。あるいは、職務が中途または現在執行中で引き継ぎが行わなければならない事項があるかどうか。あるいは、定期的に行う事項について。そのほか必要事項についての多方面にわたりまして引継書を作りまして、前任者、後任者で交換しまして、なおかつ上司に報告ということで引き継ぎはされております。

それから、2点目でございますが、文書管理責任者あるいは主任者がどのような方がやっているかということですが、先ほど言われたように、旧町村の事務処理の方法が引き継がれ、19年度にマニュアルを作成して文書管理の適正な運用を図るということで、文書管理責任者および文書管理主任を配置して、文書管理の適正な運用を行っているところでございます。文書管理責任者につきましては、各課の総務的な職務のリーダーが文書管理責任者に当たりまして、文書管理主任につきましては、課の他の担当のリーダーが文書管理主任ということで、各課から報告をいただきまして文書管理をしているところであります。

先ほど答弁にもありましたように、年間、研修をしながら、適正な運用ができるように努力してまいりたいと思います。

以上、答弁といたします。

○議長（上野稔君）

再々質問ありますか。

16番、大久保俊雄君。

○16番議員（大久保俊雄君）

今、いろいろ答弁いただいた中で、やはりいろいろ新学習指導要領にしてもそうですけれども、笛吹市の学校教育ビジョンもそうですが、理念とかを掲げた上に、実際にいろいろ出していく上で、当然最後は評価というものが大事なわけですし、昨年の学校教育法の改正で学校評価が義務付けられて、成果と課題を浮き彫りにする中で、その改善に向けてどう取り組みをなされるかという課題が重要であるということと、改善に役立てるための具体的な学校評価の手法というのをどのようにとられているのか。また、父兄とか学校の現場、当然いろいろ国が決めたこと、市が決めたこと、初年度ということでやり出せば、歪ですとか、こういうところがうまくできなかったということで、PDCAではないですが、荻野市長が言う行政手法のサイクルということが大事で、当然この教育現場にも評価というのが非常に大事になるわけですし、せっかく導入しても、そこらへんの問題が浮き彫りになりつつ鋭意努力ということで進めば、またせっかく、何のための大きな教育改革かという部分で、学校教育法の改正を受けて、本市はどのように学校評価に対して有効的な改善策をとるのか、1点お伺いするとともに。

公文書作成いろいろ旧町村なかなか膨大な資料、場所も必要だということのをさっきおっしゃったんですが、やはり電子化、データベース化といいますか、例えば、南館のこの1階のフロアが、フロッピーディスク1枚、2枚とかで十分対応されますし、これもやはり場所がないと、これからどんどんいろんな書類が増える一方、処分しても、年限が過ぎたから、追いつかない場合もあるわけで、電子化の具体性、やはり今後努力でいいんですが、早急にデータベース化といいますか、法に則った保管、電子化というのをすべきだと思いますが、早急な取り組みに対してお考えがあれば、お伺いしたいんですが。

以上、2点お願いします。

○議長（上野稔君）

再々質問の答弁、1問目を早川教育次長。

○教育次長（早川哲夫君）

再々質問にお答えさせていただきます。

学校教育法の改正によりまず学校評価の具体的な手法ということでございますが、議員のご質問のとおり、平成19年6月の学校教育法、それから同10月の学校教育法の施行規則の改正によりまして、平成20年度末から自己評価、学校関係者の評価を実施いたしまして、その結果を公表することとなっております。

本市におきましても、すべての学校で重点目標の達成状況、それから達成に向けた取り組み状況の把握・整理、それから教育の活動、その他の学校経営に関する取り組みが適切であったか否か、自己評価を行いまして、それぞれ公表をすることとなっております。

今年度には、一宮中におきまして、学校評価の充実のための実践研究の指定校といたしまして、学校の特色を生かしました学校評価システムの構築に取り組みます。市教委といたしまし

ても、この研究の成果を共有しまして、市内全校の推進を図ってまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（上野稔君）

2問目を梶原総務部長。

○総務部長（梶原清君）

再々質問にお答えいたします。

大久保議員の言われるように、今現在、文書につきましても、保存・廃棄につきましても、紙ベースのものと、今は職員がパソコンで処理していますので、電子化と重複してしまっていて、今、紙ベースと両方あるわけですが、先ほど言いました保存の場所の問題もございまして、電子化に順次切り替えていって、また、電子化の文書管理につきましても、当然、保存・廃棄が必要ですので、そのへんも基準を示しながら順次、電子化に切り替えながら文書管理、電子情報的に文書管理をしていきたいと考えていますので、よろしく願いいたします。

○議長（上野稔君）

以上で、大久保俊雄君の一般質問を終了します。

関連質問を許します。

1番、網倉正治君。

○1番議員（網倉正治君）

子育て支援について、地域で抱える問題について質問をいたします。

石和西小学校においては、年々、いまだに人口が増加傾向にございます。それに伴いまして、学童保育希望児童も増加をしております。現在、石和西小学校の学童保育児童数は、4年前より約30人増の95人の児童が、多目的教室を使いまして、1つの教室を使いまして保育を受けております。このため、大変窮屈な保育状態でございます。

この窮屈な保育状況を改善して、保護者が望んでいる安心・安全な学童保育が遂行されるための支援事業対策について、市ではどのような施策を計画しておられるのか、お伺いいたします。

○議長（上野稔君）

河野福祉事務所長。

○福祉事務所長（河野修君）

網倉議員の関連質問でございます、石和西小の学童保育の状況でございますが、ご質問にお答えいたします。

学童保育につきましては、市内10カ所で現在保育を行っているわけですが、ご質問の石和西小につきましては、平成16年の開校から多目的室を学童保育室として利用してまいっております。

その当時は登録児童数が45名ということでございましたが、議員がおっしゃるとおり、現在は倍の95名という状況でございます。

また、現在の学童保育室の面積が93平方メートルということでございまして、やはり年々、窮屈な状況になってきているということでございます。

そこで、来年度から国の示すガイドラインに沿った学童保育運営を行う必要があることから、この度、学童保育室の増築を行うという計画をしております。

予算につきましては、国の平成20年度の地域活性化生活対策臨時交付金を充てるというこ

とで、2月の臨時会で予算をお認めいただきまして、これを本年度に繰越明許してございます。

増築の内容でございますが、敷地のスペースの関係もございまして、1つは学童保育室の南側に増築をいたします。約37平方メートルということになります。それから、すぐ北側に、これは独立した建物として新築をいたします。約65平方メートルでございます。そうしますと、現在の面積の2倍ということになります。

現在、設計業者と基本設計、実施設計を詰めております。工事着工につきましては学校と詰めながら、早い時期での完成を目指しておりますが、工事期間中の学童保育室の確保等の絡みもございまして、今後とも教育委員会、小学校等とも十分詰めて、連携を図りながら進めてまいりたいと考えております。

以上で、答弁といたします。

○議長（上野稔君）

関連質問を終わります。

ここで、暫時休憩といたします。

再開は11時30分。

休憩 午前11時21分

再開 午前11時30分

○議長（上野稔君）

再開いたします。

一般質問を続けます。

6番、風間好美君。

○6番議員（風間好美君）

通告に従い、一般質問をさせていただきます。

1問目としまして、入湯税滞納について質問します。

平成19年度市税決算書による滞納金2,328万9,300円について、お聞きいたします。

入湯税については、地方税法で定められた規定に基づいて、目的税として徴収しているものです。

地方税法第701条の18には、入湯税にかかわる滞納処分が明記されております。市町村の徴収吏員は滞納者の財産を差し押さえなければならない、また、第701条の7には、入湯税の滞納に対して、特別徴収義務者は3年以下の懲役、もしくは50万円以下の罰金などに処すると、大変厳しく書かれております。

さらに、笛吹市税条例第145条の3に、毎月の税額その他必要な事項を記載した納入申告書を市長に提出し、納入金を納入書によって納入しなければならないと明記されております。

なぜ、滞納が起きるのでしょうか。

また、地方公務員は、滞納を知っているながら告発をしないということは、職員としての義務違反にはならないのでしょうか。

市長に、入湯税滞納についての積極的なお考えをお伺いいたします。

2問目としまして、市営バス（3路線）再運行実現について質問させていただきます。

5月15日のマニフェスト検証で、倍の利用者がいなければ成り立たないと報告がありまし

たが、この1年3カ月間の短い運行の中で、笛吹市内の住民およびバス利用者の方々の希望時間帯およびルートに関して、どのような検証を行ったのでしょうか。

約1年と3カ月だけでは、到底不可能だと考えますが、いかがでしょうか。

費用対効果ばかりでなく、住民およびバス利用者の利便性を図るのが重要ではないでしょうか。最近では、通勤・通学の利用者も多くなりつつあったともお聞きしています。

また、バス停標識127本の経費、約470万円ほどかかり、このままではまさにもったいないと思います。また、各事業所でも多大な労力を要したともお聞きしております。

継続は力なり、もう一度、運行実現に向けて市当局のお考えをお伺いいたします。

以上、質問を終わります。

よろしくご答弁をお願いいたします。

○議長（上野稔君）

当局の答弁を求めます。

1問目の答弁を梶原総務部長。

○総務部長（梶原清君）

風間好美議員の一般質問、入湯税の滞納についてお答えいたします。

市税等の収納率向上は、健全な財政経営のために欠かすことのできないものであり、同時に税の公平性という観点からも喫緊の重要課題でもあります。

このため、滞納者に対する臨時個別訪問による納付催告はもとより、国税徴収法による財産調査や滞納処分積極的に取り組むとともに、納税困難者に対する納税相談を随時行い、収税の適正な管理に努めております。

ご質問の、入湯税滞納についてであります。入湯税は、温泉などの利用者が納付しているものであり、事業主は特別徴収義務者として税金を預かり、毎月の申告と納付が義務付けられているものであります。

市では入湯税の適正な申告がなされているか、徴収や管理状況を帳簿等により調査し、申告内容のチェックを行うとともに、事業者に対し徴収金の早期納付を指導しているところであります。

入湯税の20年度における納付状況は、平成21年5月20日現在、調定額1億6,084万1千円、収納額は1億2,998万円で収納率は80.8%、うち20年度分は88.9%、過年度滞納分は33.1%という状況にあり、平成19年度より5.7ポイントほどの低下が見込まれる状況となっております。

入湯税の滞納について、市では、滞納事業者に対し督促を行っておりますが、いまだに20年度分1,527万8千円、過年度分1,558万3千円が未納となっている状況であります。

このような税が滞納となっていることは決して許されるものではなく、国税徴収法や地方税法の罰則規定により、告発することも可能であります。

しかしながら、滞納者への対応として、税収を確保する観点から、差し押えなど滞納処分の執行を基本に取り組んでおります。

また、高額案件や困難な案件については山梨県滞納整理推進機構と共同で、より強力で滞納処分を進めているところであります。

このことから、入湯税についても、今後納税されない事業者には、差し押えなどの滞納処分を行い、厳格に対応してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上野稔君）

2問目の答弁を池田経営政策部長。

○経営政策部長（池田聖仁君）

風間好美議員の一般質問、市営バス（3路線）再運行実現についてのご質問にお答えします。

子どもや高齢者、軽度の障がいをお持ちの方などの移動手段を確保するため、利便性の高い公共交通ネットワークの整備は、笛吹市建設計画に盛り込まれた合併時からの懸案事項であり、昨年スタートいたしました、第1次笛吹市総合計画にも掲げられている主要施策の1つであります。

その一環として、合併以前より運行しております既設路線、一宮循環バス、境川巡回ぐるりバスでございますが、それぞれ維持・継承しながら、新たに交通利便性の低い地域、いわゆる公共交通空白地域を解消し、主に単独歩行の可能な高齢者や軽度の身障者の移動手段を確保することを目的に、地域公共交通会議等での協議を経て、平成20年1月より市内3路線において市営バスの実証運行に着手し、1年3カ月にわたる試験運行を行い、去る3月末をもちまして実証をいったん終了したところであります。

はじめに、利用者の希望時間帯やルートに関して、どのような検証を行ったのかのご質問であります。平成20年1月7日から8月8日までの約7カ月間、3路線それぞれ平日の毎日10便から12便の実証運行を行ったところ、利用者数は、東側路線2,306人、西側路線4,175人、金川原路線4,731人、合計1万1,212人、3路線を合わせました1日平均では75.8人の利用者がありました。

1路線当たりでは、1日に20人から30人の利用者で、1便当たりの乗車人数は2.2人、始点から終点まで平均して常時バスに乗車している人数を表す、平均乗車密度については0.5人から1.5人という状況でありました。

これは、平成17年に行ったバス交通アンケート調査による、7割近いバス利用意向からすると、当初の予想をだいぶ下回る結果でありました。

その後、実証期間中の利用者アンケートや沿線住民アンケート結果などを踏まえ、利用者や地域のニーズに応えながら、利用者数増加につなげていくため、実証3路線の内容変更の検討を行い、JRとの接続など通勤・通学者等の利便性や病院への通院の利便性を高めるため、それぞれ8月11日より一部路線変更および運行時刻の変更を行い、本年3月31日まで約8カ月間継続して実証運行を行ったところです。

後半の約8カ月間の利用実績では、東側路線は4,244人、西側路線3,919人、金川原路線4,537人、合計1万2,700人、3路線を合わせた1日平均では83.0人と、前半に比べ若干は増加したものの、1便当たりの乗車人等は大きく改善されませんでした。

なお、1年3カ月間をトータルしてみた利用実績では、1便当たりの利用者は2.3人、また平均乗車密度は0.5人から1.5人という状況でした。

自治体運営のコミュニティーバスを存続していくかどうかの一つの判断基準としまして、運行経費採算ベースに対する運行収入率25%という平均的な目安がありますが、これを一つの前提として考えておりましたので、いずれの路線でも1日平均で50人から70人、1便当たりの乗車人数では、5から7人程度は確保したかったところであります。

市営バス事業を継続していくためには、市民の皆さまの多くのご利用が不可欠であります。

1年以上にわたり実証運行を継続いたしました。3路線ともに現状の路線形態では運行を維持していただくの利用が見込めず、このまま継続して本格運行へ移行することは難しい状況であると判断し、地域公共交通会議での合意を経て、3月末をもちまして実証をいったん終了したところであります。

実証運行期間中、利用されていた皆さまには大変ご不便をおかけいたしますが、市といたしましても、今後につなげていくための選択でございますので、ご理解をお願い申し上げます。

昨今の社会情勢から考えますと、市民の利便性向上はもとより、交通渋滞の緩和、車の排出ガスによる環境悪化を防止するためにも、公共交通の重要性が見直されております。

もう一度、再運行の実現をとのご質問でございますが、これまでの実証結果を踏まえ、沿線の追跡調査なども行った上で、今年度は、地域公共交通の活性化および再生に関する法律に基づき、市民の皆さまの利用ニーズに即した市の公共交通ネットワークを再検討、再構築していくため、国の支援をいただきながら、新たな地域公共交通総合連携計画を策定してまいります。

そして、計画に基づき、市民にとって利用しやすい、より効率的、効果的なバス交通システムの再構築に向け、既存のバス路線も含め、また状況に応じては、デマンド方式も視野に入れながら、さらなる検討を進めていきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上野稔君）

再質問を許します。

6番、風間好美君。

○6番議員（風間好美君）

答弁ありがとうございました。

ぜひ、十分なる収税を行ってもらいたいと思います。

それでは、再質問に移らせていただきます。

公共工事の請負業者は、滞納があると入札参加ができないという厳しい規約があるとお聞きしております。

目的税としての税の滞納があること自体が理解できません。税納入に対して不公平ではないでしょうか。この点についてお伺いいたします。

2番目として、入湯税の不納欠損はないと思いますが、いかがでしょうか。

3番目としまして、笛吹市入湯税特別徴収交付金交付要綱の中で、第2条に、税額を完納した場合に限り、当該税額を基準として納付金額の100分の2、今150円ですから、150円に対して3円の額を特別徴収交付金として交付するとありますが、未納のある特別徴収義務者に交付を行っているのでしょうか、お伺いいたします。

4番目としまして、平成16年旧石和町の決算書によりますと約919万円、17年度また18年度、新聞紙上に出了た平成19年度、2,328万9,300円。今、答弁の中でお聞きしましたけど約3千万円超あると答弁がありました。これは3千万円にしますと、入湯者に対しますと約20万人に当たる金額でございます。合併時より約3倍に膨れ上がっている状態です。

平成21年2月11日の山梨日日新聞の記事掲載で、観光振興に取り組む笛吹市として、お客さまからの預かり金である入湯税の滞納は、非常に悪いイメージを世間に与えたと思います。

今後、笛吹市の温泉への集客を図る上で、どのように入湯税の滞納解消を図るのか、お伺いいたします。

次に、市営バスについて再質問させていただきます。

市営委託バス、ここにチラシをいただきましたものを利用させていただきます。

市の委託バス、民営バス、自主運営バスを廃止して、すべて市営バスの運行はできないものか、お聞きいたします。

次に、甲州市また山梨市のところへ聞きに行ってみました。

甲州市は、平成12年より行いまして、平成21年度は9,800万円という予算が盛ってあります。甲州市は10路線、通勤とかいろいろのことがありまして、皆さんと協議した中でバス路線の変更等、その中の路線の中で時間帯に合わせた変更路線も考えているとお聞きしております。また、平成20年度の利用者は18万1,272人、これには大菩薩峠へ行く観光客がだいぶ乗っていると聞きしております。金額は1人100円だそうです。

次に、山梨市は、平成14年より行いまして、平成21年度の予算が8,078万8千円となっております。これもやはり山梨市は駅から西沢渓谷へ行くというようなことで、利用客も多くなり、20年度の利用者が延べ9万8,840人ということも聞きしております。やはり山梨市も100円だそうです。遠くへ行くところは900円とかいろいろあるんですが、平均して100円というような徴収でございます。

これには、利用者にかかる運賃は入っておりません。

笛吹市も、ちなみに2,385万6,100円、3路線でかかっております。これも先ほど答弁もありました2万3,912人の利用者がありますが、利用者の運賃は入っておりません。

両市は、赤字を覚悟して住民のために運行を行っているとお話も受けております。笛吹市はどうでしょうか。

最後のほうの答弁の中で、協議事項もありましたけれども、この交通空白地帯への実証運行のバスの乗降調査、アンケート調査等を実施していますと、今後、これからの調査結果を踏まえ市全体を視野に入れた中で、民営バス路線との連携や、新たなバス交通整備など、市民にとって利便性の高い公共交通網の整備に取り組んでまいりたいと述べております。

また、これもいつころ行うのかお聞きしたいと思います。

以上、再質問とさせていただきます。

○議長（上野稔君）

再質問の1問目の答弁を梶原総務部長。

○総務部長（梶原清君）

それでは、入湯税に関係します再質問についてお答えいたします。

まず、最初に公共工事の入札資格で、税を完納している条件があるということのご質問でございますが、平成21年度および22年度に行う市の競争入札については、参加を希望する方の資格審査を受け付けましたが、申請にあたっては、国税や地方税に滞納がないことも条件の一つとして設定したところであります。これは市が執行する工事等が市民の税金や国・県からの交付金などの財源によって賄われており、その執行にあたっては、いずれの税も滞納のない方に請け負っていただくことが必要であると判断したところであります。

一方、入湯税につきましては、納付されない場合については、先ほど答弁しましたように、差し押さえなどの滞納処分の執行を基本に取り組んでいきたいと考えております。

2問目でございますが、入湯税で不納欠損があるのかというご質問でございますが、20年度の不納欠損ですが、不納欠損となる予定額につきましては323万7千円ほどあります。これは地方税法第15条の7第5項に規定されている執行停止にかかる即時消滅と、同法第18条の規定、消滅時効によるものでありますが、関係事業者は2社であります。廃業とか、現在休業しております、競売終了とか廃業の方が2社ありまして、合計で323万7千円の不納欠損を予定しております。

3つ目の質問でございますが、入湯税の特別交付金の交付に対する質問でございますが、この交付金につきましては特別徴収による入湯税の納付にあたりまして、毎年4月1日から3月31日までの間に徴収した入湯税について、納期限までに申告かつ、その申告にかかる税額を完納した場合に、納付額の2%を交付するものであります。平成19年度には、41件、249万5千円を交付しております。

4つ目の質問でございますが、新聞に報道された件でございますが、新聞紙上での滞納報道は、温泉を市の観光産業の中心とする本市にとりまして、誠に憂慮すべき問題であると認識しております。

各旅館・ホテルにおきましては、消費者志向の生活形態の変化による入湯客の減少の中、集客に向けた努力を行っているところでありますが、お客さまに不信感をもたれることのないよう、認識を新たにさせていただくことが重要であると感じております。

市としましても、信頼を図る意味合いからも、これ以上イメージ低下につながらないように、滞納解消に取り組んでいきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上野稔君）

2問目の答弁を池田経営政策部長。

○経営政策部長（池田聖仁君）

風間議員の再質問、市営バスの関係で大きく3問のご質問かと思えます。

まず、第1問目の民間バス赤字補填でございます。それから自主運営バスの廃止等々を行って、すべて市バスで運行できないかというご質問でございますが、私ども公共交通ネットワークを考えるに、広域的運行の重要性という視点を変えては、これは実現できないのかなど。と言いますのは、本市が自己完結型のいわゆるコンパクトシティー的な通勤も通学も病院も福祉も、ショッピングも、すべて本市だけで賄えるという大前提がありましたから、確かに、議員が言われるとおり、市だけのバスでよろしいのかなど思いますけども、現実にはそうではありませんし、それから、市外の方々が本市へ通勤・通学で通っている方々もたくさんおりますので、広域的な運行というのは、廃止という方向ではなかなか難しいのかなど考えております。

そうは言いましても、広域的に現在運行しております民間バスでございますとか、市が委託しておりますバスとか、利用者が減ってしまっただけでは運行が持続できません。

現在、山梨県で広域的なバスを運行している自治体で、事務レベルでございますが、検討委員会を持っていまして、研究会の結果といたしまして、現状の利用者を大きく下回った場合については、その見直し、いわゆるその廃止を考えましょうということで、現在進めております。

そうなった場合につきましては、議員が言われるとおり、市内の利用しやすいようなルートも考えながら、いわゆるパークアンドバスライドでございますから、パークアンドレールライドでございますとかいうものの中で、広域的なネットワークへつなげていくということもあり

ますので、これからの状況を見る中で検討してまいりたいと考えております。

それから、2問目の赤字覚悟で行ってはどうかというお話でございますが、先の答弁でもお答えさせていただいたとおり、運行経費採算ベースに対する運行収入率が25%、いわゆる4分の1くらいが一つのめどかと。ですから、当初から私どもは赤字覚悟で運行していると、運行していきたいということです。だけど、運行経費採算ベースでいきますと、1路線当たり1日200人くらいの利用がないと駄目だと。その25%ですから50人。1日50人の利用をいただけるということは、平均乗車密度2.0人を超えるという状況でございます。それを一つの目安として考えておりますので、そこに至らない平均乗車密度0.7から1.5というのは、大変厳しい数字であると考えております。

ちなみに、甲州市と山梨市の例を出されましたので、私どもが認識しております両市の状況はと言いますと、甲州市につきましては平均1日当たり70人から80人、それから山梨市につきましても平均50人から多いところでは164人という利用されているという状況がございますので、本市の2倍、もしくは3倍近い方々が利用されている状況であります。

ちなみに、甲州市、山梨市とも平均として料金が100円だというお話でございましたが、確か、甲州市につきましては300円に値上げしたと私ども聞き及んでおりますが、またこのへんは調べさせていただきたいと思っております。

それから、現在進めております民営バスとの連携や、市のこれからの計画に基づきます運行をいつころ開始するののかというご質問につきましては、私ども現在、本年度末から、来年度早々から取り組んでいきたいという目標を持って進めております。

以上、答弁といたします。

○議長（上野稔君）

以上で、風間好美君の一般質問を終了いたします。

ここで、暫時休憩といたします。

再開は1時30分といたします。

休憩 午後12時00分

再開 午後 1時27分

○議長（上野稔君）

再開いたします。

一般質問を続けます。

19番、中川秀哉君。

○19番議員（中川秀哉君）

議長の許可をいただきまして、通告に従い、これより一般質問をさせていただきます。

19番、公明党会派の中川秀哉でございます。

はじめに、6月5日、環境の日を記念し、昨日6月7日付けの新聞で、「温暖化解決へ環境産業革命を低炭素社会に先駆し国際貢献」とのテーマで、斉藤鉄夫環境大臣と東京大学生産技術研究所、山本良一教授が対談されました。

この対談では、科学者が温暖化の加速を裏付ける証拠といたしまして、1979年から2000年の平均674万平方キロメートルを誇ったこの北極の解氷が、調査した2007年9月には面積が約40%減少の413万平方キロメートルまで縮小し、過去最少の記録となり

ました。

この予測を超えたスピードでこのままでは、夏の北極解氷は今後10年から20年で消滅する恐れがあると、警鐘を鳴らされ言及されました。

山本教授は、気温上昇がある一定のラインを超えると地球環境の様相は一変する。環境崩壊を招くティッピングポイント臨界点に近づいているとのことでした。日本が今、京都議定書での約束に従って、温室効果ガス排出量の1990年比6%減少の目標を達成することには、政策総動員での取り組みが不可欠であり、日本版グリーンニューディール政策の強力な推進が必要であると結ばれておりました。

これを受け、私もまったく同感と考え、これまで過去14回にわたり議会質問をさせていただいた中で、地球温暖化対策や環境対策等について訴えをさせていただきました。そして、本年3月に制定されました笛吹市地球温暖化実行計画と、また、将来の低炭素社会の実現に向けて、都市の構造や公共交通手段までを含めた抜本的な改革を目指す、この日本版グリーンニューディール政策の推進のために、以下、質問に入らせていただきます。

本定例議会には、2問通告させていただきました。

はじめに、1問目、低炭素社会への市の取り組みを伺う、です。

私は、平成19年9月定例議会におきまして、笛吹市役所南館改築を機に、合併以来の公用車の車両と運行の一括管理について現状を確認し、本市も早期導入すべきと訴えてまいりました。

さて、先進自治体では、今、低炭素社会における都市交通・交通対策として、老朽化した公用車を更新する際、環境負荷の少ない低公害車への更新が進んでおります。

平成19年9月の一般質問以来、本市の公用車への取り組みはどうなっているのか、お伺いします。

続いて、その際、費用削減などの効果的な管理が課題となっておりました公用車の一括管理につきまして、この19年9月議会の一般質問以降、どのような取り組みをされてきたのか、お伺いいたします。

3番目に、地域の省資源、省エネルギー対策として、エネルギー消費量とCO2排出量の低減を目的に、費用対効果が見込まれる公共施設に対して、空調機器の高効率型への更新、照明設備のインバータ化、高輝度照明および節水機器の取り付けなどが進んでおりますが、本市の積極的な取り組みを期待するところでございますが、本市の取り組みについてお伺いいたします。

4番目に、4月10日付け環境省の報道発表資料によりますと、昨年に続き、今年も6月20日から7月7日までの期間予定されております、CO2削減ライトダウン運動が実施される予定でございます。

昨年は、6月21日の夏至の日と、また洞爺湖サミット開催日にあたる七夕の日、7月7日の両日に全国のライトアップ施設を中心に、約14万9千施設の参加を得て、237万キロワット、約6万4千世帯の1日当たりのCO2削減に相当する電力削減ができました。

本年も、地域と協力して市内公共施設を中心に、ライトアップ施設の積極的な参加を求めるところでございますが、本市の取り組みについて当局のご所見をお伺いいたします。

続きまして、2問目といたしまして、市内のテレビ難視聴とデジタルデバインド、情報格差解消のために本市の取り組みを伺う、です。

アナログ波テレビ放送が、いよいよあと2年後の平成23年7月24日終了となりますが、本市におけるこれまでの地デジ対策への経過についてお伺いいたします。

また、市内が地上デジタル放送対応となるよう、特に電波の弱い場所や山間部などにおいて視聴困難となる恐れがあるか、その対策はどうかお伺いいたします。

3番目に、平成20年度マニフェストにおきます行政放送事業に対し、昨年11月から議会放送などインターネットによる動画配信が始まりました。この動画配信が市内公共施設での視聴について、どのように進められているのか、取り組みをお伺いいたします。

4番目に、今後、市内の統一した行政放送に向け、どのように計画をされるのかお伺いし、以上、計2問につきまして当局のご所見を伺い、演壇の質問に代えさせていただきます。

ご清聴、誠にありがとうございました。

○議長（上野稔君）

当局の答弁を求めます。

1問目の答弁を加藤市民環境部長。

○市民環境部長（加藤寿一君）

中川秀哉議員の一般質問、低炭素社会への市の取り組みを伺う、についてお答えいたします。最初に、公用車の低公害車への更新についてであります。

昨年度策定した、笛吹市地球温暖化対策実行計画の温暖化防止に向けた取り組みと併せ、平成21年度は、老朽化した公用車一般車両について、合併後初めて、公用車の新車登録から13年を超えた車両を廃車してハイブリッド車、燃費基準達成車への更新を11台予定しています。

なお、更新財源として、国の地域活性化・経済危機対策事業の活用を検討しております。

また、市長車、青色防犯パトロールカー2台についても、低燃費、低排出ガスに最も優れたハイブリッド車の購入を予定しております。

平成21年3月末現在、15年を経過した一般車両は32台あり、維持管理経費の削減、地球温暖化防止に向けた取り組みのため、今後も更新の時期には、随時、環境対応車への入れ換えを検討していきます。

次に、公用車の一括管理についての取り組みですが、笛吹市公用車の保有台数は、5月22日現在、一般車両163台、特種車両38台、消防本部車両27台で、一般車両は平成16年10月の合併当初から、芦川町からの引継分も含め54台の削減となっております。

平成20年、南館が完成し本庁業務が集約されたとはいえ、同一敷地ではないため庁舎ごとに駐車しており、また、各事業課において現場対応業務が多く、担当課で公用車管理を行っている現状です。

一般車両163台のうち、共用車両53台(32.5%)は庁舎ごとに日常的な維持管理は行っておりますが、統括管理はすべて管財課で行っています。

今後、随時利用状況・利用頻度、担当部署職員数を考慮し、公用車の適正配車台数の見直しを行いたいと考えております。

次に、公共施設に対する省資源、省エネルギー対策について」であります。冒頭申し上げたとおり、笛吹市では昨年度、笛吹市地球温暖化対策実行計画を策定しました。

この中で、平成25年度までにCO2削減率を3%・CO2削減量を296トン—CO2と定めたところであります。

笛吹市としても、職員数や事業量から見て規模の大きい経済主体と考え、自らの事務・事業によって排出される温室効果ガスの抑制のために、電気・燃料の使用量および紙・ごみの排出量の抑制について、全職員が高い意識をもって積極的な排出抑制に取り組んでいるところがあります。

電気使用量削減については、晴天時における窓際照明の消灯および廊下・階段等の共有部分の照明および昼休みの事務室の照明についても、市民サービス上、支障のない範囲で消灯を行っております。

また、電気機器の使用については、夏・冬のエコスタイルの実施による適正冷暖房温度の設定、および電気器具の使用後における省電力モード設定など省資源・省エネルギー対策として、エネルギー消費量とCO₂排出量の低減に向けて、さまざまな取り組みを図っております。

庁舎内におけるエネルギー消費が最も大きいのは電気量であり、全体の82.3%を占めております。

特に、夏季・冬季における冷暖房空調機による消費量、および蛍光灯などの照明器具によるものが大きいと思われまます。

蛍光灯に限れば、本庁内だけでも750本を使用しており、1本当たり40ワットで換算すると、年間電気量としては5万7,600キロワット時が推計されます。

これらをインバータ化への変更、およびエコ商品であるLED蛍光灯に替えることにより、購入機器のコストは高いものの、2から3割ほど電気代も節約ができ、CO₂削減率についても0.2%の削減が見込まれ、CO₂削減に有効な手段ではありますが、多くの財源も必要となります。

そのため、今後、新たに設置する施設については、省エネ仕様の機器の導入を考えております。

今後の推進にあたっては、笛吹市地球温暖化対策推進委員会を設置して、年度ごとの推進目標を定めるとともに、各課へ推進委員・各部局に推進責任者を置いて、CO₂削減に計画的に努めるとともに、具体的推進については、身近な取り組みから始め、より効果的な方法については財源的な措置も勘案する中で、地球温暖化対策を推進して市の責務を明らかにしてまいります。

次に、ライトダウン運動への積極的な取り組みについてであります。

環境省では、2003年より温暖化防止のため、ライトアップ施設や家庭の電気を消していただくよう呼びかける「CO₂削減・ライトダウンキャンペーン」を実施しております。

これは、ライトアップに慣れた国民一人ひとり対して、日頃いかに照明を使用しているかを実感していただき、日常生活の中で温暖化対策を実践する動機付けを目的としたキャンペーンであります。

サミットイヤーでもあった昨年は、キャンペーン初日の6月21日(夏至の日)に東京タワーなどのライトアップ施設、百貨店、コンビニエンスストアなどのライトダウン、また最終日の7月7日には「七タライトダウン」として、それぞれ約7万6千施設の参加を得て約237万キロワット時の電力削減があり、6万4千世帯の1日当たりのCO₂排出量相当が削減できたとの報告もされたところでもあります。

これらに併せ笛吹市では、昨年7月7日を「CO₂削減ライトダウンの日」とし、市役所において定時退庁・施設の消灯に努めました。

また、10月には甲府盆地の必要のない照明を消して、美しい夜空を取り戻す取り組みに併せ、市内有志がライトダウンを呼びかけるとともに、八代ふるさと公園で星空観察会のイベントを開催しました。

今年度においても、庁舎のライトダウン運動と併せて、市民・地域の理解協力を得る中で夜間照明施設の貸し出し制限等を考えており、7月7日の夜を「七夕ライトダウン」と題し、ライトアップ施設に対し広報等を通じ広く呼びかけていくこととします。

市としても、低炭素社会や持続可能な社会を実現するため地域はもとより、市民と協力して積極的な取り組みを進めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上野稔君）

2問目の答弁を池田経営政策部長。

○経営政策部長（池田聖仁君）

中川秀哉議員の一般質問、市内のテレビ難視聴とデジタルデバインド（情報格差）解消のために本市の取り組みを伺う、のご質問についてお答えいたします。

まず、本市におけるこれまでの地デジ対策の経過と、特に電波の弱い場所や山間部など視聴困難となる地域への対策について、合わせてお答えします。

地上デジタル推進全国会議によるデジタル放送推進のための行動計画によると、各主体が取り組むべき事項として、国の役割、放送事業者の役割、ケーブルテレビ事業者の役割、受信機メーカー、販売店、工事業者等の役割に続き、地方公共団体の役割が規定されています。

その役割としては、①周知広報活動、②地方公共団体施設のデジタル化、③地方公共団体施設を原因として設置された受信障害対策共聴施設への対応、④辺地共聴施設等への対応、⑤受信環境把握への協力、⑥アナログテレビの適正廃棄・リサイクルへの協力、⑦デジタル放送を活用した地域情報の発信、⑧地方公共団体としての立場からの助言・提言等があります。

これらに基づきまして、昨年度、新たに難視聴地区になることが想定されておりました芦川町地区で、地上デジタル放送についての説明会を区長会等で2回、各地区公民館で3回開催いたしました。

その際、現在と同じように県内放送と東京からの放送を見たいという要望がありましたので、市内のCATV事業者であるNNS甲府CATV、および笛吹きらめきテレビへ芦川地区への事業展開を打診したところ、笛吹きらめきテレビから「予定がある」との回答があったため、同CATV事業者による事業展開を要請しております。

次に、芦川町地区のほか、新たな難視聴地域となる可能性がありますのは、八代町奈良原地区であります。その他の市内の山間部などの地区では、既に全戸がCATVに加入していますので、視聴困難になることはありません。

八代町奈良原地区につきましては、放送事業者によって、今年9月に芦川町鳥坂峠に県内波の中継局が開局されることとされております。なお、芦川町へCATVの誘致を進めておりますので、経路地である奈良原地区での要望があれば、CATVへの加入も可能となります。

これらが実現すれば、笛吹市内では地上デジタル放送の視聴困難地域はゼロになります。

今年度の取り組みとしては、さらに、地上放送デジタル化に伴う市民の不安や疑問を解消するための地上デジタル放送説明会を、総務省山梨県テレビ受信者支援センター、(通称) デジサポ山梨の協力を得ながら、9月中に市内30数箇所で開催する予定です。

多くの市民が参加できますように、時間や場所に配慮しながら計画しています。日程等が済み次第、広報等でお知らせいたします。

なお、今後も、高齢者や独り暮らしの方などを、地上放送デジタル化を装った詐欺等の被害から守ることも考慮して、個別説明会の開催につきましても、デジサポ山梨と協力しながら実施していく予定です。

次に、平成20年度マニフェストにおける行政放送事業に対し、昨年11月からインターネットによる動画配信が始まりましたが、市公共施設での視聴について、どのように取り組んでいるかのご質問についてであります。平成20年度マニフェストにおいて、市内で展開するCATV、2業者のエリア内に行政情報の配信を予定していましたが、地上デジタル放送に切り替わる過渡期であることから、アナログ放送配信のための初期費用負担についての費用対効果が課題となり、事業者との協議が整わず実現ができませんでした。

しかしながら、市民との協働によるまちづくりを推進するためには、行政情報を分かりやすく、かつ積極的に発信することで、常に市民と情報共有できる体制を築くことが必要であると考えておりますので、その試みの一つとして、市民が情報を欲しいと思った時にサービスを提供する「オンデマンド方式」の配信が可能な、インターネット動画配信を昨年より開始いたしました。

お尋ねのありました市公共施設での視聴について、本庁舎、支所において市民が自由に閲覧できるパソコンの設置は行っておりませんが、石和、御坂、一宮、春日居の各図書館では、一般利用者が閲覧できるパソコンが整備されておりますので、自宅にインターネットを利用できる環境がない方でも、図書館では気軽に情報を取得することができるようになっております。

次に、今後、市内の統一した行政放送に向けどのように計画していくのかのご質問についてであります。前述しましたように、これまでCATVを利用した市内統一の行政放送配信方法として、空いているチャンネルを利用することで協議を進めてまいりましたが、2011年7月の地上デジタル放送開始に伴う課題が解決しないことから、CATV事業者との協議がまとまっていない状況です。

未解決の課題の1つ目として、地上デジタル放送への切り替えまでの期間が残りわずかであり、地上デジタル放送に対応した施設に、アナログ放送配信のための設備投資を新たにすることに対する費用対効果が難しい。

2つ目として、現在複数のチャンネルを使用できるCATV事業者が、地上デジタル放送開始後は各局1つのチャンネルしか割り当てられないことから、自主放送は1つしかできなくなり、これまでのように空いているチャンネルを利用する放送形態が、継続することができなくなることが課題となっています。

今後も、CATVを利用した市内統一の行政放送配信については、CATV事業者と協議を進める中で地上デジタル放送開始後においても、継続できるCATV網の活用方法の検討をしてまいります。

なお、現在、NHKの地上デジタル放送のデータ放送コンテンツ「くらしの情報箱」の「あなたのまちから」に本市のイベント情報や地域へのお知らせを掲載し、地上デジタル放送が受信できる地域で、地上デジタル放送対応テレビのある世帯では、同一の情報をご覧いただくことができます。

今後、地上デジタル放送対応テレビが普及することから、NHK地上デジタルデータ放送に

情報提供を行ってまいりたいと考えております。

また、現在市のホームページで配信しております、インターネットを利用した動画による行政放送につきましては、順次、情報量を増やすとともに各種メディアを活用しながら、さまざまな情報を市民にわかりやすく提供するよう努めてまいります。

なお、参考として、現在までに御坂・一宮地区で放送されております笛吹きらめきテレビの情報ですが、これは当笛吹きらめきテレビの自主番組でありますので、誤解のないようご理解をお願いします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上野稔君）

再質問を許します。

19番、中川秀哉君。

○19番議員（中川秀哉君）

ご答弁ありがとうございました。

一部、重複する部分もあると思いますが、再質問に入らせていただきます。

はじめに、1問目、低炭素社会への市の取り組みを伺うの中で、国は、自動車低公害車推進事業、地方公共団体等の保有する自動車の低公害化に約35億円を計上し、今年度限りでございしますが、低炭素社会構築へのためにハイブリッド車や天然ガス車など、次世代の自動車を普及するために導入を支援するような制度ができました。

先ほどのご答弁にも、既にハイブリッド車の購入もあると伺っておりますが、今回、このような新しい制度もございします。本市の笛吹市地球温暖化対策実行計画に基づきまして、本事業を積極的に活用して、低炭素社会への地域発信とすべきと考えますけれども、いま一度、当局の所見をお伺いいたします。

また、先の先進地としましては、長崎県長与町の事例でございましたが、事業費に約6千万円をかけて空調機器へ高効率型の更新、照明設備のインバータ化、高輝度照明および節水機器の取り付けなどを実施しております。

また、神奈川県横須賀市などでは、市内商店街の大きな負担となっております街路灯につきましても、事業費に約5千万円をかけ、電球を水銀等から省エネの電球に交換し実施しております。

これによりまして、電気代は約2分の1に、また寿命は2倍となり、電気料負担の軽減が期待されております。

先ほど、市の本庁舎の話も出ましたけれども、歴史ある本庁舎でもございしますが、公共施設等の周辺や、また現在市内の小中学校周辺の通学路も、かなり暗い状況になっているというお話も伺い、実際に目にもしてございします。

そういった施設などの照明設備の改善に取り組むべきと考えますが、当局のご所見をお伺いいたします。

続きまして、2問目の市内のテレビ難視聴と情報格差解消のための市の取り組みについて伺う、です。

国は、スクールニューディール構想の推進として、総額1兆円の大規模な予算を計上しております。特に、地上デジタル対応のテレビ、また電子黒板、そしてコンピューターなど、新たな整備推進に有効な事業となっておりますのでございします。

本市におきまして、教育現場のニーズとして、どのような整備計画を推進されるのか、当局のご所見をお伺いいたします。

また、平成19年12月定例議会で庁舎フロアーにITを活用した情報サービスを提供という質問をさせていただき、その際に、電子掲示板やパソコン、テレビ等を設置ということを検討するという、当局のご答弁をいただきました。これは、先ほどのお話にも出ました、市役所南館の設置を期してということでお伺いしたわけでございます。

現在、市のホームページや行政放送など、図書館などを中心としたパソコン施設のある一部地域、もしくはCATVで見ることができません。市民の多くの皆さまに来庁していただく中で、ホームページや行政放送などのサービスを見ることができるよう公共施設、特に支所や本庁舎のフロアーで整備すべきと考えますが、当局のご所見をお伺いいたします。

最後に、地デジに対するさまざまな相談体制につきまして、先ほどもご答弁にありました、デジサポを中心とした相談体制を確立するということでもございます。現在、地デジ自体の普及率も全体でまだ、約40%前後というふうにも伺っております。これからさらにエコポイントも使いながら新しい購入の形態も出ているところでもございます。そういった部分で、先ほども詐欺には遭わないような、また安全・安心で買い替えができる。また無駄のないようにできるということでの相談の窓口として、市のほうの対応はどういうふうになっているのかお伺いして、再質問を終了いたします。

よろしくお願ひいたします。

○議長（上野稔君）

当局の答弁を求めます。

前段を梶原総務部長。

○総務部長（梶原清君）

それでは、地方公共団体の保有する自動車の低公害化の導入について、お答えいたします。

先ほど、答弁でもしたとおり、本年度、国の第1次補正の地域活性化経済対策事業によりまして、今議会の最終日に補正予算をお願いするわけですが、先ほど答弁いたしましたとおり、公用車を今年度、合併して以後初めてですが、11台購入する予定になっています。そのうち3台がハイブリッド車ということで、それ以外の車につきましても、省エネ基準車を予定しておりまして、総事業費1,850万円を計画しておりますが、先ほど言いました地域活性化経済対策事業で対応する計画であります。

また、地球温暖化対策の実行計画におきまして、公用車の一括管理の関係であります。温暖化対策実行計画によりまして、今年度4月以降管財課で、全公用車の燃料使用量ならびに走行距離を4カ月に1度、管理しています部局から報告をしていただくことになっています。そのほか庁舎管理費としまして光熱水費についても同様、管財課へ4カ月に1度報告をするような計画でありますので、よろしくお願ひします。

以上、自動車の低公害化に関する再質問のお答えといたします。

○議長（上野稔君）

加藤市民環境部長。

○市民環境部長（加藤寿一君）

それでは、中川秀哉議員の再質問にお答えいたします。

最初に、今、低公害車の答弁を総務部長のほうからありましたけれども、これの地域発信に

ついてお答えをしたいと思います。

笛吹市の地球温暖化対策の実行計画でございますが、これは市を事業者と位置付けまして、言うなれば庁内計画でございます。この計画を市が自ら率先してCO2削減に努めることによりまして、市民への啓発につなげていきたいと考えてございます。

具体的ですが、CO2の削減目標を設定しております。この削減実績につきましては、毎年公表することになっています。この公表を通じまして、CO2の削減への取り組みの情報を発信いたしまして、市民レベルでのCO2削減へつなげていきたいと考えております。

それから、次ですが、公共施設周辺や市内小中学校周辺、通学路あるいは商店街などの照明設備の改善の取り組みのご質問でございます。

市では、外灯でございますが、これは幹線道路などに設置して電力量が比較的大きいものにつきましては、これを街路灯と位置付けております。それからもう1点、20ワット程度で防犯を目的に設置されているものにつきましては、防犯灯と、2つに区別して管理を行っております。

私どもが所管しておりますのは防犯灯であります。市内に現在8千数百箇所設置されております。この大部分につきましては行政区で管理をいただいております。

ご質問の通学路につきましては、これは防犯灯にあたる。それから、市内の商店街の照明灯につきましては、街路灯の位置付けになるかと思っております。

笛吹市の地球温暖化対策の実行計画では、まず、身近な節電等に努めると。それ以後、より効果的な方法から採用することになりますが、ご質問の街路灯は年間316トンのCO2、全体排出量の2.9%と、いままでの実績での見込みがでございます。

今後でございますが、限られた財源の中でご質問の街路灯を含めまして、地球温暖化対策推進委員会などでの協議を通じまして、優先順位を検討してCO2削減に向けて取り組んでいきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上野稔君）

再質問の2問目の前段を早川教育次長。

○教育次長（早川哲夫君）

国からスクールニューディールにつきましては、さまざまなメニューが示されております。

本市では、市内の全教職員に公務用パソコンの整備を考えております。当然、ウイルス対策の危機管理も含めた中での対応でございますが、具体的には今後さらに精査が必要と考えられますけれども、約400台からの機器を考えております。また、それに伴いますサーバーですとかプリンター等の周辺機器の整備も合わせて設置するものでございます。

以上でございます。

○議長（上野稔君）

梶原総務部長。

○総務部長（梶原清君）

中川議員の再質問の、情報サービス提供を公共施設のフロアーへ整備すべきだという点について、お答えいたします。

本庁舎につきましても、市民への情報サービス提供ということで、テレビの設置ができないかということで、あちこち検討したわけですが、非常にフロアーが狭くてお客さんも多いとい

うことで、だいがあっちがいいこっちがいいということで検討したわけですが、なかなか設置場所が見つからず、いまだに設置することができません。

そんなことで、スペースの確保が非常に難しい現状でありまして、今年度、本庁舎の耐震の調査をしまして、本庁舎の改修についてどうするかという問題を今年度検討する予定でございますので、その問題も含めて、今年度さらに耐震化も含めてスペースの問題等を問題視しながら、検討していきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（上野稔君）

次に、池田経営政策部長。

○経営政策部長（池田聖仁君）

相談体制についてのご質問ですが、デジサポ山梨が中心になって行いますが、市役所内部の相談窓口は、経営政策部情報政策課が対応いたします。

○議長（上野稔君）

再々質問ありますか。

19番、中川秀哉君。

○19番議員（中川秀哉君）

今回の日本版グリーンニューディール政策の目的というものは、環境対策はもとより、この大きな要因といたしまして、それにかかわる雇用促進、そして急激な経済的な刺激が求められるものと考えております。

地方分権により、ますます各自治体におきまして、選択と集中が求められるところでもございますが、本市のいままでの目標、また、これからの対応といたしまして、ぜひ市長のご所見をお伺いして終わりたいと思っております。

よろしく願いいたします。

○議長（上野稔君）

荻野市長。

○市長（荻野正直君）

再々質問に答えをいたします。

ただいま、ご質問ありました雇用促進の件でございますが、市といたしましても、できる限りの雇用の創造ということをいろんな角度で検討しております。

1つは、市内にあります誘致企業が今42社ほどありますが、各社すべて回しまして、雇用状況そして市としてこの企業に対してどういうことができるかと、こういうことについて現在調査をしたり、あるいは話し合いをしております。近々にまた会議も持たせていただくような、なおかつ秋には合同の就職説明会というようなことも進めるように今、準備をいたしております。

それから、今の省エネの低炭素化問題であります。市といたしましても、新しく造るものに関しましては、徹底的に調査をして進めてまいりたいと思っております。

しかし、現在あるものをどんどんそれに替えていくというふうなところまでは、まだ現在考えておりません。例えば、車1台取りましても、合併してから既に54台削減いたしまして、今年さらに13台減らすと。そしてプラス11台を買うというようなことで、これも2台ほどの減になるわけでありまして。減らすことによって省エネもできるというようなこともご理解を

いただきたいと思います。

以上です。

○議長（上野稔君）

以上で、中川秀哉君の一般質問を終了します。

関連質問を許します。

（ な し ）

関連質問を終わります。

一般質問を続けます。

7番、渡辺正秀君。

○7番議員（渡辺正秀君）

こんにちは、共産党の渡辺正秀でございます。

一般質問をさせていただきます。

第1問目は、雇用を守り創出する施策についてということであります。

3月議会の代表質問に引き続いて、雇用問題を取り上げます。

3月に提案した農業分野での雇用創出について、笛吹市では未着手ですが、同様の対策が各地で取られ大きな成果を上げております。

鳥取県は、農業分野で、主に新規就農者の支援でございますが、95人の目標に対して145人が応募し、目標を超過・達成しております。

先の農業分野での提案、そして今日の一般質問で提案する雇用創出事業を積極的に推進していただくことを、まずお願いいたします。

質問いたします。

笛吹市で優遇措置を受けた企業、また、今受けている企業は、雇用をしっかりと守るために頑張っているのでしょうか。

笛吹市工場誘致奨励制度および課税減免を受けている。あるいは、過去に受けた企業について、この3年間の就業者数はどうなってきたかということを示していただきたいと思います。

また、それらの企業に対して、雇用確保をどのように働きかけてきたかを伺います。

2つ目に、市の雇用創出事業によって、どのような職種で何名の雇用を創出したか、そして、その賃金はいくらか伺います。

2問目に、市町村設置型で浄化槽整備事業の推進をということで、繰り返しこの点を求めたいと思います。

このことは、笛吹市誕生後の第1回定例議会以来、何度も提案していることでもあります。

財政破綻をもたらすと危惧される下水道事業の見直しが進められ、9月にもコンサルの検討結果が出るということでもあります。

下水道事業縮小は必死であります。縮小だけでは事が進みません。

まず、下水道布設事業が縮小されるだけでは、排水浄化の目的が中断されてしまいます。そして、地域的に大変不公平だということ。すなわち多額の税金と借金で、一部区域には下水道を完備して、残りの地域には何もしてやらないということになったら、これも大変です。

それから、不況下、業者を苦境に陥れ雇用を失うことになるということでもあります。

こうした問題を解決するために、合併処理浄化槽設置事業を大規模に今進める必要があると思うがどうか、市長の所見を伺いたいと思います。

次に、その事業方法について伺います。

下水道計画区域外について、合併処理浄化槽設置に対する国の補助事業には、個人設置型と市町村設置型、この2つの方法があります。

そこで、伺いたいと思いますが、浄化槽管理、配水浄化の目的をよりよく達成できるのはどちらでしょうか。

私は、個人設置型では9割の浄化槽が管理不十分で、本来の性能が発揮されていないという調査報告を聞いております。

2つ目に、国庫補助率が大きく個人負担が小さいのはどちらか。

3つ目に、急速に面的に普及を拡大できるのはどちらか。

個人設置型の補助事業では、家の新築でもない限り、ほとんど普及が広まらないというふう聞いております。いかがでしょうか。

3点、事業方法について伺いました。

そして、次に、合併処理浄化槽設置事業は下水道施設や他の土木事業に比べ、人力に頼る比率が高く、雇用効果が高いといわれております。

不況下の雇用対策としても、大変効果的な事業であります。早急に推進していただきたいと思いますが、市長の所見を伺います。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（上野稔君）

当局の答弁を求めます。

1問目の答弁を保坂産業観光部長。

○産業観光部長（保坂利定君）

渡辺正秀議員の一般質問、雇用を守り、創出する施策についてお答えいたします。

世界的な金融危機の影響により、100年に一度といわれる厳しい経済情勢を背景に、雇用情勢も厳しさを増し、山梨県内のこの4月の有効求人倍率が0.41倍と、6カ月連続、過去最低記録更新、近年、最も厳しい状況になっています。

このような状況下で、市民に安心して働ける場の雇用対策は、本市の最重要課題の一つとして考えております。

総合計画の施策の中に「活力ある地域経済づくり」「安定した就業環境づくり」などを掲げ、これを積極的に推進してまいりました。

具体的には、農村地域工業団地を活用した産業用地を確保し、県と連動した企業立地促進助成制度に該当する優良企業の誘致を進め、雇用の創出につなげてまいりました。

また、工場誘致奨励条例による奨励制度を設け、積極的に優良企業の誘致による雇用拡大を図ってきたところであります。

ご質問の、笛吹市工場誘致奨励条例および笛吹市農村工業等導入促進のための固定資産税の免除に関する条例の奨励金、または課税免除の適用を受けている企業は5企業であり、具体的に奨励金については、平成20年度で143万4千円、1企業でありました。また、課税免除については、平成20年度総額5,902万1千円、4企業でありました。

雇用については、企業立地促進事業助成金交付制度の対象要件として、新規常時雇用者を市内から3割以上雇用することとしており、市内雇用を重視した制度としております。

奨励金、課税減免を受けた5企業の雇用状況につきましては、平成19年度直接雇用常勤職

員502名、パート職員45名、派遣職員351名です。

平成20年度直接雇用常勤職員521名、パート職員41名、派遣職員96名、請負職員240名です。

平成21年度直接雇用常勤職員550名、パート職員36名、派遣職員1名、請負職員91名です。

市の雇用対策として、市内企業の人材確保、市民に安心して働ける場の就業支援対策として、就職ガイダンスを市が主体となって、山梨労働局、ハローワーク甲府、山梨県労政雇用課に指導、支援をいただきながら、笛吹市商工会との共催で、今年度初めて実施する予定であります。

この就職ガイダンスは、高校、大学の来春新規学卒予定者、未就職者、I・Uターンを含む再就職者を対象に、笛吹市内に本社・支店、または事務所を置き、求人の見込みのある企業を募り、10月下旬に笛吹市スコレーセンターにおいて、1対1の面接会を実施するものであります。

企業の経営の安定が、雇用の安定につながることから今年2月に3回にわたり、中小企業診断士による「無料中小企業なんでも相談会」を実施し、市民の雇用の確保を守る観点から、中小企業を支援いたしました。

昨年実施したものづくり企業との意見交換会を今年度も実施し、企業訪問を通して、幅広く就職ガイダンスを広報する中で、厳しい経済情勢ではありますが、企業の人材確保、安心して働ける職場の確保に向けて、市内の雇用対策を積極的に推進していきたいと考えております。

次に、市の雇用創出事業によってどのような職種で何名の雇用を創出したか、賃金はいくらかについて、お答えいたします。

先ほど来から申し上げているとおり、厳しい雇用情勢でありますので、本市といたしましても、本年1月に、副市長を委員長とし、庁内の横断的な組織として、笛吹市緊急雇用・経済対策会議を設置し、雇用労働相談や小規模事業者金融相談等の体制を整えました。

また、1月に、いち早く市の単独事業の緊急雇用対策として、市税等臨時徴収員を募集し、4名を臨時職員として雇用いたしました。

さらに、山梨県で創設された緊急雇用創出事業臨時特例基金およびふるさと雇用再生特別基金からの補助金を活用して、雇用創出事業にも取り組んでおります。

緊急雇用創出事業臨時特例基金事業の内容は、離職を余儀なくされた非正規労働者や中高年齢者等の失業者に対して、次の雇用までの短期の雇用や就業機会の創出を目的とするものであり、市の直接雇用に加え、民間企業やシルバー人材センター等に委託して実施するものです。

また、ふるさと雇用再生特別基金事業につきましても、地域の雇用再生のために、地域求職者等を雇い入れて行う雇用機会を創出する事業を、民間企業やNPO法人等に委託して実施するものです。

緊急雇用創出事業を活用した市の直接雇用につきましても、本年4月より既に雇用を開始しております。

その雇用人数は、商工業活性化事業として1名、小学校市費負担教職員配置事業として5名、手話通訳者配置事業として1名、水道メータ交換事業として3名の、合計10名であり、賃金につきましては、本基金事業の目的に鑑み、市の臨時職員と同等の金額により雇用しております。

次に、委託により実施するものにつきましては、緊急雇用創出事業として、公共施設敷地内

の除草等の整備を行う、公共施設クリーンアップ事業として2名、河川や水路のクリーンアップおよび不法投棄廃品物回収等の環境美化事業として2名、市内の交通安全施設の調査のための防犯灯・カーブミラー等調査業務として2名、合計で3委託業務を予定しており、雇用創出される予定人数は6名です。

また、ふるさと雇用再生特別基金事業としては、インバウンド対策や観光ルートの企画等を行う観光振興事業として2名、援農者の研修や援農に関する各種企画を行う援農支援システム構築事業として1名、芦川地域の自然豊かな環境を生かし、都市住民との交流や青少年の健全育成の推進を図る地域間交流促進事業として4名、市内の野菜や県内の食材を活用し新たなメニューをつくり、その普及促進を図る地産地消促進事業として2名、小規模託児所の開設により、病児病後児保育などの地域ニーズに即した事業を行う育児サポート事業として4名、地域の個人または事業所などでのチラシ等の広告物や、ホームページ作成による地域振興を促進する地域の情報発信によるまちづくり事業として3名、市内の文化活動やスポーツ振興を拡充する文化スポーツ振興事業として2名、ウェブ上にコミュニケーションが図られるインフォメーションセンターを整備し、それを核にスモールツアertype観光商品の企画等を行うアクティブ・インフォメーションセンター事業として4名、合計で8事業、失業者の新規雇用数は22名の予定です。

これら委託事業の賃金につきましては、雇用主が委託先となりますので、適正な賃金での雇用をお願いするとともに、必要に応じ、予定される人件費を記載した委託契約書を結んでいきたいと考えております。

なお、これらの委託事業は、本定例会に補正予算を上程させていただいておりますので、議員各位のご理解をよろしくお願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上野稔君）

2問目の答弁を竹越公営企業部長。

○公営企業部長（竹越富男君）

渡辺正秀議員の一般質問、市町村設置型で浄化槽整備事業の推進について、お答えいたします。

現在、笛吹市公共下水道事業の普及率は58.3%に達しておりますが、事業着手から事業投資額が540億円にも達しており、地方債の返済額が下水道会計の60%にも達しております。

このことは、下水道会計が不健全な経営形態に陥っていると言わざるを得ません。

この地方債の年間の返済額を減らしていくためには、事業規模を縮小して地方債を抑え、利用率を高めるために水洗化を向上させる必要があります。

そのため、今後の健全経営を行っていくためには、どのように事業を展開していったらいいのか、年間事業量、事業規模を含めて、コンサルに検討させているところであります。

結論はまだ出ておりませんが、少なくとも来年度以降の事業費は半減しなければならないものと考えております。

しかし、事業費は半減するものの、下水道全体計画そのものを縮小するものではありませんので、今後も下水道事業は継続してまいります。事業費の投入額が減少するため、事業完了予定時期が現在の予定よりも先に延びることとなります。

また、浄化槽整備事業にふれますが、市町村設置型浄化槽整備事業の実施要件に、「事業の実

施地域は、将来的に浄化槽の整備が妥当と判断される地域内において設置されること、つまりこの事業地域を限定すること」とされており、現在の下水道が計画されている地域内においては、市町村設置型浄化槽整備事業を導入することはできません。そのため、下水道計画外の住宅に関しては、従来どおり個人設置型の補助事業を行っていくこととなります。

さて、質問の内容につきましては、下水道布設事業が縮小されることが前提とされた質問であり、既に説明させていただきましたが、下水道計画自体を縮小するものではなく、単年度事業量が減るだけのことでありますので、排水浄化の目的を中断させるものではありません。また、計画面積の縮小ではありませんので、地域的な不公平を生じさせるものでもありません。

以上により、現在の下水道計画内における市町村設置型合併処理浄化槽設置事業の導入は、制度上できませんので、進めることすらできない状況です。

また、以降の質問に関しては、個人設置型もしくは市町村設置型のどちらを選別するのかを質問しておりますが、市町村設置型を導入できない以上、比較ができません。よって、回答することができません。

いずれにしても、公共下水道事業および個人設置型浄化槽整備事業の方法がありますので、この2つの事業方法を併用運用して、効率のよい生活排水処理を行っていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上野稔君）

再質問を許します。

7番、渡辺正秀君。

○7番議員（渡辺正秀君）

答弁の中で、やはり笛吹市においても派遣あるいは請負労働者が著しく減らされている、失業状態に陥っているということが推測されるわけでございます。

企業への働きかけ、私たち日本共産党も県の経営者協会に対して強く、この雇用確保を申し出ておりますが、引き続き企業への働きかけを強めて、雇用を守っていただきたいと思っております。

そして、直接市が雇用している問題について、非常に賃金が安いことに驚いております。これまで失業した方が手取り20万、30万円の収入だった方が、水道メーターの交換業務では日給6,400円、1カ月の手取りは10万円足らずということになります。一家の主がこれでどうして暮らしていけるのでしょうか。こういう感想です。

そこで、再質問いたします。

緊急雇用創出事業の防犯灯・カーブミラー等調査業務に612万円の委託料で2名の雇用確保となっております。1人の雇用確保に306万円の委託料が出されておりますが、委託先および充当額の根拠を伺い、そして、他の事業にもこの程度の充当ができないものか伺います。

次に、下水道に関してであります。下水道、合併処理浄化槽についてであります。下水道会計が不健全になっているとの答弁、私たちの認識と同じです。しかし、それ以外は質問に率直に答えておりません。

第1は、報告書が出る前から下水道全体計画そのものを縮小するものではないと結論付けた上で、私の指摘は当たらないものとしているところであります。

コンサル委託の柱が、経済性の比較を基本に下水道計画区域の見直し、縮小を図ることであることは、この間の私の議会での質問に対する答弁や、契約書の特記仕様書でも明らかでござ

います。ぜひ特記仕様書の3の(1)基本事項の検討をもう一度参照して見ていただきたいと思います。

特記仕様書に反する協議、指示が行われているのではないかと。すなわち、先ほどの答弁を聞きまして、下水道計画面積をできるだけ減らさないようにという話がされているのではないかと、私は疑います。

第2に、私は下水道計画区域外の合併処理浄化槽事業で、市町村設置型と個人設置型の比較を質問いたしました。

下水道計画区域内の話ではありませんので、ぜひ再答弁をお願いいたします。

次に、市長に伺いたいと思います。

合併処理浄化槽事業に比べ下水道事業が経済的に著しく不利、例えば、数戸への接続のために数千万円かかる。あるいは数十戸への接続のために数億円も不利になると、こういう地域についても一部有力者から、この地域には公共下水道を布設してくれという要請があるように聞いております。そのような要請が事実であるならば、財政危機を常に強調する市長においては、これを認めないと思いますが、市長の所見を伺います。

以上、再質問でございます。

○議長（上野稔君）

ただいまの再質問の答弁を加藤市民環境部長。

○市民環境部長（加藤寿一君）

それでは、渡辺正秀議員の再質問にお答えいたします。

防犯灯・カーブミラーの設置の委託事業でございます。これにつきましては、前提として一般企業への委託を予定しております。この事業費につきましては、人件費、あるいはそれ以外の諸経費等も含んだ金額でございまして、今回のこの緊急雇用につきましては、人件費が70%というしぼりがございまして、それらを勘案しての見込み数字でございます。

なお、計画でありますと、今年度すべてできるわけではないかと思っておりますけど、防犯灯が8千数百個所、カーブミラー等交通安全施設についても同様程度あるのではないかと、そういう見込みの中で、見込額として計算したものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上野稔君）

竹越公営企業部長。

○公営企業部長（竹越富男君）

渡辺正秀議員の再質問にお答えいたします。

最初の質問ですが、言葉が足りなかったようですので、補うことにより回答させていただきます。

以前の議会答弁におきましても、下水道と合併浄化槽との経済比較をもとに計画を練り直すことを検討していると、お答えしてきました。

下水道全体計画を見据えた中において、どのエリアまで下水道事業として取り込めるか、また、それ以外のエリアは合併浄化槽で行ったほうが、維持費を含めて経済的に安くなるという検討内容であります。

現在、コンサルに検討させている内容がこれに当たります。

検討結果として、下水道全体計画の中で、合併浄化槽エリアと定められ、さらに浄化槽の耐

用年数以上に整備着手年数が長期化するエリアに該当するならば、浄化槽を設置する費用を、たとえ現在の補助基準に該当しなくても、市単独の補助制度をつくり助成してもよいのではないかと考えております。

財源の捻出等の問題もありますので、今後の課題として慎重に取り組んでいきたいと考えております。

次の質問ですが、計画区域外における個人もしくは市町村型浄化槽との比較に関する質問ですが、区域内におけるものとして回答いたしましたので、再答弁をいたします。

浄化槽管理・排水浄化の目的をより達成できるということに関しましては、対象とするものはどちらも個人の建物の浄化槽でありますので、浄化槽の管理を個人とするか行政が管理をするのかの違いですので、浄化槽の目的については変わらないと思っておりますが、個人の管理に問題が生じると、排水浄化の目的が達成できなくなる可能性があります。

次に、建設する段階における補助率が大きく個人負担が小さいのは、市町村設置型であります。ただし、維持管理費に関しましては、渡辺議員が常々言うておられるように、浄化槽を維持する費用よりも、下水道を使用して使用料を支払ったほうが、個人の負担は軽くなります。

仮に、市町村設置型と合併浄化槽の使用料を下水道と同じ料金体系を用いて支払うならば、個人的には経済的であります。負担は負わなければなりませんので、長期にわたり市の負担は増え続けることとなります。

これを回避するためには、浄化槽使用料を運営できるような料金設定をしなければなりませんので、下水道料金より高く設定することとなります。

このことは、住民サイドからとらえると、同じ生活排水を処理するのに使用料が異なることに異論が出ることも容易に想定されますので、新たな料金設定は無理なのではないかと考えておりますので、今、取り込める事業ではないと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上野稔君）

荻野市長。

○市長（荻野正直君）

早口でちょっと私よく聞き取れなかったもので、もし誤解があつては申し訳ないですが、私の聞こえた範囲内ですと、特定の地域の方の便宜を図っているのではないかと、こういう理解でいいですか。そのへんがよく分からないですが、なにか特定の方から言われて、そこへ便宜を図ってやっているんじゃないかと、そのへんをもう一回言ってください。

○議長（上野稔君）

渡辺正秀君、

○7番議員（渡辺正秀君）

時間もございませんので、再々質問ということ兼ねて質問します。

今の質問は、要するに明らかに少数の接続のために多額を要する、非常に不利だということも含めて、ぜひその地域はやってくれという要請があるというふうには、私はちょっと話を聞いておるんですが、もし、そのような要請が事実であるならば、市長はこれを許すのかどうかということをお聞きしました。

そのことを聞いて、あと、今後は積極的に検討されることを、合併処理浄化槽を含めて、排水について検討されることをお願いして、私の質問を終わりたいと思います。

では、お願いします。

○議長（上野稔君）

荻野市長。

○市長（荻野正直君）

よく分かりました。

今、そのような事実は私のところには入っておりません。

したがって、それに対して指示をするようなこともございません。

それから、今、渡辺議員も既にご案内のとおり、下水道の問題に関しましては、普通の企業だったら、もうとっくに倒産をしている状況ですよ。年間、最高のときは利息だけで6億7千万円から払っているわけでありますから、これをいかに少なくするかということ。

したがって、先ほど部長のほうからも答弁がありましたように、もう一回、基礎から下水道が事業としてしっかりやっけていかれるように新年度から、というのは、下水道計画というのは県と、あるいは国とのお約束がいくつかございますから、それに沿って計画を進めなければならないと。したがって、途中でプツッと止めてというわけにはまいらないところがございますから、したがって、新年度からはそのへんについて相当強力にメスを入れなければならないと、かように考えております。

ご理解いただきたいと思っております。

○議長（上野稔君）

以上で、渡辺正秀君の一般質問を終了します。

関連質問を許します。

8番、亀山和子君。

○8番議員（亀山和子君）

渡辺議員の関連質問で、雇用創出に関する事で、市単の臨時教師の賃金の問題と、それから下水道の問題について関連質問をさせていただきます。

今年、市単の教師を新たに5人増やして、雇用創出の事業も含めて35人、市単の教師を募集したと思っております。

そのときに、市のホームページによりますと、教師、学芸員の給与日額9千円というふうにお知らせしていたはずでありますし、これまでも9千円の日額でありました。しかし、実際払っている日額は7,700円だと聞いております。

とすると、9千円で募集しておりながら7,700円の日額というのは、募集要項は偽りだったのかなと思えてなりません。そのへんのところはどういうふうを考えているのかということと、そのことに対して、これからどういうふうに対応していくのかということについて伺いますが。

そうすると、去年は9千円で30人でしたので、ざっと計算すると日額にして27万円ですよ。今年、7,700円で35人雇用したということですので、ざっと計算すると26万9,500円になるわけですが、20年度の30人分のお金で21年度は35人雇ったということになるのでしょうか。先ほどもありましたように、雇用創出の交付金を970万2千円補正予算で計上しておりますが、その補正予算を計上しておきながら賃金を削ったということになるのでしょうか。

市単の教職員の皆さんというのは、いろんな立場の方がいらっしゃると思っておりますが、そのお

金で生活を支えているという方もいらっしゃるはずですが、日額の9千円というのは高すぎたとお考えなのか、そのへんの経緯について教育委員会の答弁をお願いいたします。

あと、下水道問題についてですが、水道料に引き続いて、先日の全員協議会でも説明がありましたけども、下水道料金を上げるという計画がされております。介護保険料も上がりましたし、水道料金も上がる。それにまた下水道料金が上がるということになれば、市民にとっては大変な負担増になるということは目に見えているわけです。

こんなに不景気のときに、これほど市民の皆さんに負担を求めるといったことについては、大変危惧しておるところです。

どうして下水道の赤字がこれほどまで広がったのかということ、このことをもう少し真摯に考えていただきたい。やはりその原因というのは、旧町村と、先ほども渡辺が話しておりますけれども、本当に財政を無視した事業拡大をした結果、このような大きな財政負担になってしまったのではないかなど、私たちは考えているところです。

ずっと、私たちは財政的に下水道が有利なところでは下水道事業を、合併浄化槽が有利なところでは合併浄化槽の事業をずっと提案してまいりましたけれども、これからどのような下水道事業を行うかということも含めて、これからもこのような財政無視の下水道事業を行うということであるならば、それをもって下水道料金の値上げということならば、値上げというのは許されないことだと思います。

そこで、2点お伺いしたいんですが、今後、何回も同じことを聞くようですが、財政的に明らかに下水道のほうが不利な場合、原則として下水道事業を行わないということを再度、約束していただきたいということと、2つ目は、実施計画にあたっては、地域ごとに受益者数と事業費見込額を公表していただきたい。

財政的に不利にもかかわらず下水道事業を選択する場合は、その理由を明記してぜひ情報公開していただきたいと思います。

以上です。

○議長（上野稔君）

関連質問の答弁を早川教育次長。

○教育次長（早川哲夫君）

失業者緊急雇用創出の事業でございます。

議員も既に、全戸配布になりましたので十分見ていると思いますが、この中で商工活用業務、それから小学校の学習支援業務、それから水道メーターの交換業務という中で、小学校の学習支援業務につきましては5名。内容につきましては、市内小学校において学習支援講師として従事、賃金として月額7,700円というふうに明記して募集をしております。

あと、中学校につきましては、19万8千円という月給制の講師でございますが、小学校につきましては、全国的に通学学級におきまして、いわゆる特別な支援を必要とする子どもが多くなっているという中で、学校現場からは市費負担の教員の配置の数を増やして欲しいというふうな訴えが出ました。前年は確かに9千円という金額で雇っておりましたが、より人数を増やすために金額を下げたということと、人数を何しろ増やして、普通の授業ができるようにという中での対応でございます。

以上です。

○議長（上野稔君）

竹越公営企業部長。

○公営企業部長（竹越富男君）

亀山議員の関連質問について、お答えいたします。

最初の質問でございますが、先ほど説明をいたしました下水道全体計画の上に立って、下水道事業を進めておりますので、有利、不利にかかわらず、下水道事業は継続していきますので、お約束できるものではありません。

しかし、今後は事業を進める上においては、経済効果等を十分考慮して、下水道が有利なエリアの整備をしていきたいと考えております。

次に、地域ごとに公表をと言われていますが、地域というとらえ方で事業を進めているものではありませんので、そのような公表はできません。

しかし、再三説明をしておりますけれども、現在コンサルに委託しているものが、今年度に報告書となって提出されますので、下水道事業の有利、不利のエリアが、エリア分けが明示されるはずでございます。視点は若干異なっておりますが、内容的には同じものだと考えておりますので、この報告書を公表していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上野稔君）

関連質問を終了します。

一般質問を続けます。

21番、川村恵子君。

○21番議員（川村恵子君）

通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

まず、はじめに市営住宅の安全管理について伺います。

現在、市の公営住宅は、住宅条例の規定に基づき、適正で合理的な管理運営が円滑にされていることと思っておりますが、改めて市営住宅の安全性についてお聞きします。

市内にある県営住宅を見ますと、外階段通路には、安全性を重視した手すりがついており、上がり下がりが便利になっておりますが、既存の市営住宅の外階段通路には、手すりが設置されておられません。

今、入居者の高齢者と子育て中のお母さん方から、安全のための手すりの設置の要望が高まっております。幅広い方々が利用されていますので、すべての入居者が安全で安心して生活できるよう、早急な対応が必要と思っておりますが、市のお考えをお聞かせください。

次に、高齢者に対する肺炎球菌ワクチンの公費助成について、お伺いします。

かつて志望原因の第1位だった肺炎は、戦後、抗生物質の登場で死亡者数が急激に低下し、がん・心臓病・脳卒中に次いで死亡原因の第4位になりましたが、1980年以降は再び増加傾向にあります。そして、毎年全国でおよそ10万人の方が肺炎で亡くなっています。

厚生省の統計では、中でも高齢者ほど死亡率が高く95%が65歳以上です。

このように高齢者は肺炎を起こしやすく、起こすと重症化しやすいため、肺炎は高齢者の死因の上位を占めております。

高齢者の肺炎の中で最も多く、そして重症化しやすいのが肺炎球菌による肺炎です。

近年、肺炎球菌は抗生物質の効きにくいペニシリン耐性肺炎球菌が増えており、肺炎球菌ワ

クチンの予防接種の有効性が見直されております。

そうしたケースでは、肺炎にかかってから抗生物質で治療するよりも、ワクチンを接種して予防することのほうが有効であると思います。

しかし、このワクチン接種は保険適用にならないため、費用は6千円から9千円程度かかり、負担は大きいと考えております。

医療費削減の観点からも、高齢者への肺炎球菌ワクチンの接種の公費助成を実施すべきと思いますが、市のお考えをお聞かせください。

○議長（上野稔君）

当局の答弁を求めます。

1問目の答弁を岩澤建設部長。

○建設部長（岩澤重信君）

川村恵子議員の市営住宅の安全管理について、お答えいたします。

現在、市が管理しております市営住宅につきましては、鉄筋コンクリート構造の12団地156戸、コンクリートブロック構造の7団地104戸、それから木造10団地76戸、合わせて336戸となっております。

入居状況につきましては、特定公共賃貸住宅を除きまして、ほぼ100%の入居状況となっております。

また、平成19年9月から入居申込について、随時、入居申込方式を採用しておりまして、今日現在31名の方々が入居待ちの状況となっております。

ご質問の、市営住宅の安全対策としての手すりの設置要望につきましては、社会情勢の変化する中で、高齢者や障がい者、子育て家庭などの生活弱者と想定されます入居者に、安心、安全な居住環境を提供することは住宅管理の上で重要と考えております。

しかしながら、市営住宅については、建築基準法改正以前の住宅が非常に多く、設備の老朽化の改善、維持補修費の増大に、さらには、耐震化やバリアフリーなどの多くの課題があることも事実であります。

市としましては、民間賃貸住宅等を含む賃貸住宅等の実態調査や、市の住宅政策の今後の指針となる住宅マスタープランの策定と併せ、市営住宅のストック計画の策定に向けて準備を進めております。その中で老朽化住宅の改善、耐震化の促進、バリアフリー化等、入居者に安心安全な市営住宅の管理を段階的に推進していくこととしております。

ちなみに、現在の中高層タイプの市営住宅9団地ございますが、今日現在、6団地につきましては手すりが設置済みでございます。したがって、残る3団地につきましても、昨年と今年度で整備を進めております。火災警報器の全戸設置を終了した上で、早期の手すりの設置に向けて進めていくことといたしますので、ご理解をいただけますよう、よろしく願い申し上げます。

以上、答弁といたします。

○議長（上野稔君）

2問目の答弁を中川保健福祉部長。

○保健福祉部長（中川啓次君）

川村恵子議員の高齢者に対する肺炎球菌ワクチンの公費助成について、お答えさせていただきます。

肺炎球菌ワクチンは、肺炎の原因の中で最も多い菌に有効なワクチンであります。

ただ、肺炎球菌以外の病原菌による肺炎には効果がなく、すべての肺炎を予防できるわけではないようであります。

接種をすると、肺炎や他の合併症の予防、治療効果がさらに上がり、安全性も高く強い副作用も極めてまれとのことであります。

ただし、過去にこのワクチンを受けたことがある人が短期間に再接種した場合には、強い副作用が出るといわれており、日本では再接種は認められておらず生涯1回とされております。

なお、接種費用は一部の場合を除き、先ほどご質問でございましたように保険適用はなく、自由診療となりますので、約6千円から9千円と幅があります。

現在、全国で約70の自治体で公費助成を行っているようですが、県内では唯一、甲府市が4千円の助成を実施しております。

そうした状況でありますので、ワクチン接種による効果はあると思われませんが、まだ予防接種法の定める定期予防接種にはなっておらず、知名度が低い現状であります。

厚生労働省の予防接種に関する検討会が、努力義務のある定期予防接種の対象に追加するよう提案しておりますので、国の今後の動向を見ながら検討していきたいと考えております。

以上で、答弁とさせていただきます。

○議長（上野稔君）

再質問を許します。

21番、川村恵子君。

○21番議員（川村恵子君）

答弁をいただきまして、ありがとうございました。

市営住宅の安全性について再質問をさせていただきます。

本市におきましても、今、本当に高齢化が進んでおりますし、市営住宅に住んでいる方も高齢化が進んでいくのは間違いありませんし、やさしいまちづくりのために、そして高齢者の目線で考えていただきたいことと、安心して子どもを育てられる環境。一宮の桃の里団地に住んでいる方ですが、3人の子どもさんを育てながら、4階に住居していて、子どもを連れて荷物を持って上り下りは本当に大変ということを知っておりますし、また、31人も待っているということは、今後さらに市営住宅に応募する方は増えると思います。

そういった形で、部長の答弁にありましたけども、一日も早い設置ということで、段階的に進めるとおっしゃいましたが、いつころになるのか教えていただきたいということと。

あと、肺炎球菌の質問ですが、笛吹市においては、インフルエンザワクチンの公費助成を行っておりますが、インフルエンザのワクチンを接種率、ここ数年の接種率を教えていただきたいことと、あと、全国的には肺炎で亡くなる方が4位になっておりますが、笛吹市においては何位で、肺炎で亡くなるのか、分かりましたら教えていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（上野稔君）

再質問の答弁を岩澤建設部長。

○建設部長（岩澤重信君）

住宅の手すりに対する再質問でございますが、住宅等に手すりを設置しなければならない。これにつきましては、平成12年6月の建築基準法の施行令の一部改正に基づきまして、設置が

義務付けられたものでございます。

したがいまして、平成12年以降に建築されたものにつきましては、先行して手すりが設置されておりますが、それ以前の市営住宅につきましては手すりがありません。

そのことにつきまして、当然、階段につきましては建築基準法で定められた幅がございます。既に設置済みの住宅に手すりを後付けするということになると、簡単に言いますと、階段の幅が、正規の幅を確保するのが困難になるというようなことの中から、研究させていただいたわけですが、当時の建築基準法の施行令の一部改正の中で、その後、後付けで手すりを設置する場合につきましては、10センチまでは後付けで付けたとしても、階段の有効幅に支障がない。簡単に言いますと、手すりが飛び出したとしても、10センチ部分については階段幅として有効的に解釈してもよいという施行令の中で指示がございまして、研究した結果でございますが、建築士とも研究もいたしました。それから、現在流通しております手すり等の市場調査も行いました。

そういう中で、10センチを超えない範囲の手すりにつきましても、市場に非常に出回っております。そういう見解の中から、今日現在、残されました3団地につきまして、今年度、火災警報器の設置が前段に発注を行いまして、今年度中に終わりますので、本年度中に残る3住宅の手すりを、各住宅におきまして建築の規模等が違いますので、手すりが全部バラエティーに変わってくると思いますが、今年度中に検査、実績調査を行います。

来年度の前半までに設置に向けて努力をしていくということで、ご理解をいただきたいと思っております。

よろしく申し上げます。

○議長（上野稔君）

中川保健福祉部長。

○保健福祉部長（中川啓次君）

川村議員の再質問、インフルエンザの接種率でございますが、高齢者に対しますインフルエンザの予防接種は、毎年10月から1月までの間におきまして、65歳以上の方を対象に1人2千円の助成を行っているわけですが、ここ3年くらいの状況をご報告申し上げますと、平成18年度が9,508人で61.5%でございます。それから、19年度になりましたら1万148人で64.6%でございます。昨年20年度が1万785人で65.9%となっております。

したがいまして、対象者も年々増えてはおりますが、接種率も上がってきております。

また、死亡原因につきましては、死亡者は昨年までの人数は分かっているわけですが、原因が特定、把握できているのは、3年くらい前の古いデータになるんですが、平成18年度のデータが死亡原因別で把握できている内容でございますが、18年度1年間で、市内で亡くなられた方が597名おりました、このうち一番多かったのが、がんによるもので26%でございます。それから、2番目がその他疾患ということで19%、3番目が心疾患の15%となっております。それから、お尋ねの肺炎につきましては、やはり笛吹市も全国と同じ第4位ということで、4番目で13%、78名の方が肺炎で亡くなられているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（上野稔君）

川村君の持ち時間が終了いたしました。

以上で、川村恵子君の一般質問を終了します。

関連質問を許します。

(な し)

関連質問を終わります。

ここで、暫時休憩といたします。

再開は3時15分。

休憩 午後 3時02分

再開 午後 3時15分

○議長（上野稔君）

再開いたします。

一般質問を続けます。

8番、亀山和子君。

○8番議員（亀山和子君）

通告に基づきまして、一般質問を行います。

まず、火災警報器の設置の件について伺います。

消防法の改正に伴いまして、住宅用の火災警報器の設置が義務付けられました。

新築住宅では、2006年6月1日から既に実施されております。既存住宅では、2011年5月31日までの設置を義務付けているところです。

住宅火災による死亡者の多くが就寝中に逃げ遅れて亡くなっていることや、火災発生に気が付いたときには、既に逃げ出せる状態ではないほど火災が拡大しているとか、あるいは煙が充満しているということでもあります。

諸外国では、住宅用の火災警報器の設置によって、亡くなる方が激減しているという報告もあります。

このようなことから、法律の改正で設置が義務付けられたものでありますが、さて、このことの市民への周知徹底について、まず伺います。

あるアンケートによりますと、設置義務付けに関して、「知らない」と答えた人が3割強もいたこと。知っていて「既に設置している」と答えた人は45.6%と、半数以下にとどまっているというアンケート結果もあります。

笛吹市では、消防署をはじめ公共施設のあちこちにお知らせの、のぼり旗を立てたりとか、ポスター掲示などをしておりますが、さて、どのくらいの市民がこのことを認識しているでしょうか。

今後の市民への周知徹底についての取り組みを求めます。

また、現在市内には336戸の市営住宅がありますが、この市営住宅への設置がどのようなことになっているのかも、お伺いします。

さて、住宅火災の犠牲者の大半が65歳以上の高齢者となっております。また、障がいを持った方、重度の介護認定者についても、危機感は同じではないでしょうか。

こうした中で、高齢者や低所得者、障がい者に対して、補助制度を設けている自治体があります。県内では、この間の山日の報道によりますと、隣の山梨市が市内1,450世帯を対象に事業費687万5千円で、来年度から実施するというものであります。

笛吹市では、高齢者日常生活用具給付事業として、21年度では対象者が6名、給付台数6台、事業費3万1,447円という状況であるそうですが、住宅火災による死亡事故を未然に防止し、安心・安全のまちづくりのためにも、独自の補助制度を設けるよう求めたいと思います。

さて、警報器の機器についてですが、さまざまな形式があるものの、およそ1台5千円から1万円ほどの価格になるということです。平均的な住宅で4台の設置になるかと思いますが、そうしますと、およそ2万円から4万円の費用が必要になります。

全国の状況を見ますと、自治会単位などであっせんしたりとか、まとめ買いをするということによってやすく購入できたりとか、また、一層の普及につながっているということでありませ

ず。笛吹市でも、例えば、消防署などが主体となりまして、各区などを通してあっせん、まとめ買いをする方策が検討できないか、お伺いします。

次に、市民との合意形成について考えを問う件について、質問いたします。

市長は、常に「市民中心主義」「あなたと共に歩む笛吹市」と言っております。

市民の行政への信頼を高めて、市民との合意形成のもとに事を進めていくということは、住民の自治意識や自治能力を高めることにもつながると思います。

私は、特に今回は芦川中学校の問題、一宮小中学校の給食共同調理場の件について、市民への説明がしっかり行われていたのか、相互理解が勝ち取られていたのか、そのことについてお伺いいたします。

昨年、9月に策定した笛吹市学校教育ビジョンでは、開かれた学校づくりとして「さまざまな機会を通して地域・家庭に情報を発信し共通理解を図る」とか、「保護者との信頼関係の構築に努める」というふうにうたっております。

さて、このビジョンがしっかりと実践されているのでありま

しょうか。例えば、芦川中の問題では、保護者からは説明不足とか、保護者の意見をもっと聞いて欲しいというような意見が出されましたし、しかし、それに対して教育委員会では、十分説明を行ってきたと反論するなど、両者の意見が真っ向から対立しているようにも見受けられます。

保護者との信頼関係の構築に努めるというビジョンに照らして、大変疑問を感じてしま

います。これまで、保護者をはじめ芦川町民の理解を得るために、どのような努力を重ねてきたのか経過を伺うとともに、今なおあります保護者・町民の不満・疑問の声にどう応えていくのか伺います。

また、一宮小中学校の共同調理場の問題ですが、先日、一宮中学校で説明会が行われたということでもありますし、小学校でもPTAの役員会を中心に説明会が行われております。しかし、その説明会から判断する限り、教育委員会は十分な情報を発信しているとは、とても思えません。

今、行っている教育委員会の説明と言いますのは、共同調理場を造るという教育委員会の方針を説明しているに過ぎないのではないのでしょうか。共同調理場を造るということは、これまで守り続けてきた自校方式を大きく転換するということです。

学校給食法では、給食も大切な教育の一環と位置付けております。自校方式の給食が児童生徒にとっても、また、働く人にとっても、どんなに優れた方式であるかは、長年教育に携わってこられた教育長なら十分ご承知のはずだと思います。

教育委員会の方針を一方向的に説明するのではなく、自校方式、共同調理場方式、それぞれのメリット、デメリットなどについて十分な情報を伝えて、本当に共同調理場方式でいいのか、保護者が考えられる余地を提供すべきではないでしょうか。

しかし、残念なことですけども、教育委員会の保護者に配られた説明資料でも、共同調理場・ばら色一色の説明資料になっておりまして、そうした世論を誘導するような説明は避けるべきというふうに私は考えます。

ちなみに、これは荻野市長も十分ご承知のことですが、かつて現在の石和西小学校が石和富士見小学校から分離新築するとき、建設費を少しでも抑えるために、西小学校には調理場を造らないで、富士見小学校の調理場で作った給食を西小学校に運ぶという案が最初出されました。このとき、当時の富士見小PTAの保護者が、給食は絶対自校方式、なんとしても自校方式の給食を西小の子どもたちにも食べさせたいと、大きな運動を展開して、最初示された案を覆せました。

この最初の案を保護者・住民の真摯な要望を受け入れて、確かおよそ1億円だったと思いますが、建設費を追加して西小学校の自校方式給食を守ったのが、今の荻野市長、当時の荻野町長であります。

このことから、教育委員会は多くのことを学んで欲しいと思います。

最後に、芦川中学校の存続か、廃校かは、その後の芦川のまちづくり、町の行く末に大きな影響を及ぼすものと考えます。

芦川の兜造りの古民家とか、スズランの群生地とか、石垣といった、そういった景観や自然を守り続けていくためにも、確かに景観条例を作ること、それはそれとして大事なことでありますが、それを維持したり、管理したり、修繕したりできる住民が、そこにいなくてはなりません。

また、今から農産物の直売所を造られますけれども、生産活動が続けられるようなまちづくりをしなくては、運営が成り立ちません。

生活し、住み続けられるまちづくり、生産活動が続けられるまちづくり実現のために、もちろん高齢者の力に依拠することも大変大事なことです。若者の定住を促進することがとても大事な課題であると考えます。そのためにも、学校の存続は大変大事であると考えます。

学校をなくしてどんなまちづくりをしようとしているのか、市長の見解を問いまして、一般質問を終わります。

○議長（上野稔君）

当局の答弁を求めます。

1問目の答弁を金井消防長。

○消防長（金井一貴君）

亀山和子議員の一般質問、火災警報器の設置についてお答えいたします。

住宅用火災警報器については、平成18年6月1日からその設置が法律により義務付けられました。

ただし、既存住宅については、一定の設置猶予期間を市町村の条例で置くこととなり、笛吹市では、平成23年6月1日からすべての住宅で設置が義務付けられることとなりました。

さて、質問の1点目、市民への周知徹底についてですが、あらゆる機会を通じ周知を図っています。

法律の施行時には、市内全戸に啓発用リーフレットを配布させていただきました。

また、消防本部のホームページ、広報「ふえふき」への継続的な掲示や公共施設へ啓発用のぼり旗の設置をはじめ、市内で行われる各種イベントや市内事業所での消防訓練の折など、人が集まる機会をとらえ周知・普及活動を展開しています。

9月には、救急の日のイベントとタイアップで、石和温泉駅前での啓発活動を予定しています。

準備期間も余すところ2年足らずとなりました。

今後は、地域住民自らの推進活動組織の立ち上げを促すなど、地域に密着した取り組みが開けるよう計画していきたいと考えています。

次に、2点目の市営住宅への設置はについて、お答えいたします。

現在、市が管理しております住宅につきましては、29団地336戸となっております。

火災警報器の設置については、平成20年度と21年度の2カ年で設置を進めており、20年度実績として14団地166戸、370カ所を設置いたしました。

本年度につきましては、15団地170戸に383カ所の設置を予定しており、本年度にすべての取り付けを完了することとしております。

次に、3点目の高齢者世帯などへの設置補助制度の実施を求めるが、についてお答えいたします。

本市の単独事業といたしましては、独り暮らし高齢者や高齢者のみの世帯のうち、日常生活上の援助が必要な生活保護世帯、または市民税所得割非課税世帯を対象に、日常生活の便宜・安全確保のための日常生活用具給付として、住宅用火災警報器の設置・購入経費を1世帯につき1台当たり6,500円以内で、消防法で設置が義務付けられている設置義務場所のうち、寝室が2階の場合など2カ所までを上限として助成を行っております。

障がい者世帯につきましては、障害者自立支援法による日常生活用具給付事業として、地域生活支援事業に位置付け、当該用具が必要な障がい者を対象として実施しております。

具体的には、火災の発生が感知しにくい障がい者や避難することが著しく困難な障がい者を対象として、室内の煙や熱を感知し自動的に音や光を発し、屋外にも警報ブザーが鳴り、火災をいち早く知らせることができる性能を持つ火災警報器に対して、1万5,500円を基準額とし、1割負担をお願いし補助を行っております。

火災警報器の設置につきましては、高齢者や障がい者などの安全確保の観点から、緊急性を認識しているところでありまして、逃げ遅れ等による犠牲者をなくすことの取り組みとして、火災警報器設置の普及啓発を図るとともに、日常生活用具給付事業の補助制度をご活用いただけるよう、なお一層の設置促進を図っていきたいと考えております。

次に、4点目のまとめ買いや一括購入で通常より安価になると思うが、市内の自治会等を通じての器具のあっせんの考えはあるかについてですが、ご指摘のとおり、まとめ買いや一括購入で通常より安価に購入できるということは十分認識しております。

しかしながら、消防本部では特定の業者等があっせんすることはできませんので、慎重な対応が望まれるわけですが、今後は各行政区へ他の自治体などでの一括購入の成功事例を紹介するなどして、設置普及を図ってまいりたいと思います。

以上、答弁といたします。

○議長（上野稔君）

2問目の答弁を山田教育長。

○教育長（山田武人君）

亀山和子議員の一般質問、市民との合意形成についての考えを問うについて、お答えいたします。

まず、一宮共同調理場設置についての理解や説明についてでございます。

平成19年度に一宮中学校の耐震診断を実施した結果、管理棟、特別教室棟の耐震補強と大規模改修、普通教室棟の大改修が必要との判断が報告されました。

これまでの学校側の要望事項等を考慮する中、管理棟を含めての改修事業を行うことが年度計画で策定され、平成20年度に基本計画の策定業務を行いました。

今年度は、改築改修等付随する検討事項の内容を多角的に検討して、総合的に判断と整理等を行い実施設計を行うことを予定しております。

さて、管理棟の中にある給食調理場をどうするかについて検討した結果、いままでのように管理棟に給食調理場を併設するには制限があり、無理であることが分かりました。

新しい給食調理場は、ドライシステム化しなければならず、そうなりますと、用地の面積も広くなり、他の施設に及ぼす影響も出てきます。

また、ドライシステム化して規模も拡大し新設となりますと、建設費も多額の投資が必要となります。

同校の改修については、給食施設の方向性が重要な課題であることが分かり、その説明については、平成20年8月以降に何回となく、一宮町4校の校長や栄養士等に協議を図り、基本設計での方向性を確認いたしました。

そして、予算編成時前の平成21年1月に地域の行政関係者の区長会、地元選出の市議会議員、各学校長、保護者代表の方々に、一宮中の耐震化と合わせての一宮町内の給食施設に対する現状の説明会を開催いたしました。

中学校の耐震化の必要性と建設推進の方途や、一宮町3小学校における給食調理施設のいずれも、建築後40年以上による経年劣化による老朽化、保健所等の管理監督機関の査察によるたび重なる施設整備の改善指摘事項、また、修繕費等については、毎回の補正予算で対応し、改修している状況等につきまして報告をさせていただきました。

この状況の中で、3小学校においても給食室建て替えの場合は、ドライシステム化は必須条件であり、そうなる建設面積も広くなり、現状では予定が立たないこと、また、建設予算についても莫大な経費が見込まれることをお話させていただきました。

そして、これらをさまざまなことを考慮しました結果、一宮町内4校の自校方式から、共同調理場への移行を推進していく考え方の方向性について、説明を行いました。

出席された方々からは、安全・安心な給食提供や、新施設でのコンセプトにより学校給食の効率化の事業推進についてのご理解をいただきました。

学校給食を取り巻く社会情勢が大きく変化し、食への安全がこれまで以上に求められて、学校給食における役割も重大、かつ多様化しております。

教育委員会といたしまして、以上のことを鑑み、平成21年度当初予算に建築実施設計委託料を計上させていただき、教育厚生常任委員会でご説明し、ご審議いただいたところでございます。

新年度に入りまして、具体的な方向性を伴う事業内容の説明につきましては、町内の各小中学校PTAの役員会や保護者会、一宮中PTA総会時に説明を行いました。また、笛吹市小中学校校長会、一宮町区長会でも、一宮中の耐震化のための推進状況と共同給食調理事業についての説明、また、災害時の避難所としての役割等、詳細説明を実施いたしました。さらに、地域審議会でも報告させていただきました。

委員会としまして、耐震化を早急に進めることにより、安心して学べる教育施設の充実を図ることと、安心・安全な給食を届けることのできる給食施設の建設に向け、関係者との連携に努め、懸命に事業展開を進めております。

現在のところ、地域の皆さま方からおおむね賛同をいただいております。

今後の事業運営であります、委員会といたしますと、一宮地区に学校共同調理場を設置して、子どもたちには、安心・安全・衛生的で、栄養的には質・量的にもすぐれ、温かいものは温かく、冷たいものは冷たく、美味しい、豊かなメニューの完全給食を実施していく予定です。

また、学校給食としての機能のほか、地産地消など地元から提供していく食教育の学習の場として、市民も学べるような機能を持つ施設を考えております。

さらに、地域に対して、災害時の避難所として、また、大量炊き出しや飲料水の供給など、地域防災支援の機能も充実させ、最新の技術や装備などを備えた施設にもしたいと考えております。

いままでの経過説明のとおり、笛吹市教育委員会は、一宮共同調理場設置事業の方向性や内容等につきましては十分に、関係者に説明等を行ってきたものと考えております。

続きまして、芦川中学校存続についての理解や説明について、お答えいたします。

芦川中学校には、本年6月1日現在、1年生が2名、2年生が3名うち1名は区域外生徒、3年生が7名うち5名が区域外生徒、総生徒数12名、地元から6名、区域外から6名の生徒が学んでおります。

来年度は、地元の生徒2名が入学し、地元の生徒数は6名ということになります。

現在、把握しております生徒数の推移を見ましても、平成27年度まで10名を超えることはありません。

平成19年の9月議会の冒頭に開かれました教育厚生常任委員会の中でお話させていただき、その後の全員協議会の中でも報告させていただきました方針どおり、今議会に笛吹市の学校設置条例から芦川中学校を削除する改正案を提出させていただいた次第でございます。

この方針を出すまでの経過は、平成20年12月、平成21年3月議会の中でご質問を受け、その答弁の際にご説明させていただいたとおりでございます。

小学校は、当面は存続、中学校については、当時の1年生が卒業する21年度末までは存続、新たに芦川町に転入されたり、既に住んでいる方たちの家族の皆さんがお戻りになったりして、生徒数の動向が大きく変化した場合は、その際また考えていくという方針は、合併協での芦川の皆さん方のご意見や、芦川の教育委員会のご意見、保護者の皆さん方の要望等を十分に取り入れた方針だと思っております。

議会の中へ、教育委員会のこの方針をお話ししたとき、一人の反対者もなく、ご理解とご支援をいただいたと思っております。

市民を代表する議員の皆さん方の一人の反対もなく、賛成してくださったということは、広く市民の方々も「方針どおりでよし」と言ってくれたものと理解しております。

この問題につきまして、芦川地域の中から教育委員会へきちんと要望を伝えてくださったのは、芦川中学校の保護者の皆さん方を中心としてつくられたと聞いております「芦川の村を元気にする会」の皆さんでした。

議会で方針が了解されたその日に、代表者の方に方針をお伝えし、文書もお渡しいたしました。

その「元気にする会」の皆さん方も、元気にする会のホームページ上において、「教育委員会が、議会に提出した存続にかかわる方針は、いままでの対応を一変させるほどの画期的なものであった。これからの2年間にすべきことは山積だ。中学校がなくなると決まったわけではない。まだできることはある。」というように書いて発信しておられます。

今議会に学校の設置条例の改正案をご提出させていただいたのは、新たに芦川町に転入される方や、既にお住まいだった方々の再転入が認められず、生徒数は、当初より減りはしたけど、増えることはないといった現状が明らかになったからでございます。

方針どおりにさせていただいたわけでございます。

方針を出して以後、平成20年の10月に芦川小中学校保護者一同ということで、「小規模特認校」についての要望書を保護者代表者の方2名が持ってまいりました。

その際、「議会で認められた方針が出ておりますので、方針どおりにさせていただきます。特認校は議会で存続が決まったら考慮させていただきます」とお答えしました。

さらに、平成20年12月、平成21年3月の議会において、ご質問があったときにも、6月の議会に条例改正案を提出いたしますとお答えしております。

この答弁等については、議会だより等により市民に分かりやすく伝えられておりますし、また、笛吹市のホームページ上での笛吹市議会の録画配信等によっても、お伝えしたところであります。

平成19年8月の方針発表以後、芦川中学校のPTAの会員や保護者、また、地域の方々からの質問や状況についての説明を求めることは、先にご説明した以外に一切ございませんでした。

一つの事業を進める上で、すべての方のご賛同を得るのが一番よいわけですが、なかなか全員一致というわけにはいきません。

そんなときには、市民の代表である議員の皆さま方にご判断をしていただくというのが、議会制民主主義ではないのでしょうか。

芦川中学校の存続問題につきましては、教育委員会といたしましては、十分に意を尽くしたと思っております。

今後は、新たな教育環境のもとでの生徒の教育的効果の向上を願い、保護者の皆さまや学校関係者等と協議重ねるなどの対応を進めてまいる所存であります。

笛吹市教育委員会は、芦川中学校存続について方向性や内容等につきましては、保護者や地域の皆さまの考え方をも取り入れ、その説明も行ってきたものと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上野稔君）

続いて、答弁を池田経営政策部長。

○経営政策部長（池田聖仁君）

亀山和子議員の一般質問、市民との合意形成についての考えを問うのうち、今後の芦川町の

まちづくりをどのように考えているかについて、お答えいたします。

ご存じのように芦川町は、豊かな自然、石垣や兜造り古民家など日本の原風景を彷彿する景観を有し、その情景は訪れた人々に癒しと安らぎを与える空間として、芦川町地域の特有の資源となっています。

中でも、その代表的ともいえる兜造り古民家などを対象とした、伝統的建造物群保存対策調査につきましては、平成19年度から本年度まで3カ年をかけて行っているところであります。

今後は、調査結果をもとに地域の皆さまの声をお聞きしながら、保存や活用方法等を検討してまいります。

また、芦川地域の景観保全につきましては、芦川地域審議会から答申をいただきました「芦川地域における景観保全対策について」の内容を基本とし、地域住民との合意形成を図りながら進めているところであります。

また、若彦トンネル開通に伴う交流人口の増加に目を向け、現在、建設に向けて取り組んでおります農産物直売所、および中山間整備事業により整備されます活性化施設等を拠点として、今後の芦川地域における生産所得の向上、雇用の拡大等を図ってまいりたいと考えております。

今後の運営につきましては、既に地域の皆さま方により、いろいろと検討が行われておりまして、寄せる期待は大きいものがございます。

また、今年度からは地元からの提案により、芦川地域の自然や特性を生かしながら、遊休農地等を活用した都市住民との交流事業が具体的に進められようとしております。

いずれにいたしましても、芦川町地域は、澄んだ空気、清らかな水、恵まれた自然環境など多くの貴重な資源を持つ地域であります。

今後とも、市と芦川地域の皆さまとが一体となって、内外に芦川地域の魅力を発信することにより、芦川町地域の活性化、定住促進や生産活動の向上につなげてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上野稔君）

亀山和子君の一般質問は持ち時間が終了しました。

以上で、亀山和子君の一般質問を終了します。

関連質問を許します。

7番、渡辺正秀君。

○7番議員（渡辺正秀君）

関連して、改めて質問したいと思いますが、学校存続か廃止かという問題、直接的には教育問題であり、教育委員会の所管でございます。

こうした学校の存廃というような問題について、亀山議員の指摘したとおり、議会だけでなく生徒、父母、地域住民とひざ詰めで話し合い、最良の合意を得た上で、議案を提出してもらわなければ、これは議会が地元の意向を無視して、その協議の状況は無視して賛否を表明するというのは、きわめて困難なことでございます。

同時に、学校の存廃は、芦川地域施策と不可分であります。確かに芦川地区の、先ほどありましたように農産物直売施設の計画や景観保全事業、それから兜造りの家、芦川の石垣保存構想、こういうものはございます。しかし、一番大切なのは、暮らし続けられる芦川町をどうつくっていくかと、このビジョンではないかと思えます。このビジョンが見当たらないというふ

うに感じております。

芦川地区は、こちらから行きますと、トンネルをくぐれば日本一の観光地へととなりますし、それから、逆に来ますと、トンネルをくぐれば、その観光地の奥座敷というふうになります。

芦川地区は、都市住民の第二のふるさととして、八ヶ岳山麓にも勝とも劣らない可能性を持っていると言えると思います。そして、この第二のふるさとづくりは、従来の村民の力を必要とすると思います。両者相まって暮らし続けられる芦川地区が展望できるのではないのでしょうか。

芦川町のそうした暮らしを続けられるビジョン、こういうものと中学校廃校は不可分であり

ます。

そして、中学校がなくなれば、小学校への入学希望者もなくなっていくと思います。

廃校は、子どものいない町、暮らしのない町への道ではないのでしょうか。

廃校は簡単です。しかし、暮らし続けられる町づくりをしても、再び学校を開設するという

ことは極めて困難です。

市長に伺います。

暮らし続けられる芦川町ビジョンを構想できないのでしょうか。

そして、その構想の中で、不可欠な学校存続を検討できないのでしょうか、伺います。

○議長（上野稔君）

答弁を荻野市長。

○市長（荻野正直君）

渡辺議員の関連質問でございますが、芦川地域に関しましては、大変、合併当初から芦川村そのものが、どういうふうにしたら良くなるかということが、合併の大きなテーマでありました。

私は、常にこのことを芦川の住民の方にもお話しを申し上げ、そして、当時の笛吹市議会、また笛吹市民の方にも、とにかく芦川の方たちの気持ちを尊重して、合併のことを考えていただきたいと、存続することを願って検討していただきたいと、こういう話を再三してまいりました。

そして、現在、芦川の状況でありますけれども、やはり残念ながら人口が減り続けております。しかし、市といたしましても、産業の活性化、あるいは地域住民がいかに過ごしやすい地域をつくるか、このことについて常にそれぞれの部署と相談しながら進めております。

したがいまして、現在の状況は非常に人口減に歯止めがかからないわけでありまして、今、いくつか施策を施しております。例えば、若彦路がこれから開通いたします。これにも大いに期待するところでありますし、芦川の農産物直売所を中心にいたしまして、この施設が大きく産業に寄与してくれること。そして、これによって住民が増えることも期待いたしております。

しかし、現状を見ますと、今、芦川中学校の問題につきましては、これは合併した直後から問題提起をさせていただき、前教育長にも大変ご苦労いただき、そして、山田教育長にも苦労していただき、そして、いろいろな角度で検討していただき、しかも、猶予期間を2年間置いて、そして今日に至ったわけでありまして。

まったくそのことが、いわゆる降ってわいたように、この問題を提起しているわけではございませんから、ぜひともご理解をいただきたいと思います。

○議長（上野稔君）

渡辺正秀君。

○7番議員（渡辺正秀君）

ありがとうございます。

確かに、さまざまな個々の施策が取られていることは承知しております。

しかし、今、トンネルの問題も含めて新たな可能性が生まれると、そういう時期にあたると思います。

そういう中で、個々の施策があっても、住民が暮らし続けられない、人々が生活を営めない、そして、そのものだけが残ったのでは本末転倒になってしまいます。

こういう可能性も生まれてきている時期に、ぜひ、そういうものも含めて暮らし続けられる、都市の住民の力も借りながら、お互いに力を合わせながらやっていくという構想をぜひ、構想していただきたいということを重ねてお願いし、またその際、不可欠である学校を改めてこの存続を検討していただきたいということをお願いして、関連質問を終わります。

○議長（上野稔君）

答えは、求めますか。

（「ございましたらお願いします」の声あり）

山田教育長。

○教育長（山田武人君）

この方針を出すときに、19年度中に精査してということで、どのように精査をしたかということにつきましても、当時の斉藤教育委員長から合併協の中で、全員協議会などでお話をさせていただきました。そのときには渡辺議員もその場においてになったと思いますけれども、それで賛成をしてくれたものと思っておりますので、今のようなご意見が出たということは、ちょっと私は戸惑っているわけでございますけれども、一応、これは教育厚生常任委員会に付託をしてありますので、教育委員会といたしましては方針どおり、取り下げることなくそのまま提出させていただきます。

以上です。

○議長（上野稔君）

関連質問を終わります。

一般質問を続けます。

5番、中村正彦君。

○5番議員（中村正彦君）

正鶴会の中村でございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告により一般質問をさせていただきます。

21年度も早いもので2カ月余りが過ぎ、桃の花祭り、川中島の合戦、マラソン大会等、一大イベントも成功裏に終了し、百花繚乱・桃や桜の花が咲き乱れた季節から、新緑の季節へと移り変わろうとしている中、新型インフルエンザの発生等が懸念されるころではありますが、これから夏本番を迎え、果樹王国笛吹市が1年で一番活気にあふれる季節が、訪れようとしております。

定額給付金、ETC割引等の効果により、石和温泉、笛吹市への集客の増、また果樹が豊作であることを期待しまして、質問に移らせていただきます。

それでは、はじめに、仮称ではありますが、多目的施設・市民ホール建設につきましてお伺いいたします。

3月議会で小林議員のほうからも触れましたが、これまで私が成人式や記念式典等、地域の行事に参加させていただいた中で、笛吹の耳を傾けましたところ、市民の皆さんから多くの声が寄せられました。

一番の関心事についてお聞きいたします。

本市におきまして、合併してはや5年を数え、人や文化の交流が一步一步進みつつあります。この間、道路建設や農業施設設備、河川改修、児童館の建設、消防施設整備、浄水場の建設など、積極的に取り組まれてこられましたことは、周知のとおりでございますが、合併後の新市に与えられた、まちづくりのための建設事業に対する合併特例債という財政措置も、あと5年余りを残すのみであります。

既に、石和温泉駅舎の改修や周辺整備事業、八千歳・高家地域開発推進事業、防災行政無線整備事業など計画されておりますが、それらに加え、私どもが大いに期待しておりますのが多目的施設・市民ホールの建設であります。

現在、本市にはスコレーセンターや、一宮ももの里ふれあい文化館などがありますが、いずれも収容規模は400人以下であり、合併以来、地域ごとに既設のコミュニティー施設、公共施設等を利用したコミュニティー活動や文化活動が活発に行われておりますが、笛吹市全体を対象とした活動やイベント、また広域的あるいは県レベルといった対応ができないのが実情であります。

これからの本市の一体感をさらに高めていくためにも、市民の多くが集い学ぶという、合併してこそできる多目的機能を有する施設の建設が、今こそ必要と考えますが、その具体的構想と、プロジェクトチーム、研究会等を立ち上げるお考えがあるかどうか、市長の前向きな答弁をお願いいたします。

次に、定額給付金の支給状況ならび問題点につきまして質問させていただきます。

生活対策に基づき、景気後退下での生活者の不安に、きめ細かく対応するための家計への緊急対策支援として、総額2兆円規模の定額給付金が実施されることになり、本市におきましても該当世帯が2万7千件余りある中、県内でもいち早く支給の開始を始められたことにつきましては、ご苦労されました関係者に感謝いたすところでもあります。

最近では、新たな景気対策として、エコカーの購入によるエコカー減税、環境にやさしい電化製品の購入に対するエコポイント制度、休日のETC1千円割引等の話題に押され、マスコミでも定額給付金の話題を耳にする機会は少なくなっております。

しかしながら、いまだ手続きを行っていない世帯が見受けられます。申請を忘れていた世帯もあれば、高齢者世帯など自力で申請するのが困難な世帯、また配偶者の暴力から逃れ別居している世帯等、さまざまなケースも考えられる中、景気対策、生活の資金としての意味合いからも、給付が必要と思われる世帯への一刻も早い支給をお願いするところでもあります。

そこで、今現在、何パーセントの未支給世帯があり、これらの未支給世帯へどのような対応をしていくのか、お考えをお伺いいたします。

以上で、質問を終わらせていただきます。

○議長（上野稔君）

当局の答弁を求めます。

1 問目の答弁を荻野市長。

○市長（荻野正直君）

中村議員の一般質問でございますけれども、前向きな答弁をというようにございます。まず、合併特例債という財政措置につきましては、今、議員がおっしゃるとおりでありまして、合併後のまちづくりのための建設事業費に充てるものとして、合併市町村にとりまして大変有利な措置であります。

このため、合併特例期間の10年間という限られたものでございますけれども、新市に必要なインフラ整備等をできる限り集中的に進めていくというものであります。

したがって、この期間中の起債につきましては、通常の場合と比べ、多くの借入金が生ずるものであります。このことは、国の合併推進のための財政措置の趣旨からしても、一般論として、必然的にそうなるものと考えております。

しかしながら、そこには財政の将来的動向を見極めながら、取り組まなければならないという視点に立つことも必要でございます。

いたずらに多くの借金をつくり、将来に不安を残すことは、私の本意とするところではありません。

そのためには、これらの本市に必要とされる投資的な施策につきましては、選択と集中により取り組んでまいりますことを、改めて申し上げさせていただきます。

ご質問の、多目的機能を有した市民ホールの建設につきましてでございますが、さまざまな場面で市民の皆さまからも、建設すべきとのご意見もいただいております。

本市には、各地域に既設の生涯学習施設や公的施設が存在しており、これらの施設を利用して、各地域のコミュニティ活動や文化活動が活発に行われておりますが、議員がおっしゃるとおり、他市にあるように、市民の多くが一堂に集い、学ぶことのできる大型の収容施設はございません。

本市において多様な文化的イベントを開催しても、300人、400人と入場者の制限をしなければならないという実情の中、1千人から2千人の市民の皆さんを収容できる文化ホールの建設の必要性については、私自身も強く認識をいたしております。

とかく箱物行政と揶揄されるような行政経営は避けなければなりません。しかし、同時にその施設を建設することによって、市民の多くが集い、学ぶという、生涯学習への取り組みが一層助長されるということであれば、また、そのことにより本市の一体感がさらに高まり、市民の主体的まちづくりにつながっていくものであれば、その建設価値は十分にあり、将来へのまちづくりに広がっていくものと考えます。

現在、一部の団体から大型施設の建設要望はいただいておりますが、さらに多くの生涯学習のニーズの高まり、関係団体からの要望など、市民の皆さんの情熱を市政に反映すべきと判断したときに、庁内横断的なプロジェクトチームや市民の参画による研究会を設置したいと、どのような施設がよいか、その規模や機能など調査研究に前向きに取り組む、市政に反映していきたいと考えております。

合併特例債という有利な財政措置を受けられる期限は、あと5年です。

健全財政を基本としつつ、どれだけ投資的事業が展開できるか、施設整備に対する市民の皆さんの気運の高まりに期待しつつ、答弁とさせていただきます。

○議長（上野稔君）

2問目の答弁を梶原総務部長。

○総務部長（梶原清君）

中村正彦議員の一般質問、定額給付金の支給状況と支給にあたり問題点については、お答えいたします。

定額給付金支給事業につきましては、市民の方にできる限り早く支給するために、全国的にもきわめて早い対応をしておりますが、5月28日現在で、給付対象件数の約92%、給付予定額の約95%の支給が済んでおります。

さて、高齢者世帯の受給状況についてであります。2月1日現在を基準日として作成しました基本リストで、65歳以上の高齢者の定額給付金給付対象者は、日本人・外国人合わせて約1万6,500人となっております。

このうち、5月20日現在の高齢者の給付人数は、約1万5,800人で、対象者に対して95.5%の給付状況となっております。

申請手続きが済んでいない約700人につきましては、単に申請手続きが遅れている者のほか、転居先不明で申請書が届かない、あるいは身体的な理由により、申請手続きが困難な状況にあるものと考えられます。

現在、各支所ごとに申請手続きが済んでいない世帯について、現況調査を実施しているところであり、その調査結果によっては、行政区長、民生委員などの協力をいただく中で、すべての市民に定額給付金が行き渡るように対応を検討しております。

次に、DVにより別居状態にある母子家庭の受給状況についてであります。

総務省が示す基準によれば、別居状態であっても住民登録があれば、登録地の市町村が実施する定額給付金の給付対象となります。

一方で、定額給付金を支給し、申請し、受給することができるのは、世帯主と規定されているため、世帯主が世帯構成者全員分を申請し、受給することになります。

そのため、DVにより別居状態にある母子家庭については、定額給付金を受け取ることは、大変困難な状況にあると思われ、全国的にも問題となっております。

笛吹市においても、国の基準に則り、定額給付金給付事業を実施しておりますので、DV被害者が属する世帯に給付される定額給付金についても個別に受け取ることはできず、世帯主が一括して受け取ることとなるため、結果的にDVの被害者には定額給付金が行き渡らないということになります。

本来、こういったDV被害者の母子家庭などに対する支援こそが、必要であると考えられるため、笛吹市では、市内に住んでいるDV被害者に対する生活支援を行うため、今定例会に補正予算を計上しているところであります。

支給対象者は、平成21年2月1日の基準日から申請日まで継続して笛吹市内に居住していること、および、DV被害により住民票と異なる住所地に居住し、基準日以前から公的機関等にDV被害を相談していることなどが確認できる者いたします。

支給額は、定額給付金の相当額とし、申請期限は、定額給付金に併せて、平成21年9月9日までと考えております。

以上で、答弁とさせていただきます。

○議長（上野稔君）

再質問を許します。

5番、中村正彦君。

○5番議員（中村正彦君）

ご丁寧な回答、ありがとうございました。

多くの問題はあるとは思いますが、荻野市長におかれましては、多くの市民の皆さまの声を聞いた中で、ぜひ積極的に取り組んでいただきたいと思います。

再質問ですが、地域商工業の活性化を目的に発行されました、商工会による「プレミアム付とくとく商品券」につきましてお尋ねいたします。

2千セットが20分で売り切れるというような盛況ぶりと聞いておりますが、一方、購入できない市民も多くいたとの話も聞かれます。

今後、プレミアム商品券も含め、さらなる景気刺激策をお考えかどうかお伺いいたします。

○議長（上野稔君）

保坂産業観光部長。

○産業観光部長（保坂利定君）

中村議員の再質問にお答えをいたします。

地域活性化経済対策事業ということで、商工会の事業であります。お得な15%のプレミアム付きとくとく商品券ということで、1万円券を額面1万1,500円で2千セット販売をいたしました。4月26日にかから8月31日にまで使用期間があるということで、加盟店が276社ということで、商工会で発行したわけですが、大変人気があったということで、議員がご指摘のとおり20分で、売り場所が商工会の本所、あるいは御坂、一宮、中部、春日居支所で発行したわけですが、20分で売り切れたと。大変人気があるという状況です。

経費につきましては、1,500円の2千セットですから300万円。市としては、商品券の事業ということではなくて、商工会の活動として100万円、今議会に補正の予算計上をさせていただきました。残りの200万円と、それから事務経費があります。要するに商品券の印刷、チラシの印刷等々、折り込み代等がありますので、この経費がおおよそ150万円ほどかかっておりますので、商工会としても350万円ほど経費がかかっているというような状況です。

そうはいっても、定額金に併せて地域の経済の活性化ということですので、私どもも100万円の補助ということですが、過日、商工会の新しい役員さんがお見えになったときに、この話題がありまして、今後、もう一度秋口に実施をしていきたいと、そういうような状況を聞いておりますので、今後、私ども商工との連携、私が常々言っております、農・工・商・観の連携と活性化ということが含まれておりますので、ぜひ、今後も商工会の活動の補助金というような内容で、商工会のこの商品券についても前向きに、積極的に支援をしていきたいと考えております。

○議長（上野稔君）

再々質問はありますか。

（「ありがとうございました」の声あり）

以上で、中村正彦君の一般質問を終了します。

関連質問を許します。

(な し)

関連質問を終わります。

一般質問を続けます。

4番、北嶋恒男君。

○4番議員（北嶋恒男君）

正鶴会の北嶋恒男でございます。

最初に、若彦トンネル開通後の芦川地域の振興と芦川中の問題についてお伺いいたします。

先ほど、亀山議員と渡辺議員が、芦川振興と芦川中の問題につきまして、質問と関連質問、それから細かいご回答をいただきましたけれども、多少関連いたしますけれども、私の意見として、これからお伺いさせていただきます。

芦川地域は、来年春の若彦トンネルの開通により、国中と郡内を結ぶ交通便利な土地に生まれ変わろうとしております。

笛吹市は、トンネルの恩恵を生かして、芦川地域の魅力を随時、全国の都市住民にPRすることによって、人口増加を期待したいところでございます。

高齢化の進む芦川地域に取りましては、比較的若い世代の定住を期待するところでありますが、現在、芦川中の廃止問題が出ている中では、新住民の転入者に学齢期の子どもがいる世帯、あるいは、今後子育てをする若い世代の定住を促進するためには、このことがイメージダウンにならないければよいかと心配しているところでございます。

しかし、現実にも目を向けて、現在の芦川中の生徒数の減少を考えると、少人数学級の子どもさんは、幸せなようで、そうではないのではと思えることがあります。

生徒たちは、いずれ大多数、不特定多数と接触して、高校生になると一緒に学習しなくてはならなくなりますし、また、よい意味での競い合いや切磋琢磨の機会は少なく、急に大きな集団の中に入ることになると、その中で自分の実力を十分発揮できるのかなど、不安をいつも持っている当事者から聞き及んでおります。

今、一番考えなければならないことは、生徒本人の率直な気持ちを尊重しなければならないのではないのでしょうか。

そのためにも、一歩前に進んだ新しい選択として、芦川町から浅川中か御坂中へ通学となった場合に心配になることは何か、例えば、登下校の通学距離等でストレスがかかってこないか、降雪や災害時の対応、部活動や放課後の教育活動が行いにくくならないか等々、シミュレーションした対応をお願いしたいと思っております。

この点についての、現在までの教育委員会としてのお考えをお伺いいたします。

また、笛吹市総合計画実施計画によりますと、芦川地域の活性化対策によりますと、平成21年度には活用可能な空き家や遊休農地探し、さらに活用体験を行い、22年度にはその事業展開を行っていくという計画となっておりますが、今後の取り組みについてお伺いいたします。

次に、水道使用料金の未納ゼロへの取り組みについてお伺いいたします。

笛吹市の水道会計は大変厳しい状況であることは聞いております。特に各町村の合併前からの過年度分の累積未収金が、なかなか整理がつかない状況にありまして、笛吹市になってからも悩みの種になっているようですが、徴収方法にも努力が足りない面があるのではと思っております。

大変厳しい経済状況の中ですが、来年度から水道料金の値上げ論議が出ている中で、未納の

水道料金があると、本来、水道を利用するすべての市民から負担いただくべき経費を、きちんと支払いいただいている方々の水道料金だけで賄うことになり、不公平が生じることになりますので、しっかり対応していただかなければなりません。

単なる督促の文書を繰り返すだけでなく、随時に、担当者だけでなく課長、部長の同行で、直接交渉するような積極姿勢が必要と考えます。

過年度分の未収金の整理がなかなか進まない原因は何か。早く整理すべきだと考えますが、今後の取り組みについて伺います。

以上でございます。

○議長（上野稔君）

当局の答弁を求めます。

1問目の答弁を山田教育長。

○教育長（山田武人君）

北嶋恒男議員の一般質問、若彦トンネル開通後の芦川地域を考えるのうち、市内の学校へ通学となる場合の学校生活に対する支援についてにお答えいたします。

笛吹市学校設置条例の一部を改正する条例が、本議会におきまして議決いただきました暁には、北嶋議員のご質問にもありますように、学校生活にかかわる課題につきまして、早急に保護者・学校関係者と協議させていただきたいと考えております。

生徒が安心して学べるよう、また大勢の仲間の輪の中で、これまで人数的にできなかった部活動をはじめとした、さまざまな経験を積み、楽しい学校生活が送れますよう、十分に心を配っていくつもりでおります。

以上で答弁といたします。

○議長（上野稔君）

続いて、答弁を保坂産業観光部長。

○産業観光部長（保坂利定君）

北嶋恒男議員の一般質問、若彦トンネル開通後の芦川地域を考えるのうち、トンネル開通後をにらんだ地域振興策とその進捗状況についてお答えいたします。

まず、芦川町の現状ですが、平成20年2月1日現在、234世帯523人が居住しております。

人口に占める65歳以上の高齢者の割合は53%と高く、15歳から29歳の若年層の割合は9.2%と、若年層の人口の流出も進んでおり、地域内の空き家数は40戸から50戸に及んでおります。

これらのことから、芦川町地域では高齢化と過疎化が急激に進み、高齢者の福祉対策とともに地域社会における活力の低下が危惧されており、深刻な課題だと認識しております。

合併前の旧芦川村におきましても、これらの諸課題に対し、空き家や遊休農地を活用した都市住民との交流事業により、地域の活性化や将来的には定住化を狙いに、総務省の交流居住推進モデル地域として国の選定を受け、村独自で事業に取り組んでおります。

合併後は、笛吹市が事業を引き継ぐ中で、地域の皆さんと協働し、空き家所有者へのアンケート調査や先進地視察など、今後の事業推進や活用できる空き家探し等について検討を重ねてきましたが、空き家の選定までには至りませんでした。

このような状況の中、芦川地域の活性化には、地域自らが知恵を出し合い、計画を立て行動

し、かつ持続していく地域力を蓄えていくことが最重要だと考え、平成20年に地域の人たちで芦川地域協議会を設立いたしました。

そして、平成20年から24年までの5年間、国のふるさと地域力発掘支援モデル事業を取り入れ、地域自ら計画を立て実践活動を始めております。

具体的な事業内容としまして、地元農家の女性を主体としたグループを中心に、地元農産物を利用した加工品、特産品の開発や販売、また2つ目としまして古民家や石積み風景など、芦川の特性を保存しながら、それらを活用した交流事業などへの取り組みであります。

3つ目としまして、現在建設中の農産物直売所の運営や活用に関する勉強会などです。この芦川地域協議会の活動は全国的にも注目を集め、日本農業新聞などにも掲載され、全国に広く紹介されているところでもございます。

市としまして、これらの活動を積極的に支援するとともに、芦川地域の雇用拡大、生産所得の向上を図るため、拠点施設となる農産物直売所・加工施設の建設に向け、県と調整を図りながら地元の意見を伺い、現在建設に向け取り組んでおります。

施設整備の進捗状況ですが、平成20年に地権者の皆さまのご理解の中、用地取得が進み、現在、直売所の設計と造成工事を行っております。秋から直売所建物の建設を行い、来年トンネルの開通に併せオープンする予定であります。

今後とも、市と芦川町の住民の皆さまと一体となり、芦川町の核となるこの直売所を拠点とし、芦川の農業の振興を図るとともに、大いに情報発信を行い住民自ら積極的に活用していくことで、芦川町の活性化を図っていきたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（上野稔君）

2問目の答弁を竹越公営企業部長。

○公営企業部長（竹越富男君）

北嶋恒男議員の一般質問、水道使用料金の未納ゼロへの取り組みについてお答えいたします。水道使用料金の未納ゼロへの取り組みでございますが、20年度停水処分の実施時期を毎月第4水曜日と決め、市内全域を20年5月より21年2月までの10回実施いたしました。

20年度の内容につきましては、21年4月現在で完納した件数273件、分納誓約を取り交わしている件数528件、一時金納入だけで納入されていない件数117件、給水停止中が7件、職権閉栓が58件です。

21年2月には、市単独の緊急雇用対策で徴収員を採用し、残高不足で口座振替がされていない世帯、分納誓約が履行されていない世帯の徴収を行っています。

さらに、今年度職員を2名増員し、給水処分日を5月から毎週火曜日と決め、5月12日執行の第1回の給水執行通知の発送を行ったところ、後日、来庁し滞納金額の納入と分納誓約を提出していただきました。

第2回目の19日ですが、停水処分執行通知の発送を30件行い、23件につきましては事前連絡があり、給水停止は7件でした。

2回の実施で、給水停止執行の通知による効果があると認められましたので、今後も1回当たり20件から30件の停水処分執行通知の発送を行っていく予定です。

また、大口滞納者に対しましては、4月上旬に幹部職員による臨戸訪問を行いました。今後も毎月訪問予定です。

過去3年間の収納実績は、18年度の現年93.5%、過年度13.2%、19年度は現年94.1%、過年度15.6%です。20年度決算が確定していませんが、21年3月末現在で現年94.5%、過年度18.1%となっています。

以上の状況から、着実に実績は上がっております。

都市部という地域性、また、100年に一度の経済危機等、社会を取り巻く状況が不安定でありますので、未納額ゼロは困難であると予想されますが、できる限り積極的に収納対策に取り組んでまいります。

さらに21年度は、現年度から過年度への繰越にしないよう努め、現年度滞納3期請求(6カ月分)の滞納者に対し、停水処分執行通知の発送を行い未納額の減少に取り組んでまいります。

また、過年度の未収金の整理の件については、合併前の平成4年から現在まで、滞納している世帯があります。合併後の17、18年度は7町7体系の料金体系、および7通りの事務の統一を優先したため、給水停止等の徴収業務を行うことができなかったため、2億5,800万円の滞納を生む原因となりました。

また、50万円以上の大口滞納者が68件あり、その総額が21年3月現在で1億2千万円あり、滞納金額の46.5%を占めております。19、20年度の給水停止で徴収強化を行いました。長期滞納者が一度に納入することは長引く不況により困難でありますので、現年度を優先に徴収し、過年度については分納誓約について納入をしていただいている状況です。

17年度の現年度の滞納額は6,100万円、18年度6,120万円、19年度5,600万円、20年度で4,600万円と減額しております。

都市部という地域性もあり、住民基本台帳への登録がなく、無断転出等の実態の把握も滞納額を増加させる原因です。

今後は検針員との連絡を密に行い、職権閉栓を綿密に行い、未納額の減少に努め、毎週給水停止を実施する中で、一層、収納体制を強化し滞納額の縮減に努めていきます。

以上で、答弁とさせていただきます。

○議長(上野稔君)

再質問を許します。

4番、北嶋恒男君。

○4番議員(北嶋恒男君)

ただいま、お話を聞きまして、少ない職員の間で大変ご苦労されていることがよく分かりました。

県外のある自治体では、水道滞納業務の一部を民間委託されているということを聞いております。そんなようなことで、お客さんにその支払の呼びかけとか、それから給水停止について、民間委託というようにお考えはないか、もう一步踏み込んだ形でやっていただくお考えはないか、お伺いしたいと思います。

○議長(上野稔君)

竹越公営企業部長。

○公営企業部長(竹越富男君)

北嶋議員の再質問についてお答えいたします。

水道料金等の取り扱い業務の民間委託につきましては、既に県内の自治体でも、上野原市の東部広域水道企業団、それから甲斐市が実施をしております。

本市におきましても、今年度から検討に着手をしております。県内外の視察を行い、導入に向けまして作業を進めていく予定でございます。

以上でございます。

○議長（上野稔君）

再々質問。

（ な し ）

以上で、北嶋恒男君の一般質問を終了します。

関連質問を許します。

17番、小林始君。

○17番議員（小林始君）

芦川地域の振興策については、毎定例議会ごとに多くの議員さん方から質問があるとおりでございます。われわれ市民も芦川振興策については、本当に関心の高いところであると思います。

来年の若彦路のトンネルの開通に伴いまして、農産物直売所も開設というような運びでございますけれども、地域柄といいますか、山間地、高冷地ということで、年間を通してこの直売所の開設ということも大変な課題だと思います。

そうした中で、年間を通して管理運営する営業、これは大変な努力が、ほかの農産物直売所に比べますと、また別な努力がいるということだと思います。そうした中で、市の管理運営につきまして、今後どのような方向でいくのかお伺いをしたいと思います。

○議長（上野稔君）

答弁を保坂産業観光部長。

○産業観光部長（保坂利定君）

関連質問にお答えします。

芦川の直売所の、年間を通しての管理運営をどうしていくかということですが、先ほども北嶋議員への答弁の中で、この直売所を芦川町の核として、農業の振興あるいは芦川地区の情報発信をしていくということですから、基本的には指定管理者制度を視野に入れて、今、事務的な準備を進めているところであります。

先ほども申したとおり、地域協議会、この中でいろいろな特産品とか加工品、ようするに芦川の直売所は何が特色あるか、どういうものを販売していけばいいのか。あるいは、その核として芦川地域の観光拠点として、どういう役割を果たしていけばいいのかということ、今、研究を自らがしているところであります。

地産地消も含めまして、笛吹市内にはこれで4つ目の直売所ということになります。この直売所と大いに連携を取りながら、特に特色のあるものの流通体制の直売所の連絡協議会がありますので、大変いいものを回すとか、時期的に、似ているものもありますけれども。特に芦川の冬の間、若彦トンネルが開通して、その交通量によりまして、特に冬の期間は大変雪等で厳しい面がありますので、この期間のお客さんの少ないときに、いかに特色を出させるかということが問題になりますので、指定管理者も視野に入れながら、今、地域研究協議会、先ほど答弁いたしました地元の地域協議会を主体的に考えながら、特色ある直売所を年間通しての管理運営、あるいは市内の4つの直売所の連携強化を図って、芦川地域の核としての直売所として建設を進めていきたいと考えております。

○議長（上野稔君）

よろしいですか。

（「はい」の声あり）

関連質問を終わります。

申し上げます。

本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめ延長します。

ここで、暫時休憩といたします。

再開は4時50分とします。

休憩 午後 4時40分

再開 午後 4時50分

○議長（上野稔君）

再開いたします。

一般質問を続けます。

3番、野澤今朝幸君。

○3番議員（野澤今朝幸君）

議席3番の野澤です。

2つ質問させていただきます。

1つ目は、投票所の削減についての質問です。

ご存じのように、21年度のマニフェストによって投票所の削減、40カ所を30カ所にするという事業が記載されています。そして説明会でもされました。

私は、前回の定例会で、一般会計予算で予算案がありましたので、反対討論もしたところですが、反対討論ですから当局の回答をいただくことができないということで、改めて今回、この投票所の削減案について質問します。

マニフェストによりますと、40カ所を30カ所にして、そして削減される金額は380万円、この削減にかかわるところは380万円と理解しています。

ご存じのように、これは今回の衆議院議員選挙に関するものですが、これは国費、県費ということですから、実際削減で経費の問題が浮上してくるのは、言うまでもなく市議選、市長選です。こちらの金額も当局で分かりましたら、どのくらい削減できるものか明らかにしていただきたいと思います。

言うまでもなく、投票権というのは、われわれ国民の参政権の中心をなすものであります。民主主義の原点であります。そして言うまでもなく、この参政権、投票権を勝ち取るために長い歴史、時には血を流すような歴史で勝ち取ってきたものです。とかく権力を握ったものは、昔の言葉でいうと、下々の意見は聞きたくない。これが権力を握った人たちの一般的な心性かと思えます。

そういうところにあって、この投票所の削減というのは、明らかにこの国民の、市民の投票する権利を阻害するものであることは、これは確かであろうと思います。削減して投票率が高くなるということはありません。

ご存じのように、日本は諸外国に比べて非常に低い投票率、これがいつも課題になるわけです。そういう中で、期日前投票の制度を採用する、そのようなことも行われているわけです。

さらにこれは言うまでもなく、高齢化が著しく進んでいます。先ほどもいろいろな答弁の中で、笛吹市でも4人に1人は高齢者になろうとしているような昨今であります。このような投票率の問題、高齢化の進行、こういうものを考えた場合に、投票所の削減、高齢者の高齢化というのは、言うまでもなく、なかなか投票所まで歩いていくのが困難、車を確保するのが困難、これは付け加えるまでもないかと思えます。

こういう中で、投票所の削減、しかも、これが40が30にもなる。もっと縮小、削減する考えがあるなら、そのへんも当局には答えていただきたいと思えますけれども、このような削減はどう見ても時代に逆行するものであろうと、一つひとつの投票区にいけばしょうがないというような意見が出るかもしれません。しかし、これはそういう形で合意を得るような問題ではないと思えますし、議会としてもこういう問題は非常に重要だというふうに、われわれはそういう中で選ばれてきているわけですから、慎重に審議する必要があるかと思えます。

市長に、今私が言ったような観点から再考していただきたいと考えています。

2点目ですけれども、地産地消の推進にかかわる質問です。

これも21年度のマニフェストのほうに載っています。地産地消というのは、今、流行といえば流行です。地産地消の意味は、言うまでもなく、まず食の安全、そして環境への配慮という点、さらに農業振興、このような観点から地産地消というのは推進されているわけです。この時代に非常に合った政策課題であらうかと思えますけれども、それに加えて本市の場合は、私が言うまでもなく観光立市であらうと思えます。

そして、その観光も一言で言えば宿泊型観光、これが本市の観光の特色です。宿泊型観光といいますと、言うまでもなく、泊まるということと食べるということが非常に重要になってくると思えます。

そして、食べることへの関心をどのようにつくり、イメージをつくっていくかということは、本市のこれからの観光を考える上で非常に重要かと思えます。

今年、観光振興ビジョンもつくるということですので、地産地消をどのように組み入れていくかということが、私は1つの観光のこれからの振興の目玉であらうと。地産地消が単なる他の市町村、そういうところで行われているような、掛け声が多くてなかなか実際進まないというものでなく、命運をかけるくらいの本当に観光、そして笛吹市のこれからの産業全体の命運をかけるくらいの位置付けが、私は必要であらうというふうに考えています。

そのへんの位置付け、そして今後どのような形で進めていくか、おおよそのことはマニフェストのほうに入っていますけれども、そのへんを当局から答えていただきたい。

さらに、先ほどの渡辺正秀議員の質問の中にありましたし、予算書にありますように、1,440万円からの地産地消推進の補正が組まれていて、2名ほどの雇用にかかわるという答弁がありましたけれども、このへんの内容も詳しく説明していただきたい。特に地産地消を進める上ではその体制、これが非常に重要かと思えますので、計画倒れにならないのは、人的な保証、人的な配備をどうするかというところまで考えられているのかどうか、そのへんも含めて答えていただきたいと思えます。

以上で質問を終わります。

○議長（上野稔君）

当局の答弁を求めます。

梶原総務部長。

○総務部長（梶原清君）

野澤今朝幸議員の一般質問、投票所削減案をただすにつきましてであります。所掌につきましては選挙管理委員会ということで、委員長が出席されておりませんので、代わりましてお答えさせていただきます。

国民の参政権は、民主主義の根幹に関わる重要な権利であり、その参政権は国民の投票という行為によって確保されていることは、言うまでもありません。

本市の投票区については、平成18年度に芦川村と合併した時点では、旧町村の投票区を引き継ぎ43の投票区がございました。

これは旧町村ごとに行政区の単位を基本として、地域の実情を考慮しながら設置されたもの、笛吹市全体的に見た場合には、投票所ごとの有権者数や投票所までの距離など大きな不均衡が生じております。

また、一部の投票所では、駐車場が手狭になったため路上駐車により、地域住民の交通安全に支障を来し、地域によっては投票管理者や投票立会人の選任に苦慮しております。

このような理由から、投票区の見直しによる選挙事務の適正化は、避けられない課題となっております。

昨年の市長・市議選挙の際に、石和町の一部と芦川町の区域において再編が進み、市全体では40投票区に再編し、その後、境川町と春日居町の区域において、区長会、地域審議会の審議を経て投票区の見直しが行なわれたため、次の衆議院議員総選挙の際には、36投票区により選挙が執行される予定であります。

昭和44年に総務省が示した指針では、投票区の有権者数3千人以内、投票所までの距離3キロメートル以内が投票区設置の目安とされておりました。

現在、市内の1投票区当たりの平均有権者数は約1,600人で、有権者数を見ると最多の投票区は約4,700人、最少の投票区は約200人となっております。

また、集落から投票所までの距離が最も遠い投票区は約3キロメートルで、多くの投票区が1キロメートル前後の範囲に収まっております。

現在の発達した車社会や投票受付システムの導入に加え、期日前投票制度の創設により、従来の不在者投票に比べ手続が簡素化された上、簡単な理由で投票を行うことができ、また、投票時間の延長、バリアフリー化などによる期日前投票の充実を考えると、投票所の必要最小限の再編は、有権者の利便性を大きく損なうものではないと考えております。

当然のことではあります。投票区の見直しを行うには、地域の皆さまのご理解を得ることが必要不可欠となりますので、今後とも、区長会、地域審議会等において審議をお願いしながら、進めてまいりたいと思っております。

以上、答弁いたします。

○議長（上野稔君）

2問目の答弁を保坂産業観光部長。

○産業観光部長（保坂利定君）

野澤今朝幸議員の一般質問、地産地消推進についてお答えいたします。

中国のギョウザ事件や各地で起こった食品の産地偽装など、全国的に食の安全に対する関心が高まっております。

地産地消は単に地元の農産物を地元で消費するというだけでなく、食を通じて消費者と

生産者の相互理解や食文化への関心の高まり、食育への取り組みとして期待されてきております。

また、地域経済の自立性を高め、地域の需要を地域の生産で賄うという、循環型経済構造への転換を図る上で、地産地消の推進は急がれていると認識しております。

市民あるいは地域を訪れた観光客の皆さまに、地域で取れた農産物を直接届ける仕組みづくりの構築や、消費者ニーズの把握、宿泊施設・飲食店あるいは学校給食などに、地域食材を供給するための体制整備が重要な課題と考えております。

また、農家の高齢化の進展とともに生産体制も弱体化する中、新たな安定した供給体制づくりを進めていく必要があると考えております。

このような状況の中、地産地消の推進は、本市の重要かつ喫緊の課題として、総合計画の実施計画書の中に位置付け、推進しているところでございます。

具体的な内容としまして、本年度に生産者・流通業者・消費者および学校関係者などの代表者の皆さまで構成する地産地消推進協議会を立ち上げ、21年度中にオープンする芦川の直売所を含め市内4カ所となる農産物直売所、加工施設などの活性化を支援し、地産地消の核施設としての機能強化に努めてまいります。

また、学校給食などの食育の取り組み、ホテル・旅館などとの連携など幅広い角度で検討し、21年度中に地域合意を踏まえた、笛吹市地産地消推進計画の策定を進め、事業推進の基となるマスタープランの作成を行います。

今後は、このマスタープランにより継続的に地産地消事業をしっかりと推進し、笛吹市の活性化を図っていききたいと考えております。

お尋ねの、今議会で補正計上しております1,440万円のお尋ねがありましたけれども、6款の1項の農業費に計上してありまして、ふるさと雇用再生特別基金事業として、民間委託をして地産地消を進めるものであります。

具体的には、民間会社ルミエールへ2名、うち1名はシェフを雇用し、市内の野菜や県内の豚肉などの食材を活用し、地産地消を推進するための独自メニューを開発し、試食会等を通じてアンケートを実施していきます。

また、開発したメニューやレシピをホームページ等で公開し、普及促進を図るとともに、開発したメニューによるレストラン開設の準備を進め、本年度試行するものであります。

併せて、野菜づくりの肥料としてのワイナリーから出るブドウの絞りかすの利用について、検討を進めていくものであります。

事業内容としまして、総事業費1,400万円、うち人件費が990万円、そのほか備品購入調査費、賃貸料等々であります。

このような事業の中で、しっかりと民間委託をしながら雇用再生、ふるさと雇用の事業推進、地産地消の推進に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（上野稔君）

再質問を許します。

3番、野澤今朝幸君。

○3番議員（野澤今朝幸君）

まず、投票所の削減についてですけれども、先ほどの答弁で3キロメートル、3千人という

話がありましたけれども、これはかなり以前の総務省の見解だと思いますし、この3キロ、3千人というのは、それ以内というたぶん話かと思います。

私は、この古いそういうものを持ち出して、今必要だという議論というのは非常に当たらないのではないかと。実際には、ご存じのように昔の各集落を中心に投票所は設置されてきていると思いますので、いままでのその慣行ということからも、ものを考えていく必要があるかと思えます。

そして、先ほど質問した内容に、今現時点で分からなければしょうがないんですけど、答えていただけませんでしたけれども。つまり直接選挙の経費が問題になるのは、市長・市議選ということで、その経費は今回の衆議院議員選挙とは、またかなりもともとの金額、経費が違うと思えますけれども、その金額が分かったら示していただきたいと思えます。

2番目の地産地消に関しては、非常に積極的な答弁をいただきまして、まさにそういう方向でシェフまで公費で採用する中で進めるという、非常に積極的な方向にあるかと思えます。

もう1つは、前、宮崎県の綾町で、森林文化を守るということで条例化をしながら進めたという経緯もあります。

そういう意味で、地産地消に関する条例化、そういうものも視野に入れているかどうか、併せて伺いたいと思えます。

以上です。

○議長（上野稔君）

再質問の答弁を梶原総務部長。

○総務部長（梶原清君）

野澤議員の再質問にお答えします。

選挙投票所につきましては、各集落の公民館あるいは学校等を使っているわけですが、先ほど答弁でもしましたとおり、公民館等についてバリアフリーも十分できていないということで、先ほどの質問にもありました高齢者につきましては、期日前投票、各支所で、すべての支所がそうではないわけですが、支所ではバリアフリー化で高齢者につきましてもスロープもあるし、投票しやすいということがありますので、選挙管理事務局としましては、期日前投票を推進しているところであります。

それから、選挙経費につきましては、基本的には市長・市議選の選挙費用も、国政・県政の選挙費用も基本的には同じであります。

ただ、経費で若干違うのは、市長・市議選で公費負担の部分があるわけですが、それを除けば基本的には経費負担については同じでありまして、公費負担の分だけ市長・市議選のほうは若干経費が多いということで、理解をいただいています。

以上であります。

○議長（上野稔君）

保坂産業観光部長。

○産業観光部長（保坂利定君）

野澤議員の再質問にお答えいたします。

はじめに、先ほどの1、440万円の地産地消事業につきましては、市がシェフを雇うということではありませんで、事業そのものを民間委託する、こういう事業であります。私の説明が足りませんで、申し訳ありません。

条例化ということで、宮崎県の綾町という例が出ましたけれども、当然、私どもも条例化のほうは視野に入れていますけれども、今後の推進協議会の中での、計画でいいたろうとか、もっと一歩進んで条例化しろというような、市民の皆さんのご意見を聞きながら、これからの条例化については検討をしていきたいと、このように考えております。

○議長（上野稔君）

野澤今朝幸君の持ち時間が終了いたしました。

以上で、野澤今朝幸君の一般質問を終了いたします。

一般質問を続けます。

23番、前島敏彦君。

○23番議員（前島敏彦君）

議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

笛政クラブの前島でございます。

よろしく申し上げます。

私は、各地域審議会の意見と各地域区長会からの要望への対応について、質問させていただきます。

地域審議会は、合併特例法に基づいて設置をされましたが、設置に関する協議の第3条で、新市建設計画の変更に関する事項、新市の基本構想および各種計画の策定変更に関する事項、市長が必要と認められる事項などの5項目について、市長からの諮問に応じて審議し、答申することとなっております。

第3条の2項として、地域審議会が必要と認められる事項について審議し、市長に意見を述べることができると規定されております。この項目は、地域審議会が独自に地域の課題や新市の施策等について審議し、市長に意見を述べるができるものと、私は解釈をしております。

地域審議会は、合併によって住民の意見が行政に反映されにくくなるとの懸念から設置され、住民の意見を行政に反映してもらうことを目的としておりますが、また、一方においては合併前の旧町村が、住民の理解と協力を得て実施してきた地域特有のイベントや継続中の事業、計画した事業について、新市での取り組みや対応について協議をし、市長に意見を述べることもできると認識をしております。

地域審議会の委員は、市議会議員、公共的団体を代表する者、学識経験者となっており、区長会の役員さんも入っておられます。

各地区の区長さんは、区民の皆さま方が安心・安全で生活をしやすい地域づくりのために、多大なるご尽力をされております。また、市行政の円滑な遂行のために活動され、市民の声や意見を一番身近に聞かれる立場にあります。

地域審議会は、市長に意見を述べる組織であり、各地域の区長会は行政に対し要望ができる組織でもありますが、審議会の意見と地域区長会の要望に対し、市としてはどのような対応をもって臨むのか、見解をお伺いいたします。

○議長（上野稔君）

当局の答弁を求めます。

答弁を池田経営政策部長。

○経営政策部長（池田聖仁君）

前島敏彦議員の一般質問、各地域審議会の意見と、各地域区長会要望への対応についてにお

答えいたします。

地域審議会は、市町村の合併の特例に関する法律に基づき、合併前の町村の区域ごとに設置されております。

設置期間につきましては、合併の日から平成27年3月31日までとなっており、平成18年8月1日に笛吹市に合併した芦川区域についても、同様の取り扱いとなっております。

議員おっしゃるとおり、地域審議会の所掌事務は、新市建設計画の変更に関する事項・執行状況に関する事項など、市長の諮問に応じて審議し答申することであり、また、必要に応じて審議し、市長に対し意見を述べることができる建議機関としての性格も有しております。

地域審議会制度の趣旨といたしましては、町村合併により行政区域の拡大に伴い、地域住民と行政の距離が離れることが想定され、地域住民の声が施策に反映されにくくなるとの懸念から、それぞれの地域の実情に対処し、より住みよい地域社会を目指し、きめ細かく地域住民の意見を反映させる方法として、合併特例法で定められた制度といえます。

地域審議会のメンバーといたしましては、市議会議員、公共的団体等を代表する者、学識経験者となっており、市内すべての審議会には、公共団体を代表する者として区長会を代表する方にもお入りいただいております。

また、行政区長会につきましては、行政に対する住民意見の反映や地域課題の解決、および地域コミュニティー体制の確立、あるいは市民と行政が協働・連携した取り組みを実施する行政区組織間の連絡協調、市と市民を結ぶ機関であり、より住みよい地域社会を目指し、地域住民の意見を施策に反映させるという役割は、地域審議会の目的と重なる部分が多いものと考えております。

よって、地域審議会も行政区長会もそれぞれの設置の背景は異なるものの、地域審議会からのご意見につきましては、地元行政区長会としての要望も含んだ貴重なご意見として、受け止めさせていただいた上で、対応させていただきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上野稔君）

再質問を許します。

23番、前島敏彦君。

○23番議員（前島敏彦君）

笛吹市が誕生しまして5年を迎えるわけですが、市が目指すべきまちづくりに向けて、さまざまな施策を円滑に実施していくには、市民と一体をもって行政の展開を図っていかなければならないと思います。

施策をより円滑に遂行するために、各地域審議会でも協議、研究をしてもらうことも重要であろうかと考えます。

審議会での審議内容が、各委員によって団体や市民に報告され、多くの方の意見を聞いて、その意見を審議会に反映していくことによって、行政に対し共通の認識が醸成されるものと思います。

市では、住みやすい・多くの人が集い・にぎわい・活力あるまちづくりのために、市の施策や課題、いままで私も何度か質問をさせていただきました。代表質問また一般質問もしましたけれども、石和温泉駅舎の問題ですとか、私も平成18年の9月にも質問させていただきましたけれども、先ほども中村正彦議員もされました、市民センターの問題ですとか、なかなかこ

ういう時代へ入って大変かと思います。

また、八代高家地区、御坂八千蔵地区のごみ処理場のこういった問題も、活用等について全地域の審議会に意見を求める考えがあるのか、できましたら、市長に答弁をお願いしたいと存じます。

○議長（上野稔君）

萩野市長。

○市長（萩野正直君）

前島議員の再質問でありますけれども、ご指摘のように、地域審議会は合併して10年間の特例というようなことで設置してあるわけでありまして、やはり基本は住民の意見をできる限り市の行政当局に、きちんとお伝えいただくというようなことが、私は主な目的だと思っておりますし、合併して笛吹市の場合は、新市の建設計画につきましては、既に市の総合計画ができましたから、現在はこれに沿って新しい笛吹市をつくっていこうと、こういう流れになっております。

そういう中にありましても、各種それぞれの地域において、いろいろなご意見があると思います。そういったものを集約していただき、特に区長会は本当に身近な問題から始まってのことが多いと思いますけれども、地域審議会の委員の皆さま方には、もう一步先の笛吹市を見つ、ご意見をいただければと思います。

したがいまして、今、具体的な例がございました、いわゆる笛吹市の多目的ホールあるいは市民ホールといってもいいのでしょうか、こういったものについてもご意見を賜りたいと思っておりますし、例えば、今進めておりますバイオスタウン構想、こういったものにつきましても、それぞれの地域としてご意見がありましたらいただければと思いますし、また、境川地区に今建設を進めております環境センターと申しますか、まだ名称は決まっておりません。あるいは最終処分場を含めたこととございすけれども、これに対しても、それぞれの地区でご意見をいただければ、そういったものも参考にしながら進めていきたいなど、このように思っております。

ぜひとも、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（上野稔君）

再々質問はありますか。

（「ありません」の声あり）

以上で、前島敏彦君の一般質問を終了します。

関連質問を許します。

（なし）

関連質問を終わります。

一般質問を続けます。

15番、新田治江君。

○15番議員（新田治江君）

通告に従いまして、2問質問いたします。

1問目、男女共同参画推進状況について。

合併してから第二次の男女共同参画推進委員の任期が5月で終了いたしました。

この間の、推進状況と、また今後はどうつなげていくのか、現状をお聞かせください。

2問目、ごみ減量アクション、限りある資源を大切に。

市では、ごみ減量やってみるじゃん53%を目標に取り組みを進めています。

最近、無償で物々交換をする試み、古着交換運動が各地で広がっています。着なくなった服、また小物を持ち込み、誰かに使ってもらい、もったいないにつなげるものです。

捨ててしまうのはもったいないと。また、不況やエコ意識の高まりで、再利用のリユースが注目されています。

そんなとき、それぞれの地域の空きスペースが開放され、市民が有効に活用できないか、前回も質問いたしました。再度質問いたします。

以上です。

○議長（上野稔君）

当局の答弁を求めます。

1問目、2問目とも答弁を加藤市民環境部長。

○市民環境部長（加藤寿一君）

新田治江議員の一般質問にお答えいたします。

最初に、男女共同参画推進状況についてお答えいたします。

ご承知のとおり、男女共同参画推進委員の皆さまが、5月31日をもって任期満了となりましたが、この間、推進委員の皆さまには笛吹市男女共同参画プラン実現のため、積極的に活動をいただき、心より感謝申し上げます。

さて、ご質問の推進状況についてであります。新田議員もご承知のとおり、平成18年3月笛吹市男女共同参画プラン「輝け男女、笛吹プラン」が策定され、その中で男女共同参画社会の実現のため、5つの基本目標を掲げました。

この計画策定を受け、平成19年6月、これまでの男女共同参画委員会から、計画を推進するための男女共同参画推進委員会に組織変更され、男女共同参画社会の実現の取り組みをいただいていたところでありました。

男女共同参画推進委員会正副委員長ならびに条例検討委員会委員長から、去る5月26日、男女共同参画推進委員会の2年間の活動報告と、男女共同参画推進委員会で検討されてきました、男女共同参画推進条例（案）の提案をいただいたところでありました。

度重なる推進委員会の開催や、家族一人ひとりを尊重しあう家庭づくりをテーマとした家庭部会、男女が安心して働くことのできる環境をテーマとした職場部会、また、男女が共に活動しやすい地域づくりをテーマとした地域部会の3部会において、企業訪問やパフォーマンスづくり、啓発用の歌と体操づくりなど取り組んでいただきました。

また、本年2月には集大成というべき活動報告ならびに成果発表となる、輝け男女笛吹フォーラム2008が多くの参加を得る中で、3部会の活動報告やパフォーマンス、それに男女共同参画推進条例骨子案の発表を行い、骨子案に対する意見を出席者から求め成功裏に終了いたしました。

また、各部会での推進に加えて、第1次総合計画、市民の主体的な活動を支える仕組みづくりの中で、男女共同参画推進条例の制定を考えるべきではないかという推進委員の意見を受け、平成20年7月に推進委員会の中に条例検討委員会を立ち上げられ、推進委員14名が山梨学院大学の山内教授の指導を受けながら、30回以上にわたり、熱心に条例案づくりに取り組まれ、推進委員会全体会の議論を経て、5月26日に2年間の総決算として、男女共同参画推進

条例（案）を提案いただきました。

条例検討委員会の皆さま、および男女共同参画推進委員の皆さまの熱心な活動に敬意を表させていただきます。

6月には男女共同参画推進委員の皆さまをご委嘱申し上げ、新たな体制で男女共同参画社会の実現や第2次男女共同参画プランの策定に向け、取り組んでいただくこととなります。

また、市としましては、5月26日に提案されました、笛吹市男女共同参画推進条例（案）を受け、体制づくりを図り、条例制定に向けて取り組みを行い、男女共同参画社会の実現を目指し、事業の推進に努めてまいりたいと考えております。

次に、2問目の、ごみ減量アクション、限りある資源を大切についてお答えいたします。

笛吹市では、市民および事業者がこれまでの生活習慣を見直し、ごみ減量に取り組むことで環境への負荷低減と、ごみ処理コストの軽減を実現するため、「やってみるじゃん53減量」をスローガンとした取り組みを進めております。

総合計画の中でも、「人・もの・自然を大切にする」を目的とした基本構想の中で、限りある資源を大切にする循環型社会づくりを基本施策と位置付け、具体的な事業展開の方向を示しているところであります。

市では、減量施策の1つとして、ごみを減らす4Rの推進を図ってまいりました。

これは、ごみを減らすためには、物を大切に使い、使い終わったものでも、もう一度使えるようにすることを推進するもので、英語の頭文字で、4Rと呼ばれております。リフューズは断る、リデュースは減らす、リユースは再使用する、リサイクルは再利用するの4Rであります。

市では、出前説明会を重ねる中で、分別排出の徹底は無論のこと、ごみを出さない工夫についての説明も行ってまいりました。

特に、リユースについては、広報6月号において紹介しておりますが、「みずウオーク」において、笛吹市女性団体連絡協議会の皆さまが、リユースカップを使って豚汁配布を行いました。

また、ご質問にあります支所の空スペースを使った不用品交換のリサイクル運動ですが、支所の活用方法については現在検討中であります。

リサイクルについて、現状では有志によりますが、ボランティアまつりなどのイベント開催の中で、不要になった衣類・生活用品などをバザーやフリーマーケットを開催し、再利用の推進に協力いただいているところであります。

市では、これまで取り組んできた経費の節約合理化や、ごみ減量などの環境問題などに加え、人や物を大切にする心が広く市民に根付くよう、行政と市民との協働による、「もったいない運動」を幅広く普及させてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上野稔君）

再質問を許します。

15番、新田治江君。

○15番議員（新田治江君）

輝け男女笛吹プラン実現のために、先ほど出ました条例骨子案づくりですが、検討委員会のメンバーも何回となく、家へ帰れば夜の12時というくらいに、みんなそれぞれに頑張ってきて

ました。ぜひ、1日も早い条例の制定を期待します。

また、今年度の推進委員さんは何名集まったのかお聞きしたいと思います。

そして、推進委員におかれましても、よく団体を通してお願いしている人については、忙しくて来られないとか、そういう感じの方も多いので、ぜひ、いろいろなところでその会に協力できる方を出してもらおうよう、また配慮してほしいと思います。

そして、家庭部会、地域部会そして職場部会と、それぞれいろいろ活動しています。そして家庭部会におきましても、先日、ぴゅあ総合で男女共同参画基礎講座というところで、笛吹市の活動を報告しました。そのときに「輝けチャチャ未来の」ということで、歌と体操を発表し、とても好評を得ました。そして、メンバーたちからも、ぜひこの歌・体操のDVD化ができないか、そしてそれを地域で広めるためにも、やはりそういう公共施設に出向いて行ってするには、やはりそういうDVDの制作などをしていただければ、いいなということ、その点についてもちょっとお考えをお聞きしたいと思います。

そして、もったいない運動ですが、もったいない運動でこの前も女性の集まりの中で、「市にどんなことを希望したい」と、みんなで話し合ったときに、支所の空きスペースをもし市民に開放していただいたならばということで、今回の質問になりました。

そして、今検討中ということですが、常時その場を占領ということではなくて、一時その時間だけの開放でもいいと思いますが、そんな点もうちょっとお聞きしたいと思います。

そして、今、支所のほうは、やはりみんな人の行き来が少なくてちょっと寂しい、そういう面でも人の交流もでき、地域の活性化にもつながり、明るい声が響きわたるような、そんな地域にしていきたいと思いますので、そんな点についてもお考えをちょっとお聞かせください。

○議長（上野稔君）

答弁を加藤市民環境部長。

○市民環境部長（加藤寿一君）

それでは、新田治江議員の再質問にお答えをいたします。

最初の質問でございますが、今年度、6月から委嘱を申し上げます推進委員の現在の数でございます。

現在、33名の方に応募をいただいております。要綱によりますと定員は43名以内となっておりますので、現在、同意をいただいている委員さんが少ない地域を中心に、新たに推薦をお願いしている状況でございます。

ただ、委嘱式を今月の16日に予定しておりますので、数日中には委員さんの確定をしていきたいと思っています。

それから、事業団体の協力よりも、その一般の方というお話でございますが、推進するにつきましては、事業者とか、あるいはPTAとか学校とか、もろもろの団体のご協力をいただかなければなりません。そういう意味で団体の代表の方も10団体くらいになるかと思っておりますけれども、これはぜひお願いをしていきたいと。

一般の方につきましては、広報により公募をさせていただきました。残念ながら、あまり公募がいただけなかったという、そういう現状がございますけれども、以前から継続してお願いする方については、極力協力をいただきたいということで、現在、お願いをしている状況でございます。

それから、家庭部会で制作をされました男女共同参画推進のための歌・体操、「輝けチャチャ

チャ」のDVD化のお話でございます。

これにつきましては、いままで家庭部会が中心になりまして、発表を通じて推進を図っていただいております。今後、DVD化の制作につきましては、費用面も含めまして検討をさせていただきたいと考えております。

次に、ごみ減量の「もったいない運動」の、空きスペースの活用による不用品の交換でございますけれども、先ほど申し上げましたように、公共施設の今後の検討、利用方法は検討中でございます。公共施設につきましては、それぞれの管理部署があるということございまして、一律の対応というのは難しいかと思いますが、いままでも市の施設を利用いたしまして、公的団体がバザーなどを行った例もございます。これらの例を確認させていただきまして、具体的にどういう団体かということと、どういうことをされるかということを含めまして、ご希望をお聞きしまして、そういう不用品の交換ということは4Rの一環リユースにも結びつくという、それを推進する立場でもございますので、具体的なお話を伺って、施設の管理者と協議をさせていただきたいと思っています。

以上で、答弁とさせていただきます。

○議長（上野稔君）

再々質問はありますか。

15番、新田治江君。

○15番議員（新田治江君）

今、推進委員ですけど、43名中、33名ということですが、やはり広報にも出ていたが、意外と広報を見ない人も多いし、公募ということもなかなか広がらないような、見ていてそんな感じがします。またぜひ、それまでにまだ間に合うようでしたら、いろいろなところにも声をかけて、少しでも広がりを持たせたいと思いますので、人数のほうをよろしく願います。

そして、男女共同参画のほうでは、やはり担当の課ばかりでなく、いろいろなほかの課においても、男女共同参画の意識を持った仕事の進め方、また庁内体制のほうも、こちらの推進委員と同様にこれからも続けていって、男女共同参画の浸透を図ってもらいたいと思います。

そして、DVDのほうですが、検討をしていただけるということですが、それともう1つ、地域の公共施設にはまだDVDが見られないので、できたらそれも一緒に考えてほしいと思います。それがないと見られないというから、その点も一緒に考えてください。

そして、あと1つ、不要になった、4月の新聞に葉っぱビジネスですごく皆さんに浸透していると思いますが、そこの徳島の上勝町でも、やはりごみゼロを目指して、町が買い上げたプレハブなどで、いろいろ町民が使わなくなったものを持ち寄って展示したり、欲しい人が無料で持ち帰る。そして人気があるのは子どもの服とか、おもちゃということで、すごく活発にしているようですので、そんな点も地域の人たちと相談して、また相談に行きますので、ぜひよろしく願います。

以上で終わります。

○議長（上野稔君）

答弁を加藤市民環境部長。

○市民環境部長（加藤寿一君）

それでは、新田議員の再々質問にお答えをいたします。

男女共同参画の推進体制、庁内体制でございますけれども、先ほど答弁で申し上げましたように、男女共同参画の条例案をいただきました。この内容につきまして、また庁内組織等で条例化の検討をする必要があると思っておりますけれども、この条例案の内容につきましては、その推進の立場で、それぞれの責任とか相当数盛り込まれているということでございます。

これらの条例の検討をしながら、庁内体制といえますか、職員の意識につきましても、また再認識をしてもらうような、そういう体制をとっていきたいと思っております。

DVDを見る機器ですが、庁内132行政区があるということだと思いますけれども、これを賄うというのは非常に難しいだろうと。先ほどちょっと検討と申し上げましたのは、DVDを何枚か制作するについては、それほど費用もかからないだろうという、そういう認識があるものですから、そういう答弁を申し上げたということでございまして、まずは、それが何枚かDVDを制作できたら制作をして、それを使って啓発をしてもらうという形が、まずは始まりではないかと考えております。

それから、葉っぱビジネスの関係で、一定の場所に不用品を置いて交換をするというお話でございまして、基本的には、この不用品交換につきましては、行政がそこまでやり切れないだろうと思っております。市民の方が自主的にやられることを市として支援ができるという立場で、市がそれぞれ置き場所を設置して、それで推進して管理をするというのは、非常に困難だろうと思っておりますので、バザーのように、ある公的、あるいはそういう団体の方が活動する場合について、市として支援をしていくという、そういう考え方で対応をしてみたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上野稔君）

以上で、新田治江君の一般質問を終了いたします。

一般質問を続けます。

2番、志村直毅君。

○2番議員（志村直毅君）

笛政クラブの志村直毅でございます。

議長の許可をいただきましたので、これより一般質問をさせていただきます。

まず、笛吹市の就学環境について伺います。

本市では、子どもを取り巻く環境がめまぐるしく変化する現代にあつて、昨年度には、笛吹市教育ビジョンを策定するなど、合併以来、次代を担う児童・生徒の教育環境の向上を図るために、さまざまな施策を実施しているものと理解しておりますが、具体的な就学環境の整備・充実の取り組みについて質問いたします。

まず、現在までの市立学校施設の耐震化の整備状況について伺います。

本市では、平成20年度末に耐震化率95.6%を達成しましたが、耐震診断不要の新耐震基準を満たしている施設とそれ以外のもの、ならびに近年の耐震化の整備経過についてお聞かせください。

また、まだ耐震化が済んでいない施設の整備方針について、どのように検討されているか伺います。

次に、児童・生徒に安全で栄養のバランスに配慮した学校給食を提供するために、国の補助も活用する中で、一宮小中学校の共同調理場の整備が計画されております。3月議会の教育厚

生常任委員会でも概要の説明がされ、その内容を精査する中で、早期の実現に期待しているところですが、現在までの進捗状況についてお尋ねいたします。

次に、本市では、平成16年の合併後から市費負担講師を多数配置し、児童・生徒の就学環境の充実に努めてきているものと理解しておりますが、20の小中学校、約6,400人の児童・生徒に対し、35名の市費負担講師の配置数は、他市町村との比較では県内でどれくらいの水準にあるのでしょうか、お伺いします。

次に、学校教育ビジョンにも盛り込まれている特別支援教育の課題について、まず、本市の小中学校の特別支援学級に在籍する児童・生徒数の現状と、増減の推移がどのような状況になっているのかお聞きします。

また、特別支援教育を担当される教員の配置にあたって、市費負担講師を配置している数はどれくらいあるのでしょうか、お聞かせください。

次に、教諭の研修機会として県総合教育センターでの各種研修が充実しており、指導力の向上に活用されているものと思います。

そのような中で、市費負担講師は、児童・生徒からは他の教諭と同様に先生として向き合うこととなり、日常の指導をしながら、一方で教諭としての本採用を目指している者も少なくなく、不断の学習と経験の積み重ねが必要とされる状況に置かれています。

そのために、研修等の有意義な機会も手の届くところに多数あることが望まれるわけですが、県総合教育センターの研修については対象外となっています。市では、本年度のマニフェストにも市費負担講師の研修会を盛り込んでいます。この研修の内容はどのようなものなのでしょうか、お伺いします。

次に、特別支援学級で学ぶ児童・生徒への対応は、一人ひとりの教育的ニーズに配慮し、それぞれにできる援助の形を考えていく必要があることから、就学環境の充実・向上という意味でも、教職員、保護者、地域住民への啓発とともに、十分に理解を得ていくことが不可欠であると考えております。こうした面での取り組みや教職員の研修機会の確保、創出のための方策はどのようなになっているかお尋ねします。

続いて、渋川の排水対策についてお尋ねします。

市内石和町富士見地域を流れる渋川は、明治40年の大水害による笛吹川の河道変更以後、その排水問題について、長年にわたり地域住民の大きな課題となってきました。

大正、昭和期と多年にわたり排水対策を講じ、土地改良事業により潜管工事を実施してきましたが、降雨量の多い時期には冠水を繰り返したことから、排水ポンプを設置して強制排水を行うとともに、渋川の護岸工事も実施してきました。

昭和32年には、ディーゼルエンジンによる現在の排水機に入れ替えを行い、これまで大雨、台風等による増水時には排水機を運転し、その都度、強制排水を行ってきています。

渋川は昭和43年に一級河川に認定され、現在は、平等川の河床下をくぐって濁川に流れる、自然流下方式のサイフォン式工法による施工で設けられた潜管により排水されていますが、最近でも平成16年の台風22号、23号の接近による大雨の際には、渋川が増水して周辺地域一帯が冠水し、いずれも地元消防団員が早い段階から警戒にあたり、この排水機を深夜から早朝にかけ運転し、排水対策を行ってきました。

渋川の排水対策は、荻野市長の尽力もあり潜管施設等の県の担当も確定し、今後の排水対策について本市としても対応を検討されているものと思われまます。

こうした中で、地域住民の生活の安心とともに、排水機施設の更新の要望を含めた効果的な治水対策を講じていくことが必要と考えますが、今後の渋川の排水対策について、ご所見をお伺いいたします。

以上で、壇上からの質問とさせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（上野稔君）

当局の答弁を求めます。

1問目の答弁を、早川教育次長。

○教育次長（早川哲夫君）

志村直毅議員の一般質問、笛吹市の就学環境について、お答えいたします。

最初に、学校の耐震化の整備状況および耐震化が必要な施設の整備方針についての、検討状況についてでございます。

学校施設は、児童生徒の学習・生活の場として、豊かな人間性を育むための教育環境として重要な意義を持つものでございます。

また、災害時には地域の方々の緊急避難場所としての役割を果たすものであります。

学校施設がその機能を十分に発揮するためには、まず、第1に安全で安心できるものである必要があります。

いかに素晴らしい教育活動が試みられようとも、施設に問題があっては十分な教育活動が行えないこともあり、そういった意味でも学校は、大災害にも耐え得る建物であることが望ましいといえます。

笛吹市の耐震化の現状でありますけれども、ご質問にありました、昭和56年以前の新耐震基準以前の建物の耐震性能を向上させる事業としまして、対象とする建物につきましては、小中学校20校の55棟が該当いたします。

そのうち、50棟については既に整備が終了し、残りの5棟につきまして、本年度、実施設計を予定している一宮中学校の3棟が主なものでございます。

昭和50年建設の芦川中学校の校舎、また、昭和45年建設の同体育館の2棟は、これまでも耐震化がされておられません。

なお、耐震化の工事内容は、必要に応じ既存の建物に耐震壁や鉄骨部レース等を設置する工事や、既存の老朽建物等を撤去し新たに建築する工事内容等を実施いたしまして、平成20年度末、耐震化率は95.6%を達成いたしました。

次に、耐震診断不要の新耐震基準を満たしている施設として、昭和57年以降に建設したものが35棟該当いたします。

今後の小中学校施設耐震化が必要な施設の整備方針につきましては、平成22年度に一宮中学校の3棟および一宮中学校技術科棟1棟の耐震化を図ります。

教室棟以外であります。昭和51年建設の石和北小学校の給食室の2棟、昭和49年建設の石和中学校給食室の3棟につきましては、関係課と協議を行い検討してまいります。

今後は、従来より進めてまいりました年次計画表をより精査いたしまして、学校施設の耐震化事業を進め、安全・安心な学校づくりを進めてまいります。

次に、一宮の共同調理場の進捗状況についてのお答えでございます。

共同調理場の進捗状況につきましてですが、現在、実施設計発注に向けて庁内で検討をして

いるところでございます。

特に厨房機器設計につきましては、専門的な知識が必要になりますので、建設検討委員会を立ち上げ、直接現場で仕事をされている栄養士の先生や学識経験者等をメンバーに、ご意見を多く取り入れながら、安心・安全で衛生的かつ最新の技術や装備など創意工夫する中で、鋭意検討しているところでございます。

次に、3つ目のご質問でございます、35名の市費負担講師の配置数の他市町村との比較についてのご質問でございます。

議員、ご質問のとおり笛吹市では、市費負担講師の配置につきましては、合併後の平成17年度より周辺市町村に先駆けまして、いち早く先進的に取り組んできたところでございます。

昨年度までは、講師、支援員、介助員として30名を配置してきたところでございますけれども、今年度も学校の状況を精査する中で、小学校に学習支援講師30名、中学校に講師5名の35名を配置し、支援を必要とする児童・生徒の一人ひとりに、できるだけ多くの目が向けられ、きめ細やかな、より柔軟な指導支援体制が図られるよう配慮したところでございます。

さて、ご質問の市費負担講師等の配置数でございますが、県内の他市町村と比較しての水準でございますが、35名の配置数は最も多い配置数となっております。

学校数からの配置割合から見ましても、最も高い割合となっているところであります。

こうした高い配置状況からしまして、今後、さらに充実した学習指導・支援が図られるものと期待しているところでございます。

次に、小中学校の特別支援学級に在籍する児童・生徒数の現状と増減、および市費負担講師の配置数についてのご質問であります。

ご質問の、特別支援教育とは申すまでもなく、障がいのある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた、主体的な取り組みを支援するという視点に立つ教育でございます。

一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善、または克服するため、適切な指導および支援を行うものであります。

全国的な現状から見ますと、特別支援学級で学ぶ子どもや、発達障害等を持っている子どもたちは、年々増加傾向にあり、多様化もしている状況にあります。

また、文部科学省の発表からみましても、学習障害、LDといます。注意欠陥多動障害ADHDといます。高機能自閉症障害等、特別な教育的支援が必要とする児童生徒は、約6%程度の割合で、通常学級に在籍している可能性があると言われていたところであります。

本市におきましても、同様でございます。平成21年度の特別支援学級に在籍する児童・生徒数は96名を数え、20年度の83名から見ますと13名の増加となっております。また、19年度の73名から見ますと23名が増加したことになります。1年ごとに増加の傾向にあり、2年間で約30%の増加となっております。

ちなみに、市内20校への特別支援学級の設置数は、今年度新たに設置が認められた2校を含めて、17校に21学級が設置されている状況であります。

こうした状況を踏まえ、先ほど申し上げましたとおり、市費負担学習支援講師および講師を35名配置しているところでございます。

次に、市費負担講師の研修会の内容についてのご質問であります。

志村議員のご指摘のように、県費負担の教職員には県教委が行う初任者研修や10年研修等の必修研修や、希望し自主的に参加できる研修等充実しており、指導力の向上に結び付けてい

ると思われます。

これは教育公務員特例法21条に「教育公務員はその職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならない」、さらに22条には、「授業に支障のない限り、校長の承認を受けて、勤務場所を離れて研修を行うことができる」と規定されていることによるものでございます。

一方、市費負担講師に目を向けますと、県費の先生方と同様、児童・生徒の学習指導に関わるわけでありますので、市教委といたしましても、当然、指導力の向上を望むところでございます。

しかしながら、任命者や雇用形態の違いから、県費の先生方と比べまして研修の機会が少ないのが現状でございます。

そのような状況下ではありますけれども、市教委としてできる限りの研修を実施しております。

夏季休業中には、ひまわり相談室や指導主事を中心とした市費負担講師対象の研修会を毎年2日間程度、実施してきているところであります。

市費負担講師の仕事内容が、小中の校種間や学校間により違いがある現状の中、共通する研修内容を準備し、各人にレポート提出などの方法で、研さんを積んでいただいております。

また、県教委主催の特別支援教育研修会等にも、校長、市教委承認の下、参加をしてもらうなど、柔軟に対応をさせていただいております。

さらに、本年度は学校教育ビジョンの具現化の年ということで、教職員の指導力向上をめざしまして、常任講師として授業インストラクターとして名高い、鍋木良夫先生を招聘しまして、石和南小学校の校内研修に入らせていただいております。

当然ながら、笛吹市内の先生方全体にも、研修会への参加を広く呼びかけているところでございます。

教えて考えさせる授業の研修や、学習規律や子どもたちの生活規律全般にわたる指導も研修内容に入っています。

さらに、これとは別に、市内すべての先生方に呼びかけ、全国的に著名な先生を特別講師に招いての、教育講演会も計画したいと考えております。

以上のように、市教委といたしましても、独自に研修の機会をつくるように努力していますが、何はともあれ教職員の一番の研修は、各配属校における日常の校長先生をはじめ先輩や同僚からの指導や助言、そして職員同士としての連携の保持こそが大切であると思われれます。

このような職場が形成されますように、市教委としましても側面的に支援していく所存であります。

次に、特別支援学級に対する就学環境の充実・向上についての教職員、保護者、地域住民への啓発と、教職員への研修機会の確保・創出のための方策についてのご質問であります。

先ほども申しあげましたとおり、特別支援学級で学ぶ子どもや、発達障害等を持っている子どもたちは、年々増加傾向にあり、しかも多様化もしております。

学習指導要領の改訂により、特別支援教育の個々の子どもたちの多様な実態に応じた、適切な指導を一層進めるために、学校では個別の指導計画を作成することになりました。

さらに、家庭や福祉、医療、保健、労働関係等との緊密な連携を図り、一人ひとりのニーズに応じた適切な支援を行うために、個別の教育支援計画を策定し、その活用を図っているとこ

ろであります。

本市においては、ひまわり相談室の相談員が定期的に学校や保育所訪問を実施するとともに、校長からの要請により、子どもたちの学習や生活の様子等について状況を把握し、指導・支援に努めているところであります。

このような活動の中で、保護者や保健師、家庭相談員、その他関係各機関と部局の枠を外しての連携を図り、一人ひとりの実態に応じた適切な対応に努めているところであります。

また、市費負担講師の研修につきましては、先ほど申し上げましたように、市教委独自に研修の機会を設けるなど、引き続き教職員の指導力の向上を図っていきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（上野稔君）

2問目の答弁を岩澤建設部長。

○建設部長（岩澤重信君）

志村直毅議員の渋川の排水対策について、お答えいたします。

石和町の富士見地区は、歴史的に見ても過去何度も渋川の氾濫により、大きな被害を被ってまいりました。

その大きな要因は、明治40年の大水害後、上流部からの流出土砂により笛吹川の河床が次第に高くなったことや、上流地域の市街地化、開発水路整備等による流出量の増大、水田農業の減少等多くの要因が考えられますが、大雨時に滞水が生じ、いろいろな対策を講じてきたところであります。

そんな中、大正14年、国の土地改良事業の補助事業の適用を受けることに成功し、大正15年より渋川潜管工事に着手し、昭和3年に完成いたしました。

この結果、日常の排水不良は解消されたものの、夏季降雨量の多い場合はのみ切れず、冠水は免れなかった状況でありました。

昭和21年に砂原、井戸、東油川3集落の土地改良事業として、渋川・平等川の合流点に150馬力の排水ポンプを設置し、出水に備えたところであります。

その後、昭和26年には通水をよくするために護岸工事を実施し、さらには、昭和32年には、排水ポンプを非常時の停電に対応するため、電力式からディーゼル式に入れ替えを行うなど、多くの先人の皆さまの努力により、修理改善に努めてきたところであります。

合併後の平成18年につきましては、燃料漏れが発生し、オイルタンクの交換とオイルガードを新しく設置し、滞水解消に努めてきたところであります。

このような経過の中、普通河川として自治体が管理してきた渋川は、昭和43年4月に一級河川に告示されて以来、伏越水門および除塵機の維持・管理は、河川管理者の山梨県が行うこととなり、除塵機については市が県より管理の委託を受け管理することとなりました。

しかし、排水ポンプについては土地改良財産であったため、設置当時の富士見土地改良区から富士見村へ、さらには合併した石和町、笛吹市へと引き継がれ、現在、市が管理することとなったものであります。

老朽化した排水機の整備について、県の支援補助金等について陳情要請した結果、県の農政部の指導の中で、排水機等の新設および改修を行う土地改良事業としては、湛水防除事業等があり、採択要件を満たし、地域からの申請があれば事業申請は可能である旨の回答があったものの、渋川は、昭和43年に一級河川に告示されており、土地改良事業等で排水機場の改修を

行う場合につきましては、河川管理者との調整が必要であること、また、現在の急激な宅地化により設置当時と比較し、受益面積の減少が非常に大きく、現在の排水能力と同等のポンプを設置することは、土地改良事業としては困難と思われる旨の回答を得たところであります。

再度、県の支援について陳情要請をお願いした結果、今後については、河川管理者であります県土整備部局が指導機関となっただけの旨の回答が得られたものであります。

したがいまして、今後の排水機の改善につきましては、県土整備部治水課の支援指導を仰ぎ、有利な補助金、起債等の確保に努め、改修整備に取り組むこととしております。

当面は、石和町消防団の排水機隊の協力を得て、普段の点検・整備を徹底し、管理に万全を期していきたいと考えております。

一方、中流域の渋川の改修整備につきましては、沿線土地所有者のご理解をいただき、平成26年度までには清流公園までが完成の予定であります。

今後、上流域の改修に向けて、さらなる促進を希望しており、改修地域にあたる関係役員、沿線土地所有者のご理解をいただき、渋川の基点となる石和町市部字鵜飼までの事業認可および早期完成を目指して、関係団体と協力して、県に陳情要請していきたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（上野稔君）

再質問を許します。

2番、志村直毅君。

○2番議員（志村直毅君）

大変丁寧なご答弁をいただき、よく理解できました。

再質問をさせていただくわけですが、先般もこんなニュースがありました。

覆面調査というのをさまざまな経済活動の中でされているわけですが、大抵の場合、覆面調査というと、問題点、改善点を指摘するというようなところが多いわけですが、昨今やっておりましたニュースでは、褒める覆面調査をするということで、いかに取り組んでいる内容が、努力をしているものなのか、そういったことも覆面調査の中で取り上げて、褒めて育てていくというようなことをニュースで報じておりました。

笛吹市の就学環境について、この教育の問題については、市長も強い志と方針を持って取り組まれているものと理解しておりますし、市負担講師等の配置数については、これはもう県内トップレベルであるということは十分に、市民の皆さんにもまたこうした機会を通じて、お伝えしていきながら、笛吹市の教育が、頑張っているんだということを理解していただく意味も込めて、再質問させていただきます。

まず、はじめに耐震化の問題ですが、今後のスケジュールの中でも、石和北小それから石和中学校といった部分についても、ご答弁をいただきましたので、これからぜひ進めていっていただきたいと考えております。

そういう中で、学校教育の教育の内容については、午前の大久保議員の質問の中でも、教育ビジョンに基づいて平準化を図るというようなことで進めていくと、力強いご答弁もいただいたわけですが、耐震化の整備という意味においても、やはり市内のどの学校でも、学ぶ児童・生徒は、安心して教育を受けられると、そういう意味で平準化を図っていく必要があるのかなというようにも考えております。

そういう意味では、芦川の中学校の校舎、体育館といったものも、これから検討していかな

ければならない、こういった状況にある中で、そういったことを今回の議会にも統廃合の問題も含めて上程されていますから、十分に委員会の中でも慎重に審査をしていきたい、このように思っています。

具体的な部分については、耐震化の部分で石和北小、石和中学校について、スケジュール的な部分もお示しいただきましたので、平準化ということで耐震化も考えていくと、そういう理解でいいのか、この点について1つ、ご所見をまずいただきたいと思います。

それから、共同調理場の部分ですが、一宮地区の小中学校の給食室、共同調理場ということになりますと、現在の給食室をピット化していくというようなことになるとと思いますが、この整備スケジュール、それから、一宮中学校の耐震化の工期に関係しまして、調理場が稼働するまでの期間、やや間が空くのかなと思います、この間の給食の対応について、どのようにされていくのかお聞きします。

それから、共同調理場が稼働を始めるという段階になりますと、この運営をどのようにしていくかという部分も考えていかなければならないと思いますが、運営方法について、現在のところお考えがありましたらお聞かせください。

それから、特別支援と市費負担講師の関係についてですが、私もこの議会までの間、いくつか学校も訪問させていただいて、やはり現場を見せていただかないと分からない部分もたくさんありますので、歩かせていただきました。

そういう中で、学校ごとの実情というのはそれぞれいろいろ、さまざまあるんだなということを実感しております。そういう中で、市費負担講師の配置数、これは今年度増えたということですが、中には、まだまだこれでも足りないよというようなところもあったりですとか、あるいは、その処遇について、待遇ということですね。この部分についてはもう少し何とかならないのか、予算的な意味で、というようなお声もお聞きしました。

このへんは要望としてですが、配置数あるいは処遇について、可能な限り配慮をまた今後も続けていっていただけたらと思います。

そういう中で、市費負担講師の研修、マニフェストでは8月に研修が盛り込んであるわけですが、この部分について、この内容あるいは回数をもう少し増やすというような部分、可能な範囲で強化していただきたいのですが、この点についてお伺いいたします。

それから、特別支援の関係についてですが、特別支援教育それから発達障害等についての理解を深めるための取り組み、あるいは、そういった情報、そして、実際に指導をしていく上でのデータ、ノウハウ、こういったものを、個人情報等は十分配慮した中で蓄積をしていっていただきたい。そういったものを指導する現場の教職員の方に活用していただきたい。このへんのところを進めていただきたいと思いますが、ぜひお願いしたいと思います。

それから、この障がいのある子どもさん方の自立支援を図っていくというような中では、笛吹市の地域自立支援協議会というものが設置されていますが、この協議会に教育支援部会が設けられたとお聞きしておりますが、この部会は具体的にどのような取り組みをしていくのか、マニフェストの中では、協議会の開催は19回という位置付けになっておりますが、この教育支援部会の具体的な内容について、お聞かせいただけたらと思います。

いずれにしても、特別支援教育、これは法改正もあって、まだ3年、4年目というような中で、なかなか困難な事例も多く、また、当事者である保護者の方々も、またそれぞれに対応が異なるということもあって、難しい部分が多くあるのも承知しておりますが、こういった

ことを踏まえて再質問の前段の部分、お聞かせいただきたいと思います。

それから、2番目の渋川の排水対策の問題ですが、これについては、私も消防団活動を15年させていただく中で、当時の石和町消防団の排水機隊長、それから地元の部の部長も担当させていただいて、その排水機を夜中、稼働させて排水をしたというような、最後の、現在のところおかげさまでそういった状況が心配ないような、大雨洪水がないわけではないですが、そこまでの必要がないような状況で推移していますから、助かっているわけですが、けれども、小さいころから私たちの先輩の、あるいは父たちの世代、それから祖父たちの世代、そういった昭和の時代を、この富士見の地域をなんとかしていこうと努力をされてきた方々のこの活動は、私が幼少の時代にも、大雨が降れば潜管に行かなければというようにすることで、ずっと記憶に残っておりました。

そういう中で、消防団員としても、この排水機を運転あるいは点検・管理をしていく中で、本当にこの地域の排水問題というのは、長い間この地元の方たちの懸案事項になってきたんだということを、痛切に感じ取ってきました。

こういった部分については、笛吹市でもハザードマップを作っていただきましたり、あるいは水害誌を発行していただくなどして、地域住民、市民の皆さまにもお知らせするような機会をつくってきていただいておりますし、また、先日も水防訓練も行われて、常にそういったことに対応していく準備を、用意をしているというふうに理解しています。

地域の地元の区長会にも、つい先日も排水問題を考える会の皆さんから要望がありましたし、あるいは、昨年度末にも地元の区長会からも要望が上がってきておると承知しています。

ぜひ、これから地域の住民の皆さんと共に、この排水問題を何とかしていこうと、そういった運動も進めていきたいと考えておりますので、地域住民が安心して生活していくことができますように、これからまた梅雨、出水期も迎えますから、排水機の更新、こういったこともやはりずっと念頭に置きながらご支援をいただければと、このように考えております。

ご所見をいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（上野稔君）

答弁を早川教育次長。

○教育次長（早川哲夫君）

志村直毅議員から、たくさんの再質問いただきました。

お答えいたします。

最初に、芦川小の体育館でございますが、耐震化は、いまだ耐震診断もされていないというような状況でございますので、前向きに芦川小の児童のために委託を考えていきたいと考えます。

次に、共同調理場の関係でございますが、小中学校ピット化についてのスケジュールでございますが、23年の夏休みに予定しております。

それから、その調理場が休みの間の給食はどうするのかということでございますが、今現在、模索中というところでございます。他の市町村の事例等を調査しながら、良い方法を検討していきたいというふうなことでございます。

それから、共同調理場の運営方法、外部委託、アウトソーシング等のことだと思っておりますが、外部委託も今後一つの方法として検討する必要があると考えております。

それから、市費負担講師の配置数と処遇ということでございますが、35名、県下一という

状況で、あるお金を削りながら、現場の先生の声に傾けて7,700円という数字でやっているわけですが、また状況を精査しながらということで、お許し願いたいと思います。

それから、市費負担講師の研修とか、特別支援講師につきましては、積極的にやるわけですが、特に特別支援につきましては、年々、数が増えているという中で、教育相談室等を充実といいますか、精力的に使いまして対応していきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（上野稔君）

次の答弁を中川保健福祉部長。

○保健福祉部長（中川啓次君）

志村議員の、笛吹市の地域自立支援協議会の教育支援部会の具体的な取り組みという部分につきまして、私のほうから答弁をさせていただきます。

自立支援協議会では、県内の特別支援学校で学ぶ市内在住の生徒、それから、市内の中学校における特別支援学級で学ぶ生徒等、障がい児の学校卒業後の地域生活や就労への移行について、障がい児に対する教育と福祉および就労対策での連携を図っていくことが、必要であるという考えを持ちまして、課題の共有と解決に向けた取り組みを行うために、今年度から教育支援部会を設置させていただきました。

この教育支援部会におきましては、特別支援学校や市内中学校の特別支援学級の教師等の関係者をはじめとしまして、市役所の職員、それから地域療育コーディネーター、さらに地域活動支援センター、および教育事務所等の関係者によりまして、学校卒業後の地域生活の円滑な移行について、課題の発掘と解決に向けた方策を探るなど行いまして、支援者の間の連携を図りながら、支援体制の構築に向けて取り組みを進めていきたいという考えでおります。

さらにまた、将来の自立を見据えた中で、卒業後の就労に向けた就労体験、それから現場の実習の方法や、福祉作業所における訓練方法等についても、意見交換を行わせていただきながら、地域での日常活動の場の確保や生活基盤の整備についても、併せて取り組みを進めていきたいという考えで、取り組みをさせていただく予定でございます。

以上でございます。

○議長（上野稔君）

岩澤建設部長。

○建設部長（岩澤重信君）

志村議員の再質問でございますが、私も笛吹市合併して以来、渋川の内水に関する問題につきましては、多くの富士見地区の先輩の方々、それから従前の議会の皆さん方、それから、そういう方々の中から、非常に長い間先人の皆さん方が苦勞されて、渋川の内水対策にあたってきたということは、重々承知しております。

現在までの、先ほどの答弁にもございましたとおり、設置当時は土地改良財産ということで設置された。今日現在、一級河川になってしまったということで、では、笛吹市が排水機の改修にあたって、土地改良事業として改修するべきだろうか、河川管理者に改修について方策をお願いするのがいいのかと、いうふうな形の中で、どっちつかずというふうな時代がございました。今日現在の中では、はっきり現地の状態が既に土地改良事業を適用するには、困難な状態に市街化されているという、県等の指導がございましたので、現実的には県土整備部の治水課が、今後については指導・援助にあたっていくという明確な方針が得られてございます。

それから、先週でございますが、建設省の甲府河川国土事務所の所長もお出でになった機会に、渋川の排水機に対する実情を訴えまして、これは新しく着任された所長さんなんですが、状況の確認をいただいて、これから笛吹市の改善に向けて指導・援助を仰ぎたいという願いもしたところでございます。

いずれにいたしましても、多くの先人の皆さん方に大変なご苦勞をかけて今のところは、これは表現が悪いんですが、だましまし使っているというのが本当の、今の潜管を含めた排水機場の実態だと思います。

いずれにいたしましても、消防団排水機隊の皆さんに、あとしばらくの間、維持管理についてお願いをすることになると思うんですが、いずれにいたしましても恒久的な対策、誰も行かなくても自動的にいつでも、水が増えればいつでも汲み上げるというようなシステムのもの、早期に取り付けられる方法につきまして、これからあらゆる努力をしていくつもりでございますので、そんな答弁でお許しをいただきたいと思ひます。

ありがとうございました。

○議長（上野稔君）

再々質問ありますか。

志村直毅君。

○2番議員（志村直毅君）

ありがとうございました。

たくさん再質問をさせていただいたわけですが、もう少し、再々質問ということでお聞きしていきたいと思ひます。

まず、耐震化という中で、この部分については慎重に考えていかなければいけないとは思ひますが、これは参考までにとひいうことで、皆さん十分ご承知のことと思ひますが、共同調理場を造っていくのに十分これまで、ご説明いただいていると私は理解していますが、約6億から7億円というような形の中で、現状1千食ちょっとだと思ひますが、概算で1,500食くらい対応していくような、共同調理場を整備していきたいということになっております。

一方で、これは学校施設ではありませんが、芦川の直売所、これについても6億円ほどの事業規模でやっていくと。こういったこともさまざまな情報を参考にする中でこの耐震化も含めた、教育厚生常任委員会で後日の審議の中でよく検討していきたい部分だと考えております。

いずれにしましても、現在、小学校に通っている子どもたちが、安心して体育の授業が受けられる、そういったことを長期的な展望に立って考える中で、何がいいのかというようなことを判断していくことが重要ではないかなと。一番大事なのは、子どもたちがどんな環境で勉強をしていかれるのか、スポーツをしていかれるのか、こういったことなのかなというふうにも考えております。

そしてまた、この共同調理場、私は議会に送っていただくだい以前、2007年の2月ですが、一宮の桃の里ふれあい文化館で行われました笛吹市の職員研修に、これは公開の形でしたから参加させていただきまして、その折に三重県の、当時の北川知事がやっていた時代に幹部職員をされていた、行政経営アドバイザーの方をお呼びして、講演会をされたと記憶しておりますが、行政評価等に取り組んでいくノウハウなんかをお話されたということで、非常に将来の笛吹市の行政経営に対して、市長をはじめ前向きに取り組まれて、やはり大きな笛吹市をどういうふうにしていくのかということ、職員挙げて考えていくような機会を設けていた

いたんだなど、少し感慨深く思ってその日は帰ってきたわけですが、そのときに印象的だったのが、ビルドアンドスクラップというお話をされていたかと思います。

共同調理場についても、ビルドアンドスクラップじゃないのかなど。

これはやはり各校の給食室も見せていただきました。あるいは、国の補正予算で2月の臨時会の折にも教育委員会からも十分説明を受けました。実際に自分の目でも拝見させていただくと、これは少ない数の給食をそれぞれ作って、当然設備がよければ自校方式もいいんでしょうけれども、栄養教諭の配置も550名で1名というような状況の中で、やはり1千食以上の規模で作れる共同調理場、八代の共同調理施設も見せていただきました。こういったことを総合的に考え、しかも、建設する場所がスポーツ広場ということですから、現在の土地を活用してやっていかれる。そういうことを考えますと、スポーツ広場を利用していた方には、また違った形で考えていかなければならないと思いますが、そういう意味では、スポーツ広場を一体的に調理施設として、また周辺のテニスコートあるいは弓道場も含めて整備もされるということも決まっていますから、こういう中で児童・生徒に安全で栄養のバランスに配慮した、共同調理場の整備をぜひ進めていっていただきたいと考えています。

そして、特別支援の部分で再々質問という形になりますが、まず、次世代計画それから保育所ビジョン、こういった策定の中でも、当然、障がいを持つ子どものことも視野に入れた、また障害者福祉計画ともリンクして策定が進められていくものと思いますが、障がい児の学童保育についても、過去にも取り上げられてきているものと思いますが、国も県も取り組みが現状のところなされていないというような中で、市内でNPO法人がこの取り組みをしていこうと、立ち上がって準備を進めているようです。十分可能な支援をお願いしたいと考えています。

また、特別支援に関係する障がい児者への支援、あるいは、そういった組織への支援、当事者の会、グループなどが、これまでも活動をして来られているわけですが、まだまだ小さく、それから脆弱な基盤の中でやっているような状態だと認識しています。

行政として、新しいこういった課題には常に取り組みを求められていくものと思いますが、関係する職員の皆さんはもとより教職員、そして何より保護者や地域住民、市民の理解と支援体制の構築が不可欠だと思います。PTA等を通じた保護者同士のつながりの中で、理解を深める学習・啓発の大切さを感じますし、障がいの種類や難度に応じて対応も個別に異なるというような中で、難しさもあることも承知しておりますので、例えば、当事者を講師にしたケーススタディをきめ細かく行うといったようなことも考えられるのではないかと、ぜひこういったことに取り組んでいただきたいと思いますし、臨機応変の対応が求められるというようなことは、論を待たないと思いますので、文部科学省の基準といったような実態に照らして首をかしげるような制約もあるようですが、学校経営の中で障がい児を担当する教員の配置等についても十分な配慮と、また予算配分も含めて今後ともお願いしていききたいと考えていますが、この件についてのご所見を最後にいただけたらと思います。

以上です。

○議長（上野稔君）

答弁を早川教育次長。

○教育次長（早川哲夫君）

流暢なお話、ちょっと私も話がかめませんでしたけども、障がい児につきましては、数が多いということ。それに対して、数も35名に増やしたということ。それからひまわり相談室

とか、その他関係機関等もございますので、そういうところで力を合わせながら、幼児期から小学校、中学校、ひいてはその上まで一貫した指導を今後していきたいということで、お答えとさせていただきます。

よろしく申し上げます。

○議長（上野稔君）

以上で、志村直毅君の一般質問を終了します。

関連質問を許します。

大久保俊雄君。

○16番議員（大久保俊雄君）

簡潔に話をいたしますと、渋川の排水対策ということで、先ほど市部の字鶴飼ということで、広瀬、四日市場、市部までくるわけですが、市部通り拡幅工事とか、駅前線の工事とか、配水管もかなり埋めたりとか、川も一部流れが変わったということで、流量とか大きく、新しいデータに基づいてこの工事がなされるのか、分析された中で、昔の計画で対応できるのかどうか、データに基づいてされているのかというのが1点ということと、こういった不況もありますし、公共工事も減少している中で、業者を救うという意味もありまして、ある部分前倒しで市部までできないのか、その2点お伺いします。

○議長（上野稔君）

岩澤建設部長。

○建設部長（岩澤重信君）

当然、河川改修計画につきましては、一級河川ということで、山梨県が改修を行っているわけですが、それぞれ国の補助金等の要綱の中で、何年確率という確率に基づいて河川改修計画になっておりますので、渋川が何年確率で改修しているのか、今ちょっと手元に数字を持っておりませんから。いずれにしても一定の降雨確率に基づいて改修していると。その中で下流側から当然改修を行ってきますので、例えば、従前の施設の中で新しい改修計画の中で許容範囲を許せないもの、例えば、狭すぎるのところとか、そういうようなものについては、改修計画の中で改めて議論されていくことになることにご理解いただきたいと思います。

それから、今日現在、やはり河川改修事業、笛吹市管内峡東建設事務所の南部方面担当でございますが、非常に今予算が縮小されている状態の中で、国の補助事業について、今、私どもの管内でございますと、渋川と平等川が国の補助事業に基づく改修に入っております。あと、軽微な河川改修につきましては、県単河川改修と申しまして、国費はないけれども県費のみで改修するという河川もございます。

そんな中で、改修の量といいますか予算措置といいますか、こちらへんにつきまして、今回の経済対策等々の中から、公共事業等に関係いたします予算も、今年度以降、若干拡大されてくるというふうに受け止めておりますので、これから河川改修等につきまして、一級河川等につきましては極力国の補助金等の活用をいただいて、従前滞っている改修等につきまして、進度のほうが促進できますように努めていきたいと考えています。

以上、答弁といたします。

○議長（上野稔君）

関連質問を終わります。

以上で、一般質問を終わります。

本日の議事は、すべて終了いたしました。

お諮りします。

明日、9日から12日および15日は、議案調査のため休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、明日9日から12日および15日は、休会とすることに決定いたしました。

次の本会議は、16日午前11時から再開いたします。

本日は、これにて散会します。

ご苦労さまでした。

散会 午後 6時40分

平成 2 1 年

笛吹市議会第 2 回定例会

6 月 1 6 日

平成21年笛吹市議会第2回定例会

1. 議事日程(第3号)

平成21年6月16日
午前11時10分開議
於 議 場

- | | | |
|-------|---------|--|
| 日程第 1 | 議案第 52号 | 笛吹市父子家庭児童育成手当支給条例の制定について |
| 日程第 2 | 議案第 53号 | 笛吹市立学校設置条例の一部改正について |
| 日程第 3 | 議案第 54号 | 笛吹市道路法施行条例及び笛吹市公共物管理条例の一部改正について |
| 日程第 4 | 議案第 55号 | 平成21年度笛吹市一般会計補正予算(第1号)について |
| 日程第 5 | 議案第 56号 | 平成21年度笛吹市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について |
| 日程第 6 | 議案第 57号 | 平成21年度笛吹市介護保険特別会計補正予算(第1号)について |
| 日程第 7 | 議案第 58号 | 平成21年度笛吹市介護サービス特別会計補正予算(第1号)について |
| 日程第 8 | 議案第 59号 | 平成21年度笛吹市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について |
| 日程第 9 | 議案第 60号 | 平成21年度笛吹市公共下水道特別会計補正予算(第1号)について |
| 日程第10 | 議案第 61号 | 平成21年度笛吹市簡易水道特別会計補正予算(第1号)について |
| 日程第11 | 議案第 62号 | 平成21年度笛吹市水道事業会計補正予算(第1号)について |
| 日程第12 | 議案第 63号 | 平成21年度笛吹市宮春日居地区温泉給湯事業会計補正予算(第1号)について |
| 日程第13 | 議案第 64号 | かすがい東保育所建築主体工事請負契約の締結について |
| 日程第14 | 請願第 2号 | 教育予算を拡充し、教育の機会均等及び水準の維持向上を図るための請願書について |
| 日程第15 | 発議第 3号 | 笛吹市議会委員会条例の一部改正について |
| 日程第16 | 発議第 4号 | 笛吹市議会議員政治倫理の確立をめざす決議について |
| 日程第17 | 発議第 5号 | 「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の延長に関する意見書の提出について |
| 日程第18 | 議案第 65号 | 人権擁護委員の候補者の推薦について |
| 日程第19 | 議案第 66号 | 平成21年度笛吹市一般会計補正予算(第2号)について |
| 日程第20 | 発議第 6号 | 笛吹市議会会議規則の一部改正について |

日程第21 発議第 7号 教育予算を拡充し、教育の機会均等及び水準の維持向上を求
める意見書の提出について

日程第22 閉会中の継続審査について

2. 出席議員は次のとおりである。(24名)

1番	網 倉 正 治	2番	志 村 直 毅
3番	野 澤 今 朝 幸	4番	北 嶋 恒 男
5番	中 村 正 彦	6番	風 間 好 美
7番	渡 辺 正 秀	8番	亀 山 和 子
9番	降 矢 好 文	10番	堀 内 文 藏
11番	中 村 善 次	12番	龍 澤 敦
13番	野 沢 勝 利	14番	寶 修
15番	新 田 治 江	16番	大 久 保 俊 雄
17番	小 林 始	18番	内 藤 武 寛
19番	中 川 秀 哉	20番	渡 邊 清 美
21番	川 村 恵 子	22番	松 澤 隆 一
23番	前 島 敏 彦	24番	上 野 稔

3. 欠席議員

(な し)

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(19名)

市 長	荻 野 正 直	副 市 長	望 月 健 二
教 育 長	山 田 武 人	総 務 部 長	梶 原 清
経営政策部長	池 田 聖 仁	会 計 管 理 者	堀 井 一 美
市民環境部長	加 藤 寿 一	保 健 福 祉 部 長	中 川 啓 次
福祉事務所長	河 野 修	産 業 観 光 部 長	保 坂 利 定
建 設 部 長	岩 澤 重 信	公 営 企 業 部 長	竹 越 富 男
教 育 次 長	早 川 哲 夫	総 務 課 長	山 下 真 弥
財 政 課 長	鈴 木 幸 弘	消 防 長	金 井 一 貴
代表監査委員	飯 田 三 郎	教 育 委 員 長	田 中 昭 子
農業委員会長	荻 野 勇 夫		

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名（3名）

議会事務局長	古 屋 正 史
議 会 書 記	飯 島 重 人
議 会 書 記	金 井 久

○議長（上野稔君）

ただいまの出席議員は24名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日も上着を脱いで結構です。

本日、傍聴の申請があり、これを許可しましたので報告いたします。

傍聴人に申し上げます。

傍聴人は議事について可否を表明し、また、騒ぎ立てることは禁止されておりますので、静粛に願います。

また、携帯電話の電源は切るか、マナーモードに設定をお願いいたします。

なお、議長の命令に従わないときは、地方自治法の規定により、退場を命じますので、念のため申し添えます。

直ちに日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。

○議長（上野稔君）

日程第1 議案第52号から、日程第13 議案第64号までを一括議題といたします。

本案については、今定例会初日の6月4日および8日に上程され、各常任委員会に審査を付託してありますので、それぞれの常任委員長から審査の結果について報告を求めます。

はじめに、総務常任委員会委員長、降矢好文君。

○総務常任委員長（降矢好文君）

それでは、ただいま議長より委員会審査報告を求められましたので、総務常任委員会の報告をいたします。

去る、6月4日の本会議において、本委員会に付託されました議案審査を、6月10日、11日委員会を開会し、全委員出席のもと、関係当局の出席を求め審査いたしました。

本委員会に付託された案件は、一般会計補正予算（第1号）のみであり、その主なものは、人事異動および共済組合への負担金の財源率の引き上げ等に伴う職員人件費の補正であります。

人件費のうち総務課等人件費と支所人件費の共済費について、職員数に比較した補正額の差異についての質問があり、一般会計に属する職員596名分の退職手当負担金、および、旧年金制度にかかわる追加費用を総務課等人件費に一括計上しているため、総務課等人件費の補正額の割合が高くなったとの説明がありました。

そのほか、経済危機対策臨時交付金の対象となる事業について、各担当課より説明を受けました。

以上、本委員会に付託をされました案件にかかわる、主な質疑等の報告を終わります。

それでは、審査結果については次のとおりです。

議案第55号 「平成21年度笛吹市一般会計補正予算（第1号）のうち、総務常任委員会担当項目について」、賛成全員で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、総務常任委員会の委員長報告といたします。

○議長（上野稔君）

以上で、総務常任委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（ な し ）

質疑を終結します。

これより、討論および採決を行います。

この際、申し上げます。

総務常任委員会に付託されております議案第55号「平成21年度笛吹市一般会計補正予算（第1号）」につきましては、各常任委員会に分割付託しておりますので、三常任委員長の報告終了後に討論および採決を行います。

次に、教育厚生常任委員会に付託しております案件について、教育厚生常任委員長から審査結果について報告を求めます。

教育厚生常任委員会委員長、前島敏彦君。

○教育厚生常任委員長（前島敏彦君）

それでは、議長より報告を求められましたので、委員長報告をさせていただきます。

去る6月4日ならびに8日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案審査を、6月10日および11日の2日間にわたりまして、全委員出席のもと、関係当局の出席を求め開会し、審査いたしました。

審査の過程において出ました主な質疑等について、報告いたします。

保健福祉部所管では、父子家庭に育成手当を支給する父子家庭児童育成手当支給条例について、対象世帯数などの質問があり、父子家庭は106世帯あり、支給要件に該当する世帯は30世帯を見込んでいるとの説明がありました。

また、かすがい東保育所建築主体工事契約に関連して、保育所の運営について質問があり、かすがい東保育所と御所保育所については、保護者説明会等を行い指定管理者制度の導入を進めている。また他の公立保育所についても、導入を検討していくとの説明がありました。

市民環境部所管では、雇用対策に伴う緊急雇用創出事業臨時特例基金事業交付金に係る衛生対策事業の補正予算の内容について質問があり、2人・6カ月分の人件費と車の借上げ料などで、不法投棄のパトロールと回収、および空地の雑草の除去等の環境美化活動業務を、シルバー人材センターに委託を予定しているとの説明がありました。

なお、後期高齢者医療特別会計補正予算では反対討論がありました。

教育委員会所管では、平成22年3月31日をもって芦川中学校の統合再編を行う市立学校設置条例の改正について、廃校について地元の合意が得られていないなど、再検討を求める意見がありましたが、方針決定後の2年の推移を見ても、生徒数が増える状況にないため、当初の方針どおり統合再編を行うとの説明がありました。

なお、本案につきましては、反対および賛成の討論がありました。

以上、教育厚生常任委員会で審議されました主な内容について報告を終わります。

それでは、審査結果については次のとおりです。

議案第52号「笛吹市父子家庭児童育成手当支給条例の制定について」、賛成全員で、原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第53号 「笛吹市立学校設置条例の一部改正について」、賛成多数で、原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第55号 「平成21年度笛吹市一般会計補正予算（第1号）のうち、教育厚生常任委員会担当項目について」、賛成全員で、原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第56号 「平成21年度笛吹市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について」、賛成全員で、原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第57号 「平成21年度笛吹市介護保険特別会計補正予算（第1号）について」、賛成全員で、原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第58号 「平成21年度笛吹市介護サービス特別会計補正予算（第1号）について」、賛成全員で、原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第59号 「平成21年度笛吹市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」、賛成多数で、原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第64号 「かすがい東保育所建築主体工事請負契約の締結について」、賛成全員で、原案のとおり可決すべきものと決定。

以上をもちまして、委員長報告とさせていただきます。

○議長（上野稔君）

以上で、教育厚生常任委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（なし）

質疑を終結します。

これより、討論および採決を行います。議案第55号につきましては、先ほど申し上げたとおり、各常任委員会に分割付託しておりますので、三常任委員長の報告終了後に討論および採決を行います。

それでは、議案第52号を議題といたします。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第53号を議題とし、討論を行います。

反対討論を許します。

3番、野澤今朝幸君。

○3番議員（野澤今朝幸君）

野澤今朝幸です。

私は、教育厚生常任委員会のほうに所属しています。

そこで、今回の「笛吹市立学校設置条例の一部改正について」も、十分審議させていただきましたけれども、教育委員会での説明、それに対して納得できるような説明でなかったということで、あえてここで反対討論をさせていただきます。

私が、この条例の改正に反対する理由は3つあります。

まず、第1に、なぜ廃校しなければならないかという理由の説明について、なかなか納得が得られるような説明が得られなかったという点です。

確かに、現象的には芦川中学校は少数です。少ない人数です。現在、確か12人という少ない人数です。そういう中で、教育委員会がその少人数ということで、いくつかの問題が発生しているだろうということで、概して言えば財政上からくる経費の問題、そして2点目として、その少数の人数で果たして子どもたちに社会性がつくかというような問題。さらに、他の学校との、平準化という言葉を使いますが、学校との関係で施設面とか、あるいは活動面で劣るというようなことがあるんじゃないかと、というようなことが指摘されています。

しかし、このような問題についても、本当に掘り下げてわれわれが納得できるような数値、そういうものは示されていないというふうに判断しています。

特に財源問題についても、これはご存じのように、国庫支出金で義務教育は賄われていることは言うまでもないことです。市費がないとは言いませんけれども、それがどのくらいの割合で本当に今の市の財政から見て、芦川のこの金額が許されないものかどうかというような判断で、しっかりした数値も示されません。

そして、社会性の問題ですが、これも非常に抽象論だというふうに私は感じました。

確かに、人数が少なければ一般的には社会性がということがよく言われます。芦川中学校も少ない人数で、ここ特に10年くらいは少ない人数でやってきました。そういう中で本当に芦川の中学を卒業した生徒が、社会性がなく高校あるいは社会人になって、何かこういう問題が何人も発生しているというようなことがあったでしょうか、そういう検討も教育委員会はしたんでしょうか。それよりも、少ない人数の中で今失われている人間の信頼関係みたいなものが、むしろ培われたというふうに、その点については反論したいと思います。

そして、さらに平準化にして施設、例えば図書館みたいなものでも、やはり芦川で言えば劣っているから、こちらの学校に来て教育環境として良いところにといいことも言われています。そういう点は確かにありますけれども、いままで芦川のあの学校で、そういうところに行って学力が芦川の子どもは低くて弱ったものだというようなことは聞きません。年によっては、芦川の中学生は非常に優秀だというようなことも、私は聞いているわけです。

そういう中で、小規模校の特徴、特色、良い点というものについて、何ら検討がされていないということです。

つまり、今回のこの芦川中学校の廃校に関しては、まず結論ありき、廃校という結論ありきということで話が進んできたことは、非常に残念です。

そういう意味で、第2の理由としては、芦川中学校の可能性について、そういうことの議論もまったく行われなかったというふうに私は思っています。それも教育厚生常任委員会での審議の過程で、いろいろ教育委員会の説明を受けるな中でも、その点が明らかになっていない、

検討していないということが明らかだというふうに判断しました。

例えば、不登校の問題も、確かに笛吹市の中で一生懸命に不登校の問題をやっています。恥ずかしながら不登校は、山梨県で笛吹市は第1位です。そして、この山梨県は全国で第1位です。

そういう中で、大した力ではないにしても、芦川中学校がその不登校の問題にも積極的に関わってきた、こういうことの評価、その検討も果たしてされたでしょうか。

そして、もう1つ大きな問題は、芦川の中学校の場合は、こちらの平地の中学校と違って、学校が地域の非常に大きなファクター、要素となっているということです。

芦川の課題は、私がここで言うまでもなく過疎化の問題です。この過疎化に対して、今も減り続けていますけれど、それを多少でも押しとどめているのが、一つは中学校が存続していることだと思います。この間、芦川に移住して来た人たちの動向調査も、教育委員会ははしていないと思います。芦川小学校に子どもを通学させたいということで、かなりの人数の若い世帯が芦川に移住して来ています。

そういうことの検討、これはむしろ教育サイドというよりも企画サイドの政策かもしれませんが、今、芦川で若彦路が開く、そして直売所ができるというような中で、そういう中になぜ芦川中学校の、この過疎化を押しとどめる要素としての芦川中学校の検討が入ってこなかったのかということは、非常に残念であります。

そして、先ほども報告書にありました、教育厚生常任委員会の中でも言われましたけれども、ここ19年8月に方針が出てから2年ほどこれを見てきたけれど、生徒が一向に増える気配がないと、そのような指摘もありました。いままで芦川中学校がどうにか、増えはしないけれど減らない程度で抑えてきました。ここにきて2、3年で減ってはきていますけど、それは言うまでもなくPTA、先生、保護者の皆さんと行政で一生懸命にどうにか生徒を増やそうという努力の結果です。

教育委員会が、私から言わせれば、芦川も合併したのにもかかわらず、芦川というのを当事者として見てないというふうに、きつい言葉で言えば言えると思います。外からまったく傍観者、第三者の立場としてこの2年間傍観していたと。そして、子どもは増えないと。行政の努力なくして子どもが増えるはずがありません。

そういうことを19年8月に教育委員会は約束したんだから、つまり自分たちが努力をするとかそういう約束は何もない中で、何しろ2年間見ると。それをPTAもOKしたんじゃないかというようなお話です。非常に残念なお話です。

そして、第3の理由としましては、この間言われてきたようにまったく地域へ行っての合意形成、あるいは説明責任、こういうものを果たしてこなかったというふうに思います。

例えば、PTAに対しては、確かに方針をPTAの代表に手渡したという事実はありますけれど、これだけ重要なことをPTAの皆さんを集めて説明するなり、そこでまた意見を聞くなり、そういうことは一切なされませんでした。

さらに、地域審議会です。この地域審議会は、私が言うまでもなくいろんな地域の、特に合併と絡むような重要なことは、ここの地域審議会にかけながら事を進める。これは行政側でも否定しなくて、そういう方向でやっているかと思いますが、この地域審議会にもまったくこの学校統廃合のことについては説明もしない、意見も聞かないという状態です。そして、それは議会で話されているからいいだろうというようなご意見でした。

地域審議会は、私もメンバーです。PTAも、私も子どもがいます。確かに私の反省するところでは、そういうところで自分たちが、ここに来て説明してくれとか、意見を聞いてくれと、これはもっと率直に教育委員会に言うべきだというふうに深く、それは反省しています。

ただ、地域審議会にしても、これは基本的には本課のところでは市長の諮問機関です。そして、このような大きな問題をわれわれがそのような対応をしなかったからといって、地域審議会で、当局のほうで、教育委員会のほうで説明、そういうことをしなくてもいいという理由には決してならないかと思います。

最後にですが、議会は言うまでもなく、執行機関を制御する機能、もっと平たく言えばチェックする機能が重要な機能かと思います。

議員の皆さんも、油断を持つことなく、またこれから賛成討論もあるかと思いますが、そういう中でしっかり判断していただきたい。そして、議会の権威というものは、そういうとこの判断によって市民に示されるというふうに思います。

執行部が出す条例、予算、補正予算、これをすべてOKで、いいということで通すのだったら、これは本当に議会が必要かというような疑問符もつくような状況かと思います。

少なくとも、芦川中学校の廃校に関しては、私が今申し上げたような多くの問題を持っているという理解をもしされるならば、ぜひ皆さんの真摯で適切な判断をお願いしたい、このように思います。

○議長（上野稔君）

次に賛成討論を許します。

10番、堀内文蔵君。

○10番議員（堀内文蔵君）

賛成の立場で、これから賛成討論をさせていただきます。

長い歴史を持つ芦川地域の方々にとって、学校がなくなることについては、大変寂しいものであるということは十分理解しております。

しかし、これから大きく世の中へ羽ばたこうとする中学生の教育ということを考えると、切磋琢磨できる環境づくりが大切であります。中学校時代は多くの友だちをつくり、自分を一回りも二回りも大きくして、いろんな環境に順応できる自分自身をつくり上げていく時期だと思います。

これまで議会への答弁、また、教育委員会のお話を聞く中で、市として十分に意を尽くしていることが分かりました。

また、今後の話し合いの中で、地域の思い、保護者の思いも十分に受け止めるべき努力をしていくということもお約束をいただきました。

繰り返しになりますが、教育委員会には教育効果や学習環境の向上を図るとともに、スムーズに子どもたちが新たな中学校生活に移行できますよう、また、将来を担う子どもたちの創造性、豊かな人間性育成のため、最大限の努力をお願いするものであります。

今後は、保護者の皆さん、また地域の方々にも理解と協力を得て、芦川地区中学校の皆さんお一人お一人が大きく成長されますことをご期待申し上げ、賛成討論といたします。

○議長（上野稔君）

続いて、反対討論を許します。

7番、渡辺正秀君。

○7番議員（渡辺正秀君）

日本共産党の渡辺正秀でございます。

議案第53号「笛吹市立学校設置条例の一部改正について」、要するに芦川中学校の廃止ということでございますが、これに対して反対の立場から討論させていただきます。

先ほど、野澤議員から詳細な反対討論がございましたが、まったくそのとおりだと共感いたしました。

また、その後、賛成討論もございましたが、何か現在の芦川の子どもたちがかわいそうだというようなお話がございましたけども、今、多くの教育問題として取り上げられている問題は、大規模学校において、都会の中の孤独と同じように、大きな学校の中の孤独と、そういう中からさまざまな問題が生れております。

そうした中で、小規模校であります。これからはもう少し生徒数が増えていくことは期待されるわけですが、この小規模の学校を維持していくということは、本当に宝物を維持していくんだというふうに私は感じております。

そして、私は端的にお話しさせていただきたいと思いますが、この2年間で振り返ってみますと、そもそも教育というのは、一般行政とはかなり性質を異にしているところがございます。それは、教育というものの担い手、これは子どもであり、親であり、そして地域であり、そして先生方、そして、それを支えていくのが教育委員会であり、また市でございます。そして、一番大事なこの子ども、親、地域そして先生方、こういうところとのひざ詰めの、どういう方向を模索していったらいいか、どういう方向を実現していったらいいかと、この合意の努力と合意がなされないまま、今回、ここに廃止の議案が提案されたわけでございます。

そもそもの教育の担い手という問題を考えるならば、そこを詰めた、ひざ詰めの結論というものがないまま議会に上程されるということは、これは失投でございます。

われわれ議員としても、これを地元、そうした担い手の中の合意が得られないまま議員に判断しろということは、これは大変無茶な話ではないかと思っております。

もう1点は、芦川地域というのは、今度トンネルも開通する予定でございます。今、八ヶ岳山麓は都市の住民と共に地元の住民が協力して発展しております。しかし、このトンネルをくぐれば日本でも有数な観光地、風光明媚な富士五湖地域になりますし、逆に来れば、その奥座敷として芦川地域がございます。八ヶ岳山麓に勝るとも劣らない可能性を持った、都市の住民と、それから現在住んでいる住民、協力して新しい可能性を切り開くことができる、その可能性を持った地域でございます。

その中で、学校というものは非常に重要な役割を果たす。その芦川地域の発展の可能性の芽をつぶすことになりはしないかと、大変危惧するところでございます。

このような理由から私は、この芦川中学校の廃止ということについて、ここに上程したことについて強く抗議するとともに、反対の討論とさせていただきたいと思っております。

どうもありがとうございました。

○議長（上野稔君）

ほかに討論ありませんか。

（ な し ）

討論を終結します。

これより、議案第53号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

挙手多数です。

よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第56号から議案第58号までを一括議題とします。

お諮りします。

本3案件については、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

お諮りします。

本3案件に対する委員長報告は可決です。

本3案件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第56号から議案第58号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第59号を議題とし、討論を許します。

討論ありませんか。

(な し)

討論を終結します。

これより、議案第59号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

挙手多数です。

よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第64号を議題といたします。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

次に、建設経済常任委員会に付託しております案件につきまして、建設経済常任委員長から審査の結果についての報告を求めます。

建設経済常任委員会委員長、大久保俊雄君。

○建設経済常任委員長（大久保俊雄君）

それでは、ただいま議長より報告を求められましたので、委員長報告をさせていただきます。

去る、6月8日の本会議において、本委員会に付託されました議案審査を、6月10日、11日に全委員出席のもと、関係当局の出席を求め開会し審査いたしました。

審査にあたり、その内容、意見等について、いくつか報告いたします。

産業観光部所管では、地域の雇用機会を創出するため、ふるさと雇用再生特別基金事業の実施に伴う補正予算の説明があり、この中で、農作業の補助などを行うためのシルバー人材センターと連携した援農支援システム構築事業・地産地消促進事業や、インバウンド対策として通訳雇用などを計画する観光振興事業、タイムリーな情報発信と観光商品を提案するアクティブ・インフォメーションセンターの開設など、各事業概要について説明を受けました。

これらの事業が関係機関と連携を取ることで、低迷した地域経済の振興の一助となるか、また、安定向上した雇用確保また労働力の供給がなされるか、今後チェックが必要であり、また、プレミアム付商品券の第2段など、下半期に向けても即効性のある地域経済浮揚策を検討していく必要があるとの意見がありました。

建設部所管では、職員人件費にかかる補正予算が主なものでありましたが、緊急雇用創出事業として、指定管理や管理委託が行われていない公共施設や市道等において、除草や街路樹の枝打ちなどを行う公共施設クリーンアップ事業の実施について説明がありました。なお、事業の実施個所は、今後選定が行われていくとのことであります。

また、笛吹市道路法施行条例及び笛吹市公共物管理条例の一部改正については、電柱やガスパ等の道路占用物件の占用料について、上位法令の改正に伴い改正するものであるとの説明がありました。

公営企業部所管では、公共下水道特別会計、簡易水道特別会計、水道事業会計、春日居地区温泉給湯事業会計の各補正予算について説明がありました。

計量法に基づく検定期間が満了となった水道メーターの交換業務について、緊急雇用対策に関連して委託から直営により実施することや、下水道工事に伴い、地域から早期の復旧が求められている県道の舗装復旧負担金、温泉事業が企業会計に移行したことによる新たな企業会計システムの構築などを内容とするものであります。

以上、本委員会に付託を受けました案件にかかる主な内容等の報告を終わります。

それでは、審査結果については以下のとおり決定したので、笛吹市議会会議規則第101条の規定により報告いたします。

議案第54号 「笛吹市道路法施行条例及び笛吹市公共物管理条例の一部改正について」、賛成全員で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第55号 「平成21年度笛吹市一般会計補正予算（第1号）のうち、建設経済常任委員会担当項目について」、賛成全員で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第60号 「平成21年度笛吹市公共下水道特別会計補正予算（第1号）について」、賛成全員で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第61号 「平成21年度笛吹市簡易水道特別会計補正予算（第1号）について」、賛成全員で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第62号 「平成21年度笛吹市水道事業会計補正予算（第1号）について」、賛成全員で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第63号 「平成21年度笛吹市営春日居地区温泉給湯事業会計補正予算（第1号）について」、賛成全員で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、委員長報告といたします。

○議長（上野稔君）

建設経済常任委員長の報告が終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結します。

これより、討論および採決を行います。議案第55号につきましては、先ほど申し上げたとおりです。

それでは、議案第54号を議題とします。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（ 挙 手 多 数 ）

挙手多数です。

よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第60号から議案第63号までを一括議題とします

お諮りします。

本4案件については、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

お諮りします。

本4案件に対する委員長報告は可決です。

本4案件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第60号から議案第63号は、原案のとおり可決されました。

以上で、各常任委員会に付託いたしました議案の採決が終了いたしました。

これより、各常任委員会に分割付託いたしました議案第55号を議題といたします。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

○議長（上野稔君）

次に、日程第14 請願第2号を議題とします。

本件は、定例会初日に教育厚生常任委員会に付託いたしました。

審査の結果について、教育厚生常任委員長から報告を求めます。

教育厚生常任委員会委員長、前島敏彦君。

○教育厚生常任委員長（前島敏彦君）

ただいま、議長より報告を求められましたので、教育厚生常任委員会に付託されました請願につきまして、6月11日に審査をいたしました。

その結果につきまして報告いたします。

請願第2号 「教育予算を拡充し、教育の機会均等及び水準の維持向上を図るための請願書について」は、賛成全員で採択すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、請願審査の報告といたします。

○議長（上野稔君）

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結します。

続いて、討論を行います。

討論ありませんか。

(な し)

討論を終結します。

請願第2号の採決を行います。

この請願に対する委員長報告は採択です。

本件は、これを採択することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員です。

よって、請願第2号は委員長報告のとおり採択することに決しました。

後刻、日程を追加し、「意見書の提出について」を議題とします。

○議長（上野稔君）

次に、日程第15 発議第3号を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

降矢好文君。

○9番議員（降矢好文君）

発議第3号

平成21年6月16日 提出

笛吹市議会議長殿

提出者	笛吹市議会議員	降 矢 好 文
賛同者	同	前 島 敏 彦
	同	大 久 保 俊 雄

笛吹市議会委員会条例の一部改正について

笛吹市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

提案理由

議会運営委員会委員の構成員の変更に伴い、所要の改正を行う必要があるため、本案を提出するものである。

改正内容につきましては、お手元にお配りしました資料のとおりでございます。

○議長（上野稔君）

お諮りします。

本案については、質疑・討論、および会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、発議第3号は、質疑・討論・委員会付託を省略することに決定しました。

発議第3号の採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員です。

よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

○議長（上野稔君）

次に、日程第16 発議第4号を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

降矢好文君。

○9番議員（降矢好文君）

発議第4号

平成21年6月16日 提出

笛吹市議会議長殿

提出者 笛吹市議会議員 降矢好文

賛同者 同 前島敏彦

同 同 大久保俊雄

笛吹市議会議員政治倫理の確立をめざす決議

笛吹市議会会議規則第13条の規定により、別紙のとおり提出いたします。

提案理由

今般の笛吹市議会議員の市税等の滞納問題を議会全体として真摯に受け止め、市民の信頼を取り戻すため、本決議を提出いたします。

笛吹市議会議員政治倫理の確立をめざす決議

議会制民主主義は、「市民の議会に対する信頼」の上に、はじめて成り立つものである。

しかし、先の本市議会議員の市税等の滞納問題により、市民の議会に対する信頼を大きく失墜させたことはきわめて残念である。

私たち笛吹市議会議員は、今回のことを市議会全体として真摯に受け止め、市民の信頼を取り戻すため、笛吹市議会議員政治倫理規程を制定し、主権者たる市民の厳粛な信託を受けた代表者として、その使命と責任を深く認識し、自らの人格と倫理の向上に努め、常に議員としての良識と責任感を持って、誠実かつ公正にその職務を全うし、本市議会に対する市民の信頼の回復に努めることをここに決意いたします。

以上、決議といたします。

平成21年6月16日 笛吹市議会

以上です。

○議長（上野稔君）

お諮りします。

本案については、質疑・討論、および会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、発議第4号は、質疑・討論・委員会付託を省略することに決定しました。

発議第4号の採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員です。

よって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

○議長（上野稔君）

次に、日程第17 発議第5号を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

降矢好文君。

○9番議員（降矢好文君）

発議第5号

平成21年6月16日 提出

笛吹市議会議長殿

提出者 笛吹市議会議員 降矢好文

賛同者 同 前島敏彦

同 同 大久保俊雄

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の延長に関する意見書の提出について

上記意見書を別紙のとおり、地方自治法第99条の規定により提出いたします。

提案理由

地震対策緊急整備事業計画の根拠である地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の延長について、特段の配慮をされるよう要望するため、本意見書を提出するものであります。

意見書につきましては、お手元にお配りしました資料のとおりでございます。

以上でございます。

○議長（上野稔君）

お諮りします。

本案については、質疑・討論、および会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、発議第5号は、質疑・討論・委員会付託を省略することに決定しました。

発議第5号の採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員です。

よって、発議第5号は原案のとおり可決されました

暫時休憩いたします。

10分休憩いたします。

休憩 午後12時05分

再開 午後12時15分

○議長（上野稔君）

再開いたします。

ただいま、市長より人事案件1件および予算案件1件が、また、各委員長から所定の賛同者と共に2件の発議が提出されました。

お諮りします。

これを日程に追加し、直ちに議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、お手元に配布の議事日程のとおり日程を追加いたします。

○議長(上野稔君)

これより、日程第18 議案第65号および日程第19 議案第66号を一括議題とし、提出議案に対する要旨説明を求めます。

市長、荻野正直君。

○市長(荻野正直君)

本日、追加提案させていただきます議案につきまして、概略を説明申し上げます。

まず、議案第65号 「人権擁護委員の候補者の推薦について」であります。議案書にお示しのとおり、渡邊明文氏を人権擁護委員の候補者として推薦するため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の同意を求めます。

住所は石和町中川289番地、生年月日は昭和23年9月23日生、満60歳であります。

次に、議案第66号 「平成21年度笛吹市一般会計補正予算(第2号)について」であります。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出にそれぞれ9億1,900万円を追加し、総額を287億2,100万円とさせていただくものであります。

歳入につきましては、国の追加経済対策に盛り込まれた地方への交付金や助成金を見込んでおります。学校情報通信技術環境整備事業補助金が1億3,800万円、地域活性化経済危機対策臨時交付金が6億6,100万円、地域活性化公共投資臨時交付金が1億1,900万円で、国庫支出金として9億1,900万円を追加するものであります。

歳出につきましては、経済危機対策臨時交付金事業といたしまして8億円、公共投資臨時交付金事業として1億1,900万円をそれぞれ新たに追加して、財源内訳といたしまして全額国庫支出金を見込むものであります。

歳出の内訳であります。総務費にあつては、公用車購入、グリーンIT化事業、地域力活用PR事業など3億9,100万円。

民生費では、福祉事務所無停電施設設置、保育所遊具改修など4,500万円。

土木費では、公共投資臨時交付金事業として、道路新設改良費に1億1,900万円。

消防費では、災害備蓄品購入および新型インフルエンザ対策事業などに5,300万円。

教育費では、市内中学校IT環境の整備費として3億円をそれぞれ追加するものであります。

以上、追加案件の概略とさせていただき、よろしくご審議の上、ご議決賜らんことをお願い申し上げます。

○議長(上野稔君)

説明が終わりました。

これより、議案第65号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結します。

お諮りします。

本案は、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第65号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

議案第65号の討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結します。

議案第65号の採決を行います。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員です。

よって、議案第65号は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、議案第66号の質疑を行います。

この際、申し上げます。

本案については、所管の常任委員会に付託することになっておりますので、大綱的な質疑にとどめたいと思います。

それでは、ただいまから大綱質疑の発言を許します。

質疑ありませんか。

渡辺正秀君。

○7番議員(渡辺正秀君)

大変な経済状況ということで、雇用も大変と、経済も大変という状況の中で、この中では車を買うとか、あるいはパソコンを買うという予算が非常に多いわけですが、今、本当に地域の経済も大変、そして雇用状況も大変。地域経済、あるいは地産地消など、どういうポイントを置いての予算計上なのか、そのへんの考え方をご説明願います。

○議長(上野稔君)

副市長。

○副市長(望月健二君)

渡辺議員の大綱的質疑でございますが、今回の補正予算が地産地消あるいは地域の経済活性化に、どのように配慮されているかというご質問と承りますが、ご案内のとおり、この予算につきましても、国の経済危機対策に則った事業を市として取り組んでまいりますのでございます。

今、これを予算化しまして、ご議決いただきましたら、執行にあたりましては、十分、地域経済が活性化するよう意を用いて執行したいと考えております。

よろしくお願いたします。

○議長(上野稔君)

質疑を終結します。

ただいま、議題になっております議案第66号は、お手元に配布してあります議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

なお、休憩中に常任委員会を開催し、審査をお願いします。

ここで、暫時休憩します。

3時30分の再開を目安に委員会を開会してください。

休憩 午後12時24分

再開 午後 3時26分

○議長（上野稔君）

再開いたします。

日程第19 議案第66号を議題といたします。

本案については、各常任委員会に審査を付託してありますので、それぞれの常任委員長から審査の結果について報告を求めます。

はじめに、総務常任委員会委員長、降矢好文君。

○総務常任委員長（降矢好文君）

それでは、議長より報告を求められましたので、委員長報告をさせていただきます。

総務常任委員会に付託されました議案審査を本日午後1時30分から、関係当局の出席を求め開会し、全委員出席のもと審査をいたしました。

審査にあたり、いくつか質疑また反対討論がありましたが、内容については割愛させていただき、審査結果についてのみを報告いたします。

議案第66号「平成21年度笛吹市一般会計補正予算（第2号）のうち、総務常任委員会担当項目について」は、賛成多数で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、委員長報告といたします。

○議長（上野稔君）

以上で、総務常任委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結します。

この際、申し上げます。

総務常任委員会に付託されております本案につきましては、各常任委員会に分割付託しておりますので、三常任委員長の報告終了後に討論および採決を行います。

次に、教育厚生常任委員会に付託しております案件につきまして、教育厚生常任委員長から審査の結果について報告を求めます。

教育厚生常任委員会委員長、前島敏彦君。

○教育厚生常任委員長（前島敏彦君）

それでは、議長より報告を求められましたので、委員長報告をさせていただきます。

本日、午後1時30分から教育厚生常任委員会を開会し、本委員会に付託されました議案について、全委員出席のもと審査をいたしました。

審査にあたり、質疑、反対討論がありました。

内容については割愛させていただき、早速、審査結果について報告いたします。

議案第66号「平成21年度笛吹市一般会計補正予算（第2号）のうち、教育厚生常任委員会担当項目について」は、賛成多数で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、委員長報告とさせていただきます。

○議長（上野稔君）

以上で、教育厚生常任委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なし）

質疑を終結します。

なお、本案につきましては、先ほど申し上げたとおり、各常任委員会に分割付託しておりますので、三常任委員長の報告終了後に討論および採決を行います。

次に、建設経済常任委員会に付託しております案件につきまして、建設経済常任委員長から審査の結果について報告を求めます。

建設経済常任委員会委員長、大久保俊雄君。

○建設経済常任委員長（大久保俊雄君）

議長より報告を求められましたので、建設経済常任委員会委員長報告をさせていただきます。

本委員会に付託されました議案について、午後1時30分から建設経済常任委員会を開会し、全委員出席のもと関係当局の出席を求め審査いたしました。

審査にあたり、いくつか質疑等がありましたが、内容については割愛させていただき、審査結果についての報告をさせていただきます。

議案第66号「平成21年度笛吹市一般会計補正予算（第2号）のうち、建設経済常任委員会担当項目について」は、賛成全員で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、委員長報告といたします。

○議長（上野稔君）

以上で、建設経済常任委員長の報告が終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なし）

質疑を終結します。

本案につきましては、先ほど申し上げたとおりです。

三常任委員長の報告が終わりました。

これより、各常任委員会に分割付託いたしました議案第66号を議題とし、討論を行います。

討論はありませんか。

7番、渡辺正秀君。

○7番議員（渡辺正秀君）

「平成21年度笛吹市一般会計補正予算（第2号）」について、日本共産党を代表しまして反対討論を行います。

この補正は、国の補助金を財源とする9億1,969万8千円を追加するものでございます。その趣旨としては、現在の経済の逼迫した状況に対して、地域活性化・経済危機対策臨時交付

金というものを軸にしたものでございます。

では、今回補正で掲げられた事業についてどうであるかということではありますが、そのいくつかは既に予算化されているもの、これを改めて二重に計上するという財政規律を踏みにじった中身になっております。

また、地域経済の活性化ということについて、どれほどの役割を果たすのか、その多くの備品購入費等を見ますと、パソコン等が主でございますが、こうしたものはほとんど地元の経済へ直接的な刺激策、こういうものはございません。中央の大きなところの品物を購入することになっております。

また、二重に計上している予算以外にも、既にこの1、2年の間にはやらなければならないと、既に何度も予算要求が行われて近々やらなくてはならない、こういうものが前倒しで行われることとなります。

こうしたことで、実際に地域経済の活性化あるいは雇用の拡大、こういうものにつながらないことは明らかでございます。

この責任というのは、まず国の2次補正のあり方、また、それを県や市町村に下ろすやり方、そして短期間のうちにこのお金を使えという、まったく財政規律を無視したやり方が第1の原因であり、国の責任でございます。

と同時に、今、地域経済活性化対策、それから雇用対策が必要だということが昨年来、声高に叫ばれてきたにもかかわらず、その事業計画等が十分に作成されていないと、こういう中で、このお金を何かに使わなければというやり方で、この予算が立てられてしまったということでは、この経済対策に対する危機感、それから雇用に対する危機感、この欠如した笛吹市政の結果ではないかと、そこが第2の責任でございます。

とは言え、今回の短期間での作業でございますが、大変問題の多い補正になってはおりますが、二重に掲げたもののうち一方は、そのままお金が浮いてくる。あるいは、前倒しでやられた事業については、その後の財政運用については、プラスに働く、楽になっていくという側面を持っております。

そういう点では、本当に地域経済の活性化に役立つ内容、それから雇用に役立つそういう事業を、そうした財源をも使って積極的に展開することを期待したいと思っております。

このことをもって、私の本補正予算に対する反対討論といたします。

○議長（上野稔君）

討論を終結します。

議案第66号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（ 挙 手 多 数 ）

挙手多数です。

よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

○議長（上野稔君）

次に、日程第20 発議第6号を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

降矢好文君。

○9番議員（降矢好文君）

発議第6号

平成21年6月16日 提出

笛吹市議会議長殿

提出者	笛吹市議会議員	降矢好文
賛同者	同	前島敏彦
	同	大久保俊雄

笛吹市議会会議規則の一部改正について

笛吹市議会会議規則の一部を改正する規則を次のように定める。

提案理由

笛吹市議会議員政治倫理規定が制定されたため、所要の改正を行う必要があるため、本案を提出するものである。

改正内容につきましては、お手元にお配りしました資料のとおりでございます。

以上でございます。

○議長（上野稔君）

お諮りします。

本案については、質疑・討論、および会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、発議第6号は、質疑・討論・委員会付託を省略することに決定しました。

これより、発議第6号の採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員です。

よって、発議第6号は原案のとおり可決されました。

○議長（上野稔君）

次に、日程第21 発議第7号を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

前島敏彦君。

○23番議員（前島敏彦君）

発議第7号

平成21年6月16日 提出

笛吹市議会議長殿

提出者	笛吹市議会議員	前島敏彦
賛同者	同	降矢好文
	同	大久保俊雄

教育予算を拡充し、教育の機会均等及び水準の維持向上を求める意見書の提出について上記意見書を別紙のとおり、地方自治法第99条の規定により提出する。

提案理由

義務教育費国庫負担金の国負担割合の縮小や地方交付税の削減等により、自治体において教育予算を確保することが困難となっている。

このような状況の中、教育の機会均等や全国水準を確保するための制度化された義務教育費国庫負担制度を堅持し、国による教育予算の拡充と教職員定数の改善が図られる必要があるため、本意見書を提出するものである。

意見書については、お手元にお配りしました資料のとおりでございます。

以上でございます。

○議長（上野稔君）

お諮りします。

本案については、質疑・討論、および会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、発議第7号は、質疑・討論・委員会付託を省略することに決定しました。

これより、発議第7号の採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員です。

よって、発議第7号は原案のとおり可決されました。

追って、意見書を関係機関に送付いたします。

○議長（上野稔君）

日程第22 「閉会中の継続審査について」を議題とします。

各常任委員長、議会運営委員長、リニア対策特別委員長より、閉会中の継続審査の件が提出されております。

お諮りします。

本件については、お手元に配布のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本件については、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査と決しました。

以上で、今定例会に付議された案件はすべて終了いたしました。

市長より、閉会に際し、あいさつの申し出がありますので、これを許します。

市長、荻野正直君。

○市長（荻野正直君）

平成21年第2回定例会の閉会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

最初に、先ほど2時過ぎでございますが、御坂町の上黒駒付近におきまして降ひょうがございました。被害の少ないことと、また被害に遭ってしまった方に改めてお見舞い申し上げます。

今、市の職員におきましても、現地へ入りまして調査中でございます。

さて、本議会は6月4日から本日まで、13日間の日程で開催されました。

正副議長さんをはじめ市議会議員各位におかれましては、本会議ならびに各委員会を通じ、慎重かつ熱心なご審議に努めていただき、誠にありがとうございました。

本会議に上程いたしました提出案件のすべてにつきまして、原案のとおりご議決、ご承認を賜り、厚く御礼を申し上げます。

特に、先ほどご議決いただきました国の緊急経済対策に伴う補正予算につきましては、経済対策の趣旨に沿って、その効果が十分発揮できますよう、対象事業を迅速かつ的確に実施してまいります。

厳しい経済状況にある今だからこそ、より積極的な姿勢で常に一步先を見据え、有利な交付金事業など最大限活用しながら、市内の活性化に取り組んでまいり所存であります。

さて、JR東海の松本社長は、6月8日、2025年度に開業をめざすりニア新幹線について、神奈川、山梨、長野、岐阜の4県に、中間駅を1県1駅ずつ設置する考えを正式に表明いたしました。

これにより、今後、駅の設置場所をめぐってJR東海と県との調整が活発化し、駅の建設もいよいよ具体性を帯びてくることとなります。

本市におきましても、昨年5月17日、笛吹、山梨、甲州の3市による峡東圏域リニア中央新幹線誘致推進協議会をいち早く設立し、知事や県関係の国会議員に対し、早期建設と境川地内への停車駅設置につきまして、要望活動を行っております。

今年度につきましても、5月26日に、3市の首長、正副議長による理事会を開催し、今後の活動計画を確認したところであり、早速、7月に当圏域の地理的条件、交通アクセス、そして甲府盆地を一望できるロケーションの素晴らしさをアピールする中で、再度、知事への要望を行ってまいります。

また、駅の建設費については、受益者という観点から地元負担という考えも改めて強調されましたが、建設費に対するJR東海の負担および国の支援について、県と市が一体となって関係機関に対し、要望活動を展開したいと思っておりますので、併せて議員各位の絶大なるご協力もお願い申し上げます。

次に、この秋、ロンドンの大英博物館で開かれます、(仮称)土偶展に釈迦堂遺跡博物館が所蔵する土偶7点が出品されることになりました。

山梨県からは、県別では最多の11点が選ばれ、そのうち釈迦堂遺跡博物館から重要文化財の7点が出品されるものであります。釈迦堂遺跡の貴重性が世界的に裏付けられるものであり、笛吹市の歴史が海をわたり世界に紹介されることは大変感慨深く、笛吹市のPRとしてはもちろん今定例会の開会日にご紹介させていただきました、「甲斐国千年の都 笛吹市」の冊子発刊と併せ、ふるさとの歴史を知り、誇りを持つきっかけになるものと期待されております。

なお、出品される7点の土偶は、7月20日まで釈迦堂遺跡博物館に展示されておりますので、ぜひ改めてご覧をいただきたいと思っております。

次に、6月25日から7月5日まで、JAふえふきと共同で東京大田市場をメインに果実の消費拡大宣伝を行います。建設経済常任委員さんにもご同行いただき、笛吹市特産の安全安心

でおいしい高品質の果物をPRしてまいります。

また、6月26日には、旅行会社を対象としたエージェント訪問を実施し、秋から冬にかけての新しい観光モデルコースなど提案することで、本市へ誘客促進を図ってまいります。

さらに、7月30日から4日間の日程で、知事をはじめ県関係者と共に関係機関の皆さまと、「富士の国やまなし観光物産フェア in 香港」へ参加いたします。

いずれも、私自身がトップセールスを行うことにより、笛吹市の魅力を十分に発信し、本市への誘客促進と果実の販路拡大を図ってまいります。

さて、今年も7月20日から笛吹市夏まつりが始まります。本庁舎前、笛吹川原におきまして、7月20日から8月31日までの毎晩8時50分から連夜の花火が打ち上げられ、また、8月19日までの間、水・木・土・日の夜8時から、700年の歴史を持つ笛吹川石和鶴飼が実演されます。

また、8月16日には、甲斐一宮大文字焼きが開催されます。

さらに、21日に行われます笛吹市夏まつり最大のイベントであります、石和温泉花火大会におきましては、県内外から多くの方々にご来訪いただき、大輪の花火を堪能していただけるものと思います。

なお、今年も花火を目の前でご覧いただける有料観覧席をご用意させていただき、7月7日よりチケットの販売を開始いたします。

これからも、いままで培ってきた観光イベントをさらに進化させ、笛吹市を代表する観光戦略イベントとして広くアピールしてまいりたいと思いますので、議員各位におかれましても、PRにますますのご協力をお願い申し上げます。

最後に、これから梅雨本番に入ると同時に厳しい暑さの時季を迎えます。

議員各位におかれましては、くれぐれもご自愛の上、ご健勝にてご活躍されることをお祈りし、閉会のあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（上野稔君）

以上をもちまして、平成21年笛吹市議会第2回定例会を閉会いたします。

大変ご苦勞さまでした。

閉会 午後 3時55分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためにここに署名する。

笛吹市議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員

本会議録の作成にあたった者の氏名は次のとおりである。

議会事務局長	古 屋 正 史
議 会 書 記	飯 島 重 人
議 会 書 記	金 井 久